

ISSN 0914-8671

# 農村計画

NO. 41

第23卷  
1号

農業土木学会農村計画研究部会

1994.8



# 農 村 計 画 第 41 号

## 目 次

はじめに	富田 正彦	1
報 告		
1. ECにおける中山間地域等の条件不利地域対策の現況と課題		
—主に旧西ドイツを中心に—	津谷 好人	2
2. 中山間地域の農業農村整備事業の展開方向	齊藤 政満	11
3. 地域ビジョンの確立と中山間地域の活性化		
—2050年にむけた計画づくりの方法論—	星野 敏	20
4. 「星の郷」づくりと農村整備		
—地域づくり運動の展開と課題—	杉原 昇	30
5. 果樹産地の形成と地域活性化		
—農地開発事業を契機とした地域おこし—	國忠 泉	35
第15回現地研修集会パネルディスカッション記録		
「農村アメニティの構築に向けて」		41
事務局通信		58
刊行物案内		61
編集後記		62

表紙写真：棚田の秋（岡山県久米郡中央町大坪和）

中山間地域の代表的な棚田の風景です。

山あいの村里を歩けば、山ふところにいだかれた棚田や木々の緑に包まれた農家のたたずまいなど、一幅の絵のような美しい風景に出会うことができます。

この美しい農村の景観は、私たち日本人に安らぎを与えてくれる心のふるさとといってもよいでしょう。

こうした水田農業が育んできた安らぎの空間を永く後世に伝えていくことが大切ではないでしょうか。

(写真提供：苫田郡阿波村 寺本 博 氏)

# 第16回農村計画研究部会現地研修集会

農業土木学会農村計画研究部会

1. テーマ『2050年に向けた地域ビジョンの確立』

－中山間地域の活性化と農村整備－

2. 日 時 平成6年8月24日(水)

研修集会・懇親会

25日(木)現地見学会

3. 場 所 岡山衛生会館(三木記念ホール)

岡山市古京町1-1-10

☎086-272-3275

4. プログラム

(1) 研修集会 8月24日(水) 9:30~17:15

9:30~10:00 受付

10:00~10:20 開会

●午前の部 10:20~12:00

講演① 10:20~11:20

『ECにおける中山間地域等の条件不利地域対策の現況と課題』

宇都宮大学助教授 津谷 好人氏

講演② 11:20~12:00

『中山間地域の農業農村整備事業の展開方向』

農林水産省構造改善局 齊藤 政満氏

休憩(昼食) 12:00~13:00

●午後の部 13:00~17:10

講演③ 13:00~14:00

『地域ビジョンの確立と中山間地域の活性化』

－2050年にむけた計画づくりの方法論－

岡山大学助手 星野 敏氏

講演④ 14:00~14:30

『「星の郷」づくりと農村整備』

－地域づくり運動の展開と課題－

美星町長 杉原 昇氏

講演⑤ 14:30~15:00

『果樹産地の形成と地域活性化』

－農地開発事業を契機とした地域おこし－

久米南町長 國忠 泉氏

休憩 15:00~15:15

●パネルディスカッション 15:15~17:10

テーマ

『2050年に向けた中山間地域ビジョンの確立』

〈コーディネーター〉

岡山大学教授 三野 徹氏

〈パネラー〉

成羽大関酒造(株)社長 渡辺 醇造氏

おもちゃデザイナー 西田 明夫氏

タバコ専業農家 杉本 直美氏

岡山県農業開発研究所所長 上田 欣也氏

閉会 17:10

(2) 懇親会 平成6年8月24日 17:50~20:00

場 所 岡山プラザホテル

岡山市浜2-3-12(研修会場から徒歩10分)

☎086-272-1201

(3) 現地見学会 平成6年8月25日 9:00~16:00

見学場所

Aコース 美星町, 矢掛町, (昼食), 倉敷市, 岡山市

Bコース 中央町, 久米南町, (昼食), 倉敷市, 岡山市

# ECにおける中山間等の条件不利地域対策の現況と課題

—主に旧西ドイツを中心に—

津谷 好人\*

## 1. 長い歴史を持つ条件不利地域対策

—その目的と背景・経過

### 1) 新たな地域主義の登場 1975年理事会指令

条件不利地域対策がCAP（EC共通農業政策）の農業構造政策に登場するのは1975年理事会指令によってである。この対策の目的条項を記した第1条に、「条件不利地域において農業の存続を確保し、それによって最低限の人口密度の維持と景観の保全を図る目的で、これらの地域の農業の奨励と農業者所得の改善のための特別助成措置を導入する」とある。換言すれば、この地域において、農業人口の減少による社会的休閒の発生や農村基盤の脆弱化といった、こうした目標を掲げざるをえない状況が進行しつつあったことを示す。

この対策は2つのルーツをもつ。1つは農業構造政策のルーツである。従来の構造政策（①農業近代化指令、②離農対策指令、③教育・訓練・情報指令の3指令による、いわゆる選別政策）は、高度経済成長期の終焉とともに一定の限界に直面し、新たな対応を迫られた。つまり、不均等な発展によって中山間と平地農村との地域間格差が拡大し、構造政策に地域アプローチ的発想を導入せざるをえなくなってきた。

もう1つは国土整備・保全政策のルーツである。国境が陸続きであることの多いヨーロッパ諸国では、敵国の侵入の阻止という国防上の理由や産業廃棄物の不法投棄の監視といった理由から、国境地帯の整備は、極めて重要視されてきた。国境地帯には条件不利地域が多い。またこの地域には水源やダム・発電所などがあり、それら

の施設へのアクセスも含めたインフラストラクチャを維持する必要がある。更に日本の中山間地域と同様に、心の古里的存在の地域である（グリーンツアリズム）。こうしたことから山岳地帯を有するヨーロッパ各国では比較的早い時期から山地農業振興策が展開されてきた。EC指令はこの2つのルーツが合体したものといえる。

### 2) 直接所得補償（移転）方式の積極的適用 1984年理事会規則以降

「特別助成措置」とはハンディキャップ補償金（以下単に補償金）Ausgleichszulageの給付と投資助成の2つの手段を指す。農業構造政策の予算額の推移（図-1）をみると、84年以降、これにかかわる個別経営振興措置の比重が高まり、かつ、それまでの投資助成中心の施策から、補償金給付中心の措置への転換があったことがわかる。直接所得補償方式の強化である。

これはCAP改革と密接に関係している。改革の最大の目的は、農産物過剰問題を解決することにあった。このため農産物支持価格切下げや牛乳などの生産調整が断行され、これまでの価格・市場政策中心から構造政策にも力点が置かれるようになる。すなわち、新しい農業構造政策には、市場・価格政策の改革と環境問題への意識の高揚が反映される形で、構造転換目標だけでなく、環境保護目標や市場調整目標をもつ様々な措置（休耕〈市場調整〉、②生産粗放化〈市場調整、環境保護〉③生産転換〈市場調整〉、④投資助成〈構造転換〉、⑤職業教育促進〈構造転換〉、⑥条件不利地域助成〈構造転換、環境保護〉、⑦植林助成〈環境保護、市場調整〉、⑧特別環境保護地域助成〈環境保護〉）が含まれ、その範囲が従来よりもはるかに広がった。いわば、効率主義一辺倒の考え

\*宇都宮大学農学部（つや よしと）

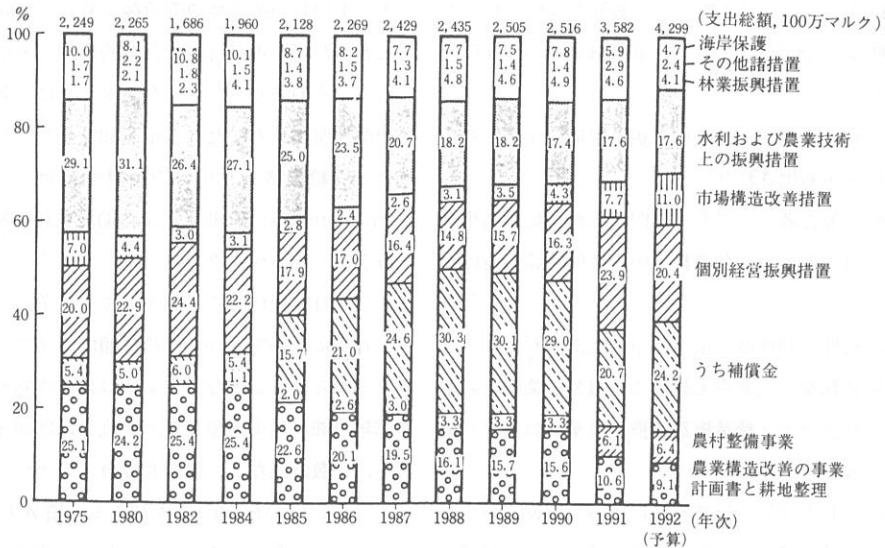


図-1 農業構造改善と海岸保護に対する財政支出の推移

資料：Die Verbesserung der Agrarstruktur in der Bundesrepublik Deutschland, 各年次版より作成。

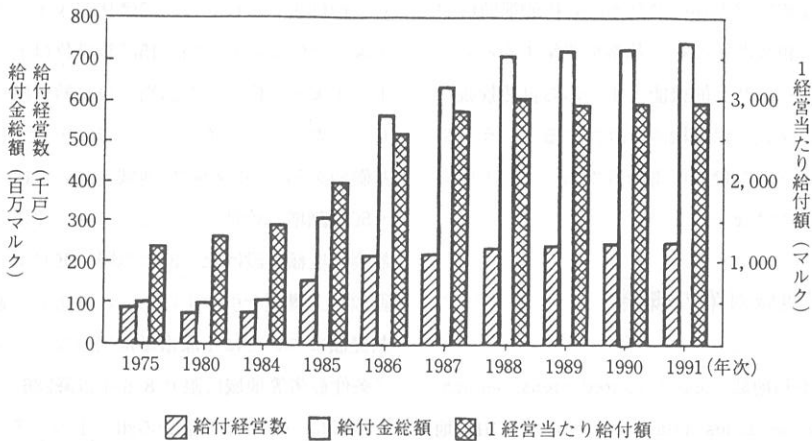


図-2 補償金の推移

資料：Statistisches Jahrbuch über Ernährung Landwirtschaft und Foresten, 各年次版より作成。

方から効率主義、地域主義、環境主義が共存しうる政策への方向転換である。本来、トレードオフの関係にある、この三つの主義を共存させる手段とみなされているのが、デカップリング、直接所得補償方式（山地農業への適用はスイス、オーストリアが先進的）である。

この構造政策見直し・改革の中で、ドイツの条件不利地域対策は、国内事情ともあいまって、大幅に強化（指定面積の拡大、補償金の給付面積・給付対象作目の拡大と単価アップ、図-2）された。その理由として次のよ

うなことを指摘できる。

- ① 従来の構造政策、特に個別経営振興措置が条件不利地域の小規模経営を切り捨てる方向に働き、経営間・地域間格差を拡大させてきたとの批判に答える必要性があった。
- ② CAP改革は、農家全般、特に条件不利地域の農家に大きなダメージを与えることが予想されたので、その代償措置が講じられる必要があった。
- ③ 農民票を支持母体の一つとして83年に登場したキリ

スト教民主同盟CDUとキリスト教社会同盟CSUの連立政権が、「改革」に対する不満緩和のため、農民保護を強化した。

- ④ 「緑の党」躍進により農村景観・環境の保全に対する取り組みが強化された。
- ⑤ 環境への加害者としての、専門化した大規模高生産性農業に対する批判がなされ、中小農保護論が台頭した。
- ⑥ 従来の条件不利地域対策が不十分であった。
- ⑦ 産業構造転換と失業率上昇による農外就業機会の縮小という状況下で、農業構造転換（農業人口排出）抑制論が台頭した。

【直接所得移転方式】：価格支持による生産助成→生産過剰→膨大な輸出補助金支出・環境負荷という悪循環を断ち切る。つまり、個別適正出荷量を削減し、国内需要に生産量を対応させ、それによって浮く輸出補助を、経営困難度の高い家族経営の存続のための直接的補助に回し、これによって粗放農業の存立基盤を確保すると同時に家族経営農業が持つ社会的機能、すなわち自然景観・農業景観の保持と国民の保養機能を維持するという戦略である。生産に中立的な最低所得補償であって、困窮者への福祉的な援助ではない。

## 2. 条件不利地域対策の概要

a) 定義：条件不利地域 (less-favoured areas, benachteiligte Gebiete, les zones défavorisées) は、①山岳地域、②その他の条件不利地域(条件不利農業地帯)、③特別ハンディキャップ地域(小地域)の3つのカテゴリーに区分されている(表-1)。

b) 助成措置：ドイツの場合、投資助成については、条件不利地域の経営が個別経営投資助成プログラム(EFP)や農業信用プログラム(AKP)に参画しやすいように、例えば、一般のEFPの規則では、農家所得に占める農外所得の割合20%以内の経営が対象であるのに対し50%以内の経営までを対象とする、あるいは利子補給率は通常4%であるのに対し6%とする、といった緩和措置を講じている。

c) 補償金給付対象者：3ha以上の農用地を経営する

者、1回目の補償金の受給後、最低5年間農業を継続する者。ただし不可抗力や公益の目的で土地収用される場合などその限りでない。なおドイツは、著しい農外資産や農外所得を有したり土地売却で著しい利益をあげた場合、受給資格がないとの項目も設けている。裕福度 Prosperitätsschwellen による助成条件の制約である(6万5千~10万マルク)。

d) 給付対象作物：1984年まで牛、羊、山羊が対象、但し乳牛については10頭・給付額80%まで、山岳地域では小麦類とりんご、なし、もも以外は作物も対象とされた。85年以降、馬も対象となり、乳牛は20頭まで(山岳地域では頭数制限なし)に緩和され、全カテゴリーで、りんご、なし、ももの0.5haを超える面積分と軟性小麦以外は作物も対象となる。また植林した場合にも給付される。但し、条件不利農業地帯と小地域でワイン用ぶどう、てんさい、集約作物は対象外とされている。

e) 給付額：ECレベルでは1984年まで①支給基礎額を1家畜単位ないしha当り15計算単位以上、②牛、羊、山羊の1家畜単位ないしha当り最高給付額を50計算単位とし、このガイドラインにそって、ドイツ連邦レベルでは基礎額を55~183マルク(地域によっては粗放型家畜に25~50%割増し給付)とする一方、一律1万マルクの給付最高限度額を設けた。85年以降、ECレベルで給付の基礎額と上限額を引き上げたのに対応し、連邦レベルでも基礎額については1家畜単位当りないしha当り55~240(条件最劣等地域に限り88年以降286)マルクに、給付限度額については大部分の州で1万2千マルク、バーデン・ヴュルテンベルクで1万5千マルク(ニーダーザクセン引き下げ、ヘッセンとラインラント・ファルツ据置、乳母牛・繁殖母牛飼養に対し、いくつかの州で1万8千マルク、バーデン・ヴュルテンベルクで2万1千マルク)に引き上げた。

実際には、この範囲内で、固定額が給付されるか、あるいは地域の種類、牛乳生産割当量、農地評価指数、農家所得額、家畜飼養形態など、経営が置かれている様々な条件によって格付けされた額が給付される。一般に最劣等地には最高額286マルクの固定額が給付される傾向があるが、ふつうの条件不利地域における格付けの条件・基準あるいは格付けの程度は、州によってまちまちで

表-1 条件不利地域の定義

E C 指 令	ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ ギ リ ス
<p>〈山岳地域〉                      景観の保全一特に土壌侵食の防止と保業地域の確保一のため農業活動が必要だが、次のいずれかの理由から、土地利用の可能性が極めて限られ、農作業の費用が相当に高つく自治体ないしその一部                      ・標高が高いため気象が極めて厳しく、植物成育期間が著しく短い                      ・標高は低い、土地の大部分、傾斜が強く、機械化が不能ないし著しくコスト高になる                      ・標高は低く傾斜は緩いが、双方合わせた条件が上述の不利に匹敵</p>	<p>〈山岳地域〉                      ・自治体の中心ないし平均標高が800m以上                      ・平均標高600m以上で大部分が傾斜度18%以上                      ＊全農用地の3.1%                      ＊全地域・ほぼ全作目に補償金給付</p>	<p>〈山岳地域〉                      高度山岳地帯(1978～)                      ・標高1200m以上                      ・平均勾配25度以上                      ＊全農用地の8.5%                      ＊高度山岳地帯特別補償金を主業的農業者に粗放型家畜に対してのみ40家畜単位を限度に給付</p>	<p>〈山岳地域〉                      なし</p>
<p>〈その他の条件不利地域〉                      著しい人口減少をきたす恐れがあり自然的な生産条件に関しては同質的で、次の特徴を持つ地域                      ・費用をかなりかけないと畑作や集約化はできず、主に粗放的畜産に適した痩せた土地・低い土地生産力のため、農業の経済状態に関する重要諸指標が全国平均を著しく下回る                      ・農業依存度が強く、人口密度が低いか人口減少率が高いため、当該地域の自立性と人口定住が危ぶまれている</p>	<p>〈条件不利農業地帯〉                      (1975～1985)                      ・農地評価指数が平均25以下、但し北ドイツでは農用地に占める永年草地割合40%以内15以下、40～60%20以下、60%以上25以下、1平方km当り人口が100人以下、農業人口割合15%以上                      ＊全農用地の27.0%                      ＊1984年まで中心地域(農地評価指数15以下)にのみ、粗放型家畜に対し奨励金を給付</p>	<p>単純山岳地帯(1972～)                      ・ヴォージュで標高700m以上、その他の地域で600m以上                      ・平均勾配20度以上                      ・ハンディキャップ指数を算定し上記と同等とされる地域                      ＊全農用地の39%                      ＊山岳地域特別補償金を同様給付                      【1988以降、山岳地域では兼業農にも給付】</p>	<p>〈その他の条件不利地域〉                      最劣等地域severely disadvantaged areas                      (ヒル・ファーミング対策が対象としてきた地域基準を承認・踏襲)                      ・牧草地面積が農用地面積の49%以上、飼料作付地1ha当り家畜飼養単位が0.78単位未満、農地借地料が全国平均の48%以下                      ・労働所得が全国平均の80%以下                      ・1平方km当り人口密度36人以下、全就労人口に対する農業就業人口割合19%以上                      ＊全農用地の46.1%                      ＊補償金給付は繁殖肥育牛及羊のみ</p>
<p>〈特別ハンディキャップ地域〉                      景観保全、観光などの理由から農業の存続が不可欠な不利地域</p>	<p>(1986～)                      ・農地評価指数が平均28以下、(北ドイツでは農用地に占める永年草地割合80%以上32.5以下の基準を新たに設置)、1平方km当り人口が130人、農業人口割合15%以上                      ＊全農用地の47.8%                      ＊全地域・ほぼ全作目に給付</p>	<p>〈その他の条件不利地域〉                      山麓地帯(1977～)                      ・1平方km当り人口50人以下                      ＊全農用地の11%                      ＊山麓地帯特別補償金を同様給付</p>	<p>劣等地域 disadvantaged areas (1984～)                      ・牧草地面積が農用地面積の70%以上、飼料作付地1ha当り家畜飼養単位が1単位未満農地借地料が全国平均の65%以下                      ・労働所得が全国平均の80%以下                      ・都市の中心地を除いた人口密度が1平方km当り55人以下で、全就労人口に対する農業就業人口割合が30%以上                      ＊全農用地の6.9%                      ＊補償金給付は繁殖肥育牛及羊のみ</p>
		<p>単純条件不利地域(1977～)                      ＊全農用地の43%                      ＊当初羊にのみ補償金、'87/'88年度以降、他の家畜にも給付</p>	
		<p>〈乾燥地帯〉(1984～)                      ＊全地域に導入、作物にも給付</p>	

資料：是永・津谷・福士『ECの農政改革に学ぶ』(1994、農文協)などより作成。  
 「特別ハンディキャップ地域」(小地域)については省略。

ある。例えば、バイエルン州の場合、千メートル以上の高地の飼料作地には一律286マルクが給付されるが、普通の条件不利地域では、農地評価指数が1点上昇すると補償金単価が10マルク減少することになっている。補償金の最高額が286マルク、最低額が60マルクで、これに対応する農地評価指数がそれぞれ11.5点と34.1～35点なので、 $\text{補償金} = 60 - (\text{農地評価指数} - 34.1) \times 10$ と表せる。また、ノルドライン・ヴェストファーレン州の条件不利農業地帯では、農地評価指数15点以下の場合240、15～20点で230、20～25点で200、25～30点で140、30～35点で60マルク給付される。農地評価指数28という条件

不利地域指定の基準よりも条件のよい農地にも給付されていることに注意されたい。

この対策では、補償金が、基本的に、頭数規模ないし面積規模に応じて給付されるため、規模が大きくなるに従って受給総額は多くなる仕組みになっているが、ドイツにあっては裕福度制限や給付額限度が存在するため、大規模層がすべてその恩恵を受けているわけではない。

【ドイツの農地評価指数LVZ】：農林業用地の課税のための評価にかかわる概念で、一種の経済的土地分級によって得られた農地の相対的等級であり、この値(0～130)は経営や市町村の自然的・構造的・経済的な状態

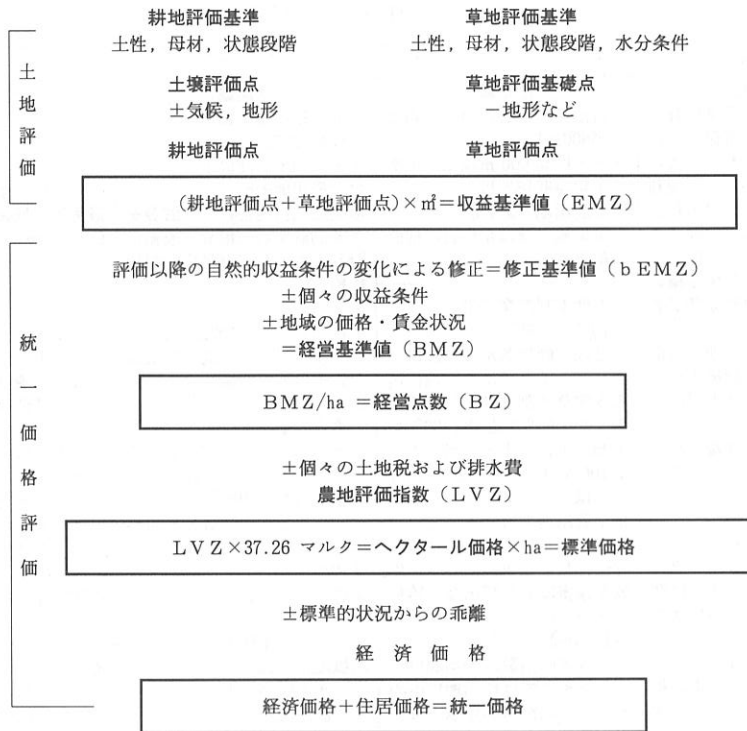


図-3 統一価格評価の方法

資料: K. Rieder, *Ratgeber für den Nebenerwerbslandwirt* (S.14), E. Reisch, *Betriebs- und Marktlehre* (S.552) から作成。

表-2 条件不利地域補償の実績

	受益経営数	補償金額 (LU当り)	ECU (経営当り)	家畜数 (経営当り)	総補償金額 (百万ECU)
ド イ ツ	245,679	65.7	1,252	13.8	307.5
フ ラ ン ス	161,559	54.2	1,497	27.4	242.0
イ タ リ ー	92,000	60.0	600	9.2	57.0
ベ ル ギ ー	7,853	41.8	981	23.5	7.7
ルクセンブルグ	2,507	87.0	3,232	25.0	8.1
イ ギ リ ス	55,935	59.0	3,029	51.4	169.4
アイルランド	100,010	67.7	861	12.7	86.1
ギ リ シ ャ	228,039	49.9	390	6.1	83.4
ス ベ イ ン	228,039	25.8	358	7.1	81.6
ポ ル ト ガ ル	111,842	62.7	380	4.7	42.5
EC	1,221,000	62.4	900	13.5	1,100.0

出所: EC, *The Agricultural Situation in the Community, 1992 Report.*  
 備考: ECの数字はオランダも含めたもの, LUは家畜単位

を反映している(平均40.6, 耕地としての利用限界16, 図-3)。

【オーストリアの台帳評価値KKW】: 山岳農場制度における重要な概念で, すべての山岳農業経営に対し台帳評価値を求め, この数値と「トラクタ利用可能農地割合」などの基準によって, ゾーン区分や補助金配分を決

$$KKW = \frac{(a)^2 + (b)^2 + (c)^2}{10}$$

- a) 気候条件: 植生期間中の14時の気温
- b) 経営外交通条件: ①農場から倉庫, 駅, 集乳所, 市場までの距離, 道路の状態, 傾斜度, ②市場販売条件



(7段階), ③農場の位置(定住形態)

c) 経営内交通条件: 圃場までの距離, 農道の状態, 農場の傾斜度, 特別条件(水不足・雪崩被害)

### 3. 条件不利地域対策の実態と問題点

#### 1) EC全体の概要

1991年時点で, 農用地面積の55.1%が条件不利地域に指定されている。国別にはデンマーク(0%), オランダ(2.4%), ベルギー(21.9%), フランス(45.1%)を除くと, 過半を超えている。補償金給付の実績についてみると, 1経営当り受給金額に著しい格差がみられる(表-2)。地中海諸国など経済発展水準の低い国は, おしなべて低額である。この額は, 畜産頭数規模ないし経営面積規模と補償金単価によって決定されるが, イギリスでは, 粗放型畜産大経営の所得確保を目指し給付頭数制限を設けていないため, 規模要因で, 他方, ドイツでは高単価要因で, 高額になっている。つまり国内農政上の必要性や財政力に応じて異なる対応がとられている。バサンは, 「この措置が, 条件不利諸地域間の所得格差を激化させる矛盾点をもつ」(是永)という。

#### 2) 対策の効果

補償金給付の効果は, 非条件不利地域における経営の農業所得との均衡達成という意味では, 一定程度みられる(表-3)。しかし小規模層が多いと思われる, 年間受給金額3千マルク以下の少額受益者が過半を占める(表-4)。この額は, この対策の趣旨からいって, 本来保護されるべきである小規模農家層の定住条件を左右するもので

表-3 專業農業経営に対する財政援助と所得移転

項 目	条 件 不 利 地 域		非条件不利 地域
	補償金なし	補償金あり	
所 得 (マルク)	41,770	44,259	48,024
収 入 補 助 金	1,781	1,877	1,703
支 出 (石 油) 補 償 金	1,548	1,625	1,830
緊 急 補 助 金	253	187	219
利 子 補 給	581	569	340
投 資 補 助 金	53	201	64
ハンディキャップ補償金	0	4,214	0
牛乳生産制限補償金	100	137	266
そ の 他 財 政 援 助	4,422	3,807	3,839
売 上 税 所 得 調 整 金	4,381	3,967	5,385
助 成 金 合 計	13,120	16,584	13,647
所得に占める割合(%)	31	37	28

資料: Agrarbericht, 1992より。

表-4 補償金受給金額別の助成経営数割合

州 名 (カテゴリー)	助 成 経 営 数	割 合 %			経営当たり 補償金マルク
		1,000マ ルク未満	1,000~ 3,000 マ ルク	3,000マ ルク以上	
シュレスビヒ・ ホルシュタイン	(b) 6,036	4.2	23.7	72.1	4,336
ハンブルク	(c) 84	15.5	33.3	51.2	4,036
ニーダーザクセン	(b) 44,209	17.4	42.9	39.7	2,768
	(c) 829	23.4	43.9	32.7	2,137
ブレーメン	(b) 188	21.8	36.2	42.0	3,442
ノルドライン・ ヴェストファーレン	(a) 424	9.2	41.3	49.5	4,447
	(b) 10,536	23.3	40.6	36.1	2,951
	(c) 973	16.1	33.8	50.1	3,521
ヘ ッ セ ン	(b) 17,673	20.3	44.7	35.0	3,048
ラインラント・ファルツ	(b) 11,174	10.8	29.6	59.6	4,293
	(c) 584	15.2	29.1	55.7	3,852
バーデン・ ヴェルテンベルク	(a) 6,397	7.6	45.3	47.1	4,205
	(b) 34,285	19.4	46.8	33.8	2,890
	(c) 4,178	37.5	51.3	11.2	1,724
バイエルン	(a) 11,148	6.9	48.7	44.4	3,683
	(b) 95,019	19.9	49.7	30.4	2,667
	(c) 227	49.3	40.1	10.6	1,564
ザールラント	(b) 280	10.4	37.5	52.1	4,787
	(c) 809	13.2	30.3	56.5	4,800
旧西ベルリン	(c) 34		20.6	79.4	6,174
全 国	(a) 17,969	7.2	47.3	45.5	3,887
	(b) 219,400	18.6	45.3	36.1	2,900
	(c) 8,330	27.2	42.2	30.6	2,889
計(平均)	245,699	18.1	45.3	36.6	2,971

資料: Die Verbesserung der Agrarstruktur in der Bundesrepublik Deutschland 1989 und 1990 より作成。

注: (a) 山岳地帯, (b) 条件不利農業地帯, (c) 小地域。

はない。対策で最も恩恵を受けるのは中農層である。

もっとも定住条件を検討する場合は、条件不利地域対策補償金だけでなく、一般政策の助成、①繁殖母牛奨励金、②肉牛特別奨励金、③繁殖羊奨励金、④粗放化補償、⑤売上税所得調整金、⑥石油支出補助金、⑦林業補助金、⑧州独自の助成金なども含めて考察する必要がある。このうち①②③⑦⑧は条件不利地域に立地す農家に特に関係する。また、経営に関する助成ではないが、農家に対する社会保険上の優遇措置である社会保険料控除も大きい。

### 3) 対策の問題点と今後の方向

対策の問題点としては、①国家的手段を介入し、低コストで生産できる条件に恵まれた地域の農業生産を抑制し、他方で恵まれない地域の生産を維持することが、経済全体として非効率、②情農を育成し有能な上層農の競争力の芽を摘みかねない、③農地評価指数が1964年の土地評価法の改正以来見直しがされていないため、地域の定義自体に欠陥の可能性があることなどを指摘できるが、最大の問題は、条件不利地域が不利でない地域にまで拡大し過ぎたことである。

条件不利地域拡大→助成作目数増加→助成経営数増加の流れは、地域的にも政策目標の点でも限定されていた従来の条件不利地域対策とは異なった性格を付与することになった。すなわち、「中小農保護」的、「所得補償」的色彩を帯びるとともに、環境負荷の畑作集約農業と環境保全的粗放型畜産（一部では過放牧が問題）を同時に助長した。このため、マクシャリー案によるCAP改革は、主要農産物の市場・価格政策の補完措置として、新たな直接所得移転方式を導入し、その矛盾を解消すべく①一般的所得補償制度、②条件不利地域補償制度、③農業環境保全に対する給付金制度、の3つの制度を明確に区分した方向に進みつつある。ドイツ農民連盟はこのマクシャリー案を、「農民を国家のレントナーにするもの」と批判する。また、「目標5b」による地域対策が強化されつつある。

補償金の性格をどのように考えるのか。近年、「所得維持手段」とみなすよりも、あくまで「自然的ハンディの補償」、「景観保全や生態学的機能維持など農業の公益的貢献に対する報酬」とみなす見解が一般的であり、その

意味では限定的であり、むやみに補償金額をアップできない。このように性格づけることで国民世論の支持を得ている。

付表-1 条件不利地域年次補償金額および農業所得に対する比率

(経営あたりECU, %)			
経営類型	国・地域	補償金額	所得比率
酪農	ドイツ(LFA)	1,720	10
	ドイツ(MA)	1,672	12
	フランス(LFA)	587	4
	フランス(MA)	2,892	21
	イタリア(LFA)	988	7
	イタリア	954	7
肉用牛	フランス(LFA)	1,773	14
	フランス(MA)	3,774	29
	イタリア(LFA)	2,104	21
	イタリア(MA)	1,367	16
	アイルランド(LFA)	801	26
	アイルランド(SDA)	945	30
	イギリス(LFA)	4,064	74
	イギリス(SDA)	5,233	96
乳肉混合	ドイツ(LFA)	1,596	11
	スペイン(LFA)	602	11
	スペイン(MA)	630	12
	フランス(LFA)	1,138	9
	フランス(MA)	3,239	30
	イギリス(LFA)	3,823	14
羊	イギリス(SDA)	5,010	19
	スペイン(LFA)	473	5
	スペイン(MA)	1,550	16
	フランス(LFA)	1,519	12
	フランス(MA)	3,924	27
	イギリス(LFA)	4,464	44
	イギリス(SDA)	6,150	61
	イギリス(HL)	7,310	73
耕種	ギリシャ(LFA)	102	1
	ギリシャ(MA)	122	2
	スペイン(LFA)	722	11
	スペイン(MA)	1,142	19
	フランス(LFA)	202	1
	イタリア(LFA)	703	9
	ポルトガル(LFA)	388	9

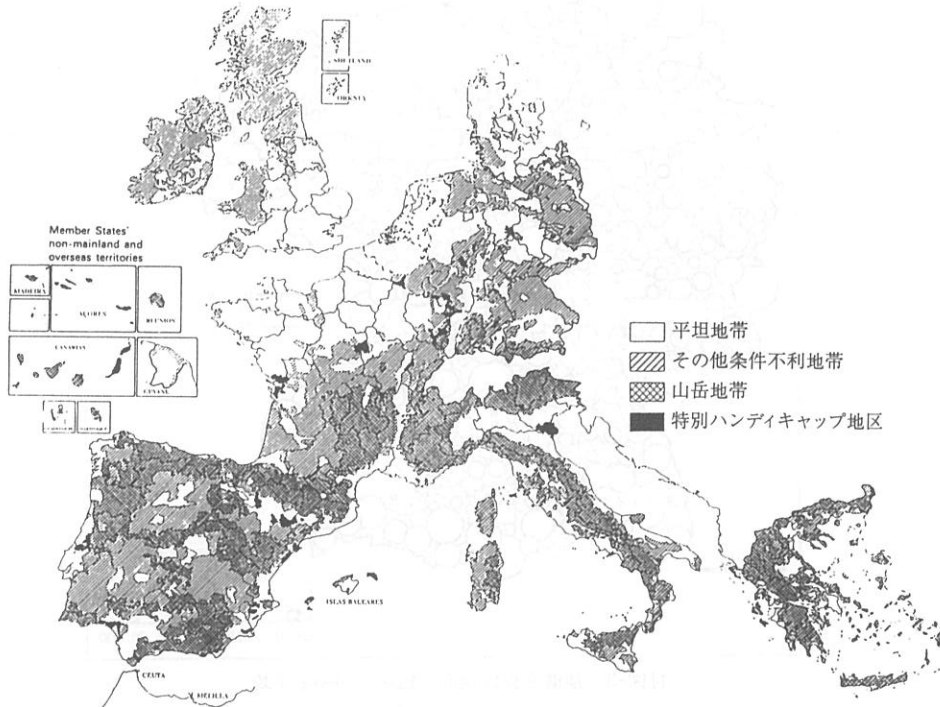
出所：Support for Farm in Mountain, Hill and Less-favoured Areas, Green Europe, 2/93 1993.

備考：RICAデータの平均経営に基づき制度上支給可能な金額を算定  
LFAは条件不利地域、MAは山岳地域、SDAは Severely Disadvantaged Areas、HLは Highlands of Scotland.

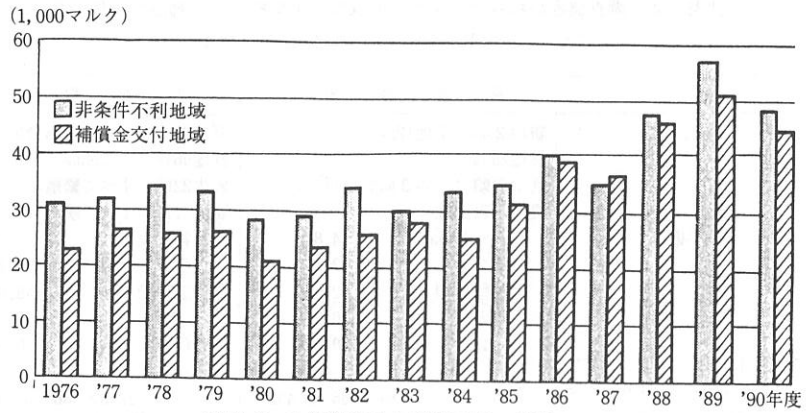
付表-2 調査農家からみた「山地」助成など平衡給付金・補償金・奨励金  
(バーデン・ヴュルテンベルク州, 1991年9月)

		調査農家 A	調査農家 B
経営概況		耕地 2 ha, 草地 12 ha 林地 25 ha 乳牛 8 頭 (うち 3 頭繁殖母牛) 農産物販売額 マルク バター 480 kg 4,800 肉牛 2 頭 3,600 肥育豚 5 頭 2,250 素材販売額 10,000 合計 20,650	草地 22.5 ha (うち 4 ha 借地) 林地 96 ha (うち 56 ha が成木林) 乳牛 22 頭 (すべて繁殖母牛) 雇用 (通年 1 人・季節 2 人) 農産物販売額 マルク 仔牛 (9 月) 15 頭 20,700 素材販売額 45,000 合計 65,700 民宿経営 (3 室) 10,800
山地助成	E C 平衡給付金	マルク 12 ha × 286 = 3,432	マルク 22.5 × 286 = 6,435
	傾斜地平衡給付金	クラス II 6 ha × 143 = 858 クラス III 6 ha × 300 = 1,800	クラス区分不明 合計 2,200
	林地平衡給付金	25 ha / 2 × 120 = 1,500	96 ha / 2 × 120 = 5,760
過剰対策・粗放化補償	草地粗放化補償	12 ha × 300 = 3,600	22.5 × 300 = 6,750
	肥育雄牛報償金	2 頭 × 90 = 180	1 頭 × 90 = 90
	繁殖母牛奨励金	3 頭 × 150 = 450	22 頭 × 150 = 3,300
一般所得補助	付加価値税給付金	12 ha × 90 = 1,080	22.5 × 90 = 2,025
	社会保険料控除	12 ha × 215 = 2,580	22.5 × 215 = 4,838
合計		15,480	31,398

資料：村田武「ドイツ山村の農家と所得補助政策」(『季刊 科学と思想』新日本出版社, 85号, 1992年7月号)より。

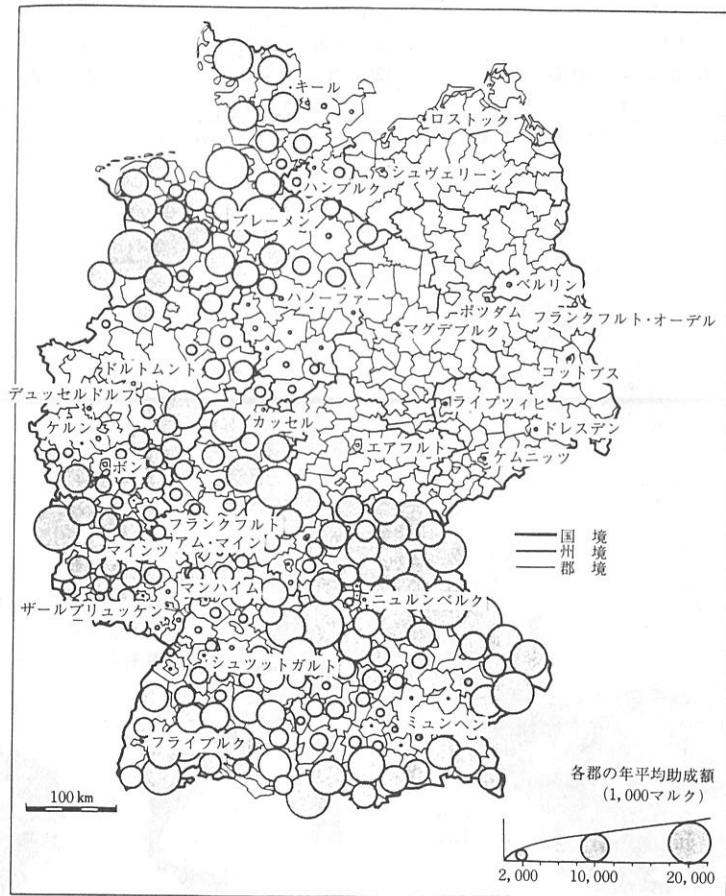


付図-1 ECの条件不利地域 (EC農業情勢報告, 92年版)



付図-2 1 経営当たり農業所得の推移

資料：Agrarbericht, 各年次版より作成。



付図-3 補償金交付状況 (1989, 1990年平均)

# 中山間地域の農業農村整備事業の展開方向

齊藤 政満\*

## 1 中山間地域の概念

中山間地域の範囲は、中山間地域等を対象とする施策毎に多少異なっているが、地域振興4法（山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、離島振興法、半島振興法）指定の有無、地形等の自然的条件、人口等の社会的条件等により、表-1、表-2のように定められている。

## 2 中山間地域の概要

### 1) 概要

中山間地域は、農林業の場としてのみならず、水資源のかん養、自然景観、野生動植物の保護等国土・環境保全などその公益的機能からも重要な役割を担っている。

農業的に見ると、農家戸数、耕地面積の約42%を占め、農業粗生産でも37%を占めている。

### 2) 農家経営

農家経営を見ると、平地農業地域を100とすると、農業所得では中間農業地域では61%、山間農業地域で35%、農家所得でも9割程度と低い。

また、経営耕地面積は全国平均に対し、山間地域は88%であり、1戸当たりの主要作物の収穫面積では6~9割程度と、相対的に小規模な農家が多い。

### 3) 中山間市町村の財政状況

#### 〈財政力指数〉

中山間市町村の財政力指数の平均値は0.28であり、この値は中山間以外の市町村の平均0.58の半分にすぎない。また、0.3未満の市町村が7割以上を占めるなど、中山間市町村は自主的な財源に乏しく、財政力が脆弱であることがうかがえる。

表-1 地域振興4法の指定地域

区 分	指 定 地 域
山村振興法 (振興山村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林野率 0.75以上</li> <li>・人口密度 1.16未満</li> <li>・交通施設、通信施設、農業近代化施設等の整備が十分に行われていない</li> <li>・旧市町村の区域で指定</li> </ul>
過疎地域活性化 特別措置法 (過疎地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和35年から60年までの人口減少率が25%以上</li> <li>・人口減少率20%以上、かつ65歳以上の比率が0.16%以上</li> <li>・人口減少率20%以上、かつ15~29歳の比率が0.16%以下</li> <li>・昭和61年から63年までの平均財政力指数が0.44以下</li> </ul>
離島振興法 (離島振興対策 実施地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣が国土審議会の意見を聴いて、離島の地域の全部又は一部を指定 (本土より隔絶せる離島)</li> </ul>
半島振興法 (半島振興対策 実施地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の市町村の区域で、一定の社会経済規模を有す</li> <li>・高速輸送に係る施設、公共施設の整備が低位</li> <li>・産業開発の程度が低く、雇用促進のため企業の立地促進等が必要</li> </ul>

表-2 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

#### 特定農山村の定義

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域  
(詳細な要件は政令で定める)

\*農林水産省構造改善局(さいとう まさみつ)

表-3 中山間地域の概要

	市町村数	総面積 (千ha)	総人口 (千人)	耕地面積		総農家数 (千戸)	農業粗生産 額(億円)
				(千ha)	うち田 (100)		
全 国	3,246 (100)	37,120 (100)	123,611 (100)	5,279 (100)	2,868 (100)	3,835 (100)	112.787 (100)
中山間地域	1,793 (55.2)	25,465 (68.6)	18,311 (14.8)	2,221 (42.1)	1,102 (38.4)	1,626 (42.4)	42,159 (37.4)
中間農業 地域	1,055 (32.5)	12,052 (32.5)	13,656 (11.0)	1,668 (31.6)	842 (29.4)	1,176 (30.7)	33,001 (29.3)
山間農業 地域	738 (22.7)	13,413 (36.1)	4,655 (3.8)	553 (10.5)	260 (9.1)	451 (11.8)	9,158 (8.1)

資料：総務庁「国勢調査」(平成2年)，国土地理院「平成元年度全国都道府県市区町村別面積調」，農林水産省「耕地面積統計」(平成元年)，「農業センサス」(平成2年)，「生産農業所得統計」(平成2年)

表-4 農家経営(販売農家，平成2年)

項目/地域区分	都 市 的	平均農業	中間農業	山間農業
農業粗収入(万円)	256(61)	419	285(68)	185(44)
農業所得(万円)	102(60)	171	105(61)	60(35)
農家所得(万円)	753(115)	656	594(91)	595(91)
農業所得率(%)	40	41	37	32(79)

資料：「農家経済調査」

注：( )は平地農業地域を100とした場合の割合である。

表-5 作物の種類別収穫農家1戸当たり収穫面積(販売農家)

(単位：a)

	全 国	都 市 的	平 地 農 業	中 間 農 業	山 間 農 業
経営耕地面積	141.4	103.8	185.8	140.2(99)	124.5(88)
収 穫 面 積	130.4	94.8	177.7	125.5(96)	110.3(85)
稲	72.2	63.0	94.1	65.1(90)	56.9(79)
麦	80.4	68.8	99.7	60.3(75)	70.6(88)
豆 類	17.5	13.0	27.6	14.7(84)	11.2(64)
野 菜	14.3	16.2	16.9	12.2(85)	9.6(67)
飼 料 作 物	182.2	102.1	237.1	177.6(97)	161.4(89)

資料：農林水産省「農業センサス」

注：( )は，全国を100とした場合の割合である。

$$\left( \text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right)$$

〈公債費負担比率及び公債費比率〉

公債費負担比率が15%以上となっている市町村の占める割合を見ると，中山間以外の市町村では全体の約16%にすぎないのに対し，中山間市町村では約3倍の47%にもなっている。

$$\left[ \text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100(\%) \right]$$

地方税，普通交付税等の一般財源がどの程度公債費に充当されているかによって，公債費による財政負担の度合いを判断する指標。

#### 4) 耕作放棄地の状況

近年，全国的に耕作放棄地が増加しており，昭和60年

表-6 財政力指数（平成元年～3年度の平均値）

（下段：市町村数，上段：構成比（％））

財政力指数	0.30未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～	合計	平均
4法指定	(71.8) 1,310	(17.2) 314	(9.9) 180	(1.1) 20	(100) 1,824	0.28
中間・山間	(76.0) 1,157	(16.9) 258	(6.2) 94	(0.9) 14	(100) 1,523	0.25
4法指定以外	(14.1) 199	(32.1) 453	(43.1) 609	(10.7) 152	(100) 1,413	0.58

注：平成3年度決算統計値（構造改善局設計課調べ）

表-7 公債費負担比率（平成3年度決算）

（下段：市町村数，上段：構成比（％））

	5%未満	5～10%	10～15%	15～20%	20%～	合計
4法指定	(1.7) 31	(12.3) 224	(39.3) 716	(36.8) 672	(9.9) 181	(100) 1,824
中間・山間	(1.6) 25	(11.4) 173	(37.4) 569	(38.5) 586	(11.1) 170	(100) 1,523
4法指定以外	(4.2) 59	(43.5) 614	(36.6) 517	(13.3) 188	(2.4) 35	(100) 1,413

注：平成3年度決算統計値（構造改善局設計課調べ）

表-8 耕作放棄地及び不作付地の動向（平成2年度）

（単位：1,000ha）

地域区分	耕作放棄地				不作付地				所有 + 放棄 (所有地) 面積
	面積	田	畑	所有地に 占める 割合(%)	面積	田	畑	所有地に 占める 割合(%)	
全国	151	51	100	3.5	160	97	62	3.7	4,299
都市的	41	16	25	4.0	58	39	19	6.0	967
平地農業	30	9	21	1.9	48	29	20	3.0	1,598
中間農業	58	19	38	4.4	42	24	18	3.2	1,322
山間農業	22	7	14	5.3	12	6	6	2.9	412

資料：農林水産省「農業センサス」

注：耕作放棄地とは、過去1年以上作付せず、この数年の間に再び耕作する意志のない土地をいう。

から平成2年までの5年間に約6割増の151千haになっている。これらの耕作放棄地は、耕地面積（所有者+放棄地）の3.5%を占め、特に中山間地域では4.4～5.3%の高率を示している。

また、耕作放棄地とは別に不作付地も全国に160千haあり、これをあわせると耕作面積の約7%を占めている。これらの耕作放棄地は、中山間地域、地目では畑地が

相対的に多く平地農業地域は少ない。不作付地は都市的地域、地目では水田に多くみられる。

#### 5) 急傾斜水田の整備コスト

急傾斜地のは場整備に関する研究成果によれば、傾斜1/300のときの工事費は500千円/10a、1/20のときの工事費は700千円/10a以上であり、急傾斜地は平坦地の1.4倍の経費が必要（工事費は昭和54年時点）。

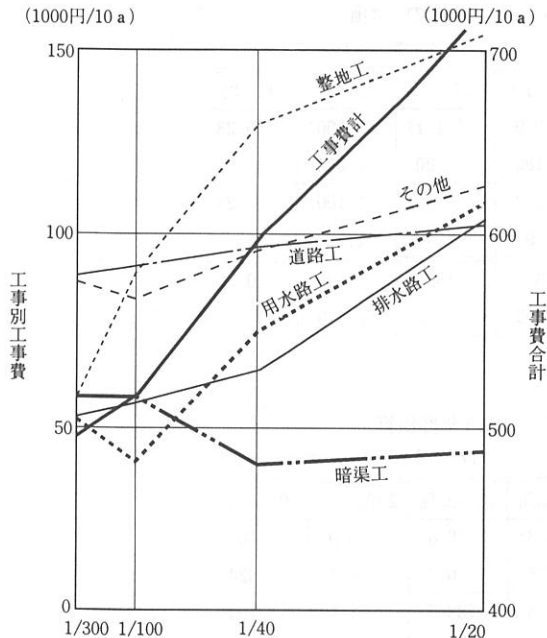


図-1 急傾斜水田の整備コスト

### 3 中山間地域を対象とした農業農村整備事業

中山間地域を対象とした農業農村整備事業は中山間地域農村活性化総合整備事業（以下「中山間総合整備事業」という。）、中山間地域総合農地防災事業、農地環境整備事業がある。このなかで、付加価値の高い農産物の生産等による収益の増大、生活環境の整備を通じた定住環境の整備、地域資源を生かした都市交流等による地域の活性化を図ろうとする市町村の要望を反映して、中山間総合整備事業に実施要望がとりわけ多くなっている。

以下に、中山間総合整備事業の実施状況により、各種事業に対する地元要請の割合を示す。

#### 〈生産基盤整備の工種別実施状況〉

工種別にみると、農業用排水施設、農道、は場整備が7割を越える地区で実施されており、他の工種は2割程度以下である。また、事業費では農道とは場整備で8割を占め、用排水施設が15%程度、他の工種は数パーセント以下である。この傾向は、事業主体別にみても同様である。

#### 〈生活基盤整備の工種別実施状況〉

工種別にみると、集落道路、農村公園、活性化施設を

実施する地区が約7割と多い。事業費では集落道路が4割以上を占め、活性化施設、営農飲雑用水が次いでいる。

また、事業主体別にみると集落道路、農村公園は事業主体に関係なく実施地区割合が3/4以上であるが、活性化施設は県営地区での実施が多い。

事業費別にみても活性化施設は都道府県営地区に多く25%に達している。

## 4 中山間地域対策の新たな展開方向

### 1) 検討課題

○国土面積の約7割、農地面積の約4割を占める中山間地域において、過疎化・高齢化、農業の担い手の減少・高齢化、耕作放棄地等の増加が今後一層進展すると見込まれる。

○このような状況の中で、中山間地域の活性化を通じて食料自給力や国土・環境保全機能等を維持するために地域の特性を配慮した整備の方策。

### 2) 検討の視点

上記課題について以下の視点から検討

- 生活安定・雇用促進対策……………経営基盤強化法、特定農山村法、非公共事業、他省庁事業との連携
- 耕作放棄地等対策……………地域の活性化を図るために施設用地等として活用
- 国土環境保全資源の維持対策………国土・環境保全機能に着目した農地等の緊急整備及び防災・保全、地域住民活動の活性化

### 3) 検討の方向

#### (1) 基盤整備対策

##### 1) 基本的考え方

経営基盤強化法に基づく市町村の基本構想、特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画の実現を図るための農業農村整備事業の実施に関する総合事業計画（以下「総合事業計画」という。）を市町村が作成し、これに基づき緊急的に事業を推進。

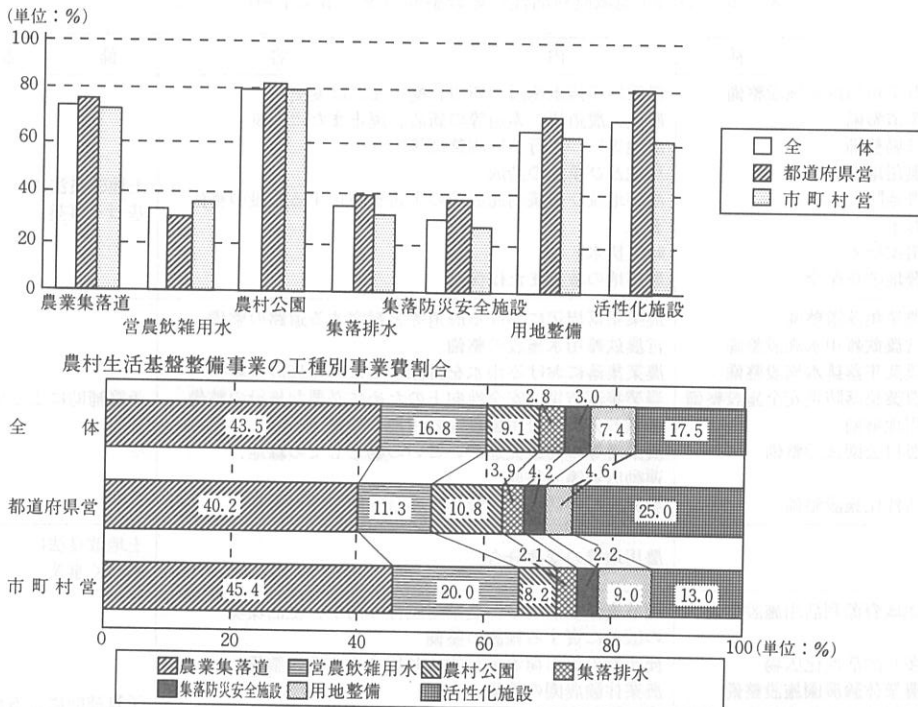
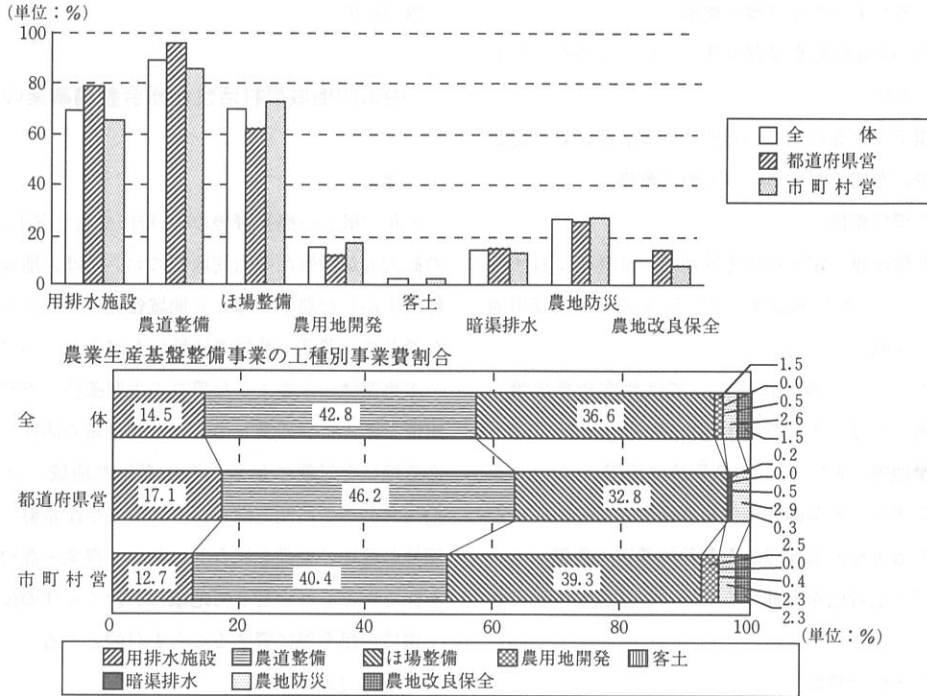
##### 2) 総合事業計画

以下の事項を基本とする整備内容と対応事業を明確化。

#### ① 生産基盤整備

・新規作物の導入や特産物の生産拡大、その他生産方式





の改善を図るための生産基盤の整備

・ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るための生産基盤の整備

・ 国土・環境保全等の観点から農業従事者が定着し農業生産の継続を図るための生産基盤の整備

② 生活環境整備

・ 活性化基盤施設、定住用住宅等地域の活性化に資する施設（以下「活性化施設等」という。）の整備及び用地の創出・整備

〔 なお、用地の確保に当たっては耕作放棄地等（将来的に見込まれる農用地を含む。）（以下「耕作放棄地等」という。）を積極的に活用。 〕

・ 地域間交流促進の基礎的条件を整備するため、アクセス条件の改善を図る観点から基幹的農道の整備

・ 担い手等の定着化を促進するための生活環境基盤の整備

③ 防災・保全整備

・ 農地等の防災・保全を通じた国土保全を図るための基

盤の整備

中山間地域農村活性化総合整備事業の概要

1 趣旨

近年の厳しい農業情勢の中、特に生産性向上、経営規模の拡大等が困難な中山間地域においては、地域の立地条件を生かした農業の確立と地域資源の効率的な利活用等を通じて、農業・農村の活性化を図ることが緊要である。

本事業は、このような農業の生産条件が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資することを目的とする。

2 事業対象地域

過疎地域活性化特別措置法、山村振興法、離島振興

表-9 中山間地域農村活性化総合整備事業の事業工種について

区分	工 種	内 容	備 考
農業生産基盤整備	農業用排水施設整備	農業用排水施設の新設、廃止または変更	土地改良法に基づく事業
	農道整備	農道、農道橋、索道等の新設、廃止または改良	
	は場整備	農地等につき行う区画整理等	
	農用地開発	農地及び草地の造成	
	農地防災	農用地及び農業用施設等の災害を防止する施設の整備	
	客土	客土	
農村生活基盤整備	暗渠排水	暗渠排水	予算補助による事業
	農地改良保全	農用地の改良または保全	
	農業集落道整備	農業集落周辺における農道等と補完する道路の整備	
	営農飲雑用水施設整備	営農飲雑用水施設の整備	
特認事業	農業集落排水施設整備	農業集落における雨水を排除するための施設の整備	予算補助による事業
	農業集落防災安全施設整備	農業集落防災・安全性向上のために必要な施設の整備	
	用地整備	各種の公共・公用施設等の用地の整備	
	農村公園施設整備	農業者等の健康促進やいこいの場としての緑地、運動広場等の整備	
	活性化施設整備	農業農村の活性化に資する多目的施設等の整備	
交分換合		農用地等の交換分合	土地改良法に基づく事業
地域資源利活用施設整備		地域資源を活用し、農業生産性の向上、生活環境の改善に資する施設の整備	予算補助による事業
	多目的活性化広場	農産物の集出荷等多目的に利用する広場の整備	
	農業体験農園施設整備	農業体験農園の整備	
	農村情報化施設整備	農業経営の合理化等を図るための情報施設の整備	
	集落環境管理施設整備	農業生産の過程において生じる廃棄物の処理施設の整備	
	農作業準備休憩施設	農作業の準備、休憩等のための施設の整備	
	鳥獣害防止施設整備	農業生産に対する鳥獣害を防止する施設の整備	

法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準じる市町村。

3 1) 採択要件（農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計）

都道府県営 おおむね60ha以上

団体営 おおむね20ha以上

2) 補助率 農林水産省・北海道55% 離島60%  
奄美70% 沖縄75%

表-10 中山間地域農村活性化総合整備事業の事業内容

区 分	事業種類
1. 農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)は場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業
2. 農村生活環境 基盤整備事業	(1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備 事業 (5)用地整備事業 (6)農村公園施設整備事業 (7)活性化施設整備事業
3. 生態系保全施設整備事業	生態系保全施設整備事業
4. 交換分合事業	交換分合事業
5. 特認事業	特認事業

3) 平成6年度概算決定額 34,313百万円

4 事業内容（表-9, 表-10）

### 農地環境整備事業

1 趣 旨

耕作放棄地等と、生産性の向上を図る農地を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を一体的に進める。

2 事業の体系及び内容

3 事業地区の採択要件（表-11）

- ① 事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ② 生産区域における生産基盤整備に係る受益面積がおおむね10ha以上の地区であること。

4 補助率 55%

### 中山間地域総合農地防災事業の概要

1 趣 旨

- (1) 中山間地域等の条件不利地域においては、平地の農村と比較して立地条件に恵まれず、過疎化、高齢化の進行により、農業従事者、後継者の減少、農業

表-11 事業の体系及び内容



(主体) 市町村 市町村あるいは都道府県 同左

(内容)

整 備 計 画	事 業 工 種
<p>整備計画は集落を単位として市町村が作成する。</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>① 過疎、山振、離島、半島法のいずれかに指定された市町村又はその一部の地域が指定された市町村</p> <p>② 耕作放棄地が介在する地域</p> <p>(2) 内 容</p> <p>① 土地利用計画 保全管理区域及び生産区域に区分する</p> <p>② 整備の方向</p> <p>(ア) 生産区域：生産性の向上を目的とした基盤整備</p> <p>(イ) 保全管理区域：耕作放棄に伴う悪影響の除去、国土の保全管理等の視点に立脚した施設等の整備</p>	<p>(1) 生産区域 区画整理 水田転換 農業用排水施設 農地保全 農業用道路</p> <p>(2) 保全管理区域 排水路工 保全工 管理用道路</p> <p>(3) 交換分合</p> <p>(4) 特認</p>

生産意欲の減退等から、農業生産活動の低下や地域社会の維持の困難化等が生じているほか、農業・農村地域が持つ国土、自然環境の維持・保全機能の低下が著しくなっている。また、これらの地域は、地形的、自然的に厳しい環境にあるため、近年の災害発生状況を見ると、平地地域に比べ災害の発生割合が多い状況にある。

- (2) 「新しい食料・農業・農村政策の方向」における農村地域対策としては、地域の適正な土地利用の確保及び労働集約型、高付加価値型の効率的、安定的農業の展開等を図ることとしている。これらの施策の展開を図るためには、優良農地等をはじめとする地域資源の保全及び農業・農村が有する国土・環境保全機能の増進を図ることが必要である。
- (3) このため、これらの地域において、適正な農業生産の活動を図り、安心して居住できる条件の整備を図るとともに、農業・農村地域の持つ国土、自然環境の維持・保全機能の向上を図ることから、農地防災、保全施設の整備を総合的に実施し、優良農地の確保と国土環境保全に資することを目的として、中山間地域総合農地防災事業を実施する。

## 2 事業内容

- (1) 中山間地域の総合農地防災に関する以下の整備を行う
- ① ため池、農業用水排水路の新設、改修又は廃止
  - ② 農地保全上必要な土留工等の新設、改修又は廃止
  - ③ これらの施設を一体的に管理する施設（観測施設、管理用道路）の整備
- (2) その他、地域の実情に応じた必要な施設の整備（植林、落石・雪崩防護施設等）

## 3 事業主体等

- (1) 事業主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- (2) 補助率 農林水産省  
北海道：55%  
離島：60%

沖 縄：80%

- (3) 採択基準 過疎地域、振興山村、離島、半島  
振興対策実施地域の指定を受けた地域及び沖縄振興開発特別措置法に指定する沖縄県の離島のうち、水田の傾斜度が1/20以上、畑の傾斜度が8°以上の農地面積が50%以上の市町村、あるいは地すべり危険地域となっている区域を含む市町村。
- (4) 申請面積要件 10ha以上

## 中山間ふるさと・水と土保全対策

### 1 趣 旨

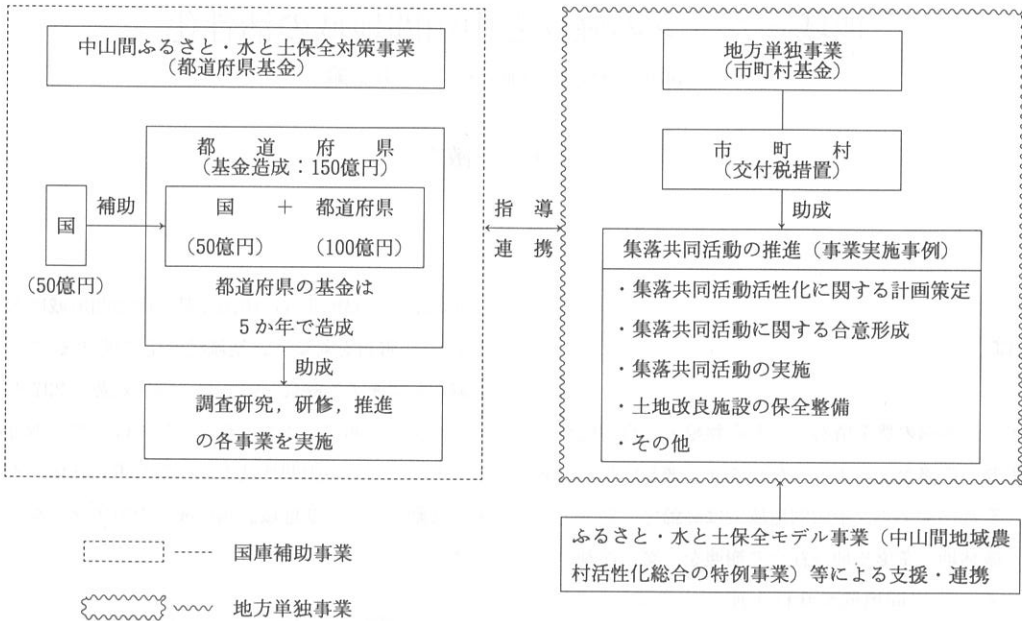
土地改良施設は、農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、土地改良施設の利活用に係る集落住民の共同活動（以下「集落共同活動」という。）の活発化を図ることが重要である。また、集落共同活動の活発化は地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展につながるものと考えられる。

このため、中山間地域において、土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図るため、集落共同活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うために本事業を実施するものである。

### 2 対策の内容

- (1) 対象地域  
過疎地域、振興山村、離島振興地域、半島振興地域、特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村
- (2) 基金の造成  
基金は都道府県に造成することとし、国は都道府県の基金造成に対し補助するものとする。  
（基金造成総額 150億円、うち国費 50億円、造成期間 5カ年）
- (3) 基金運用益による事業

表-12 保全対策の体系



中山間地域における土地改良施設の機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図るため実施する以下の事業

① 調査研究事業

集落共同活動の活性化を通じた土地改良施設の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設の機能保全に資する工法等の研究を行う事業

② 研修事業

①の調査の実施, 集落共同活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業

③ 推進事業

都道府県委員会等の設置及び運営を行う事業

(4) 対策の内容

市町村における集落共同活動の推進と連携して中山間ふるさと・水と土保全対策事業を展開する。このための支援体制を整備することとし, 都道府県毎に都道府県委員会を設置する。

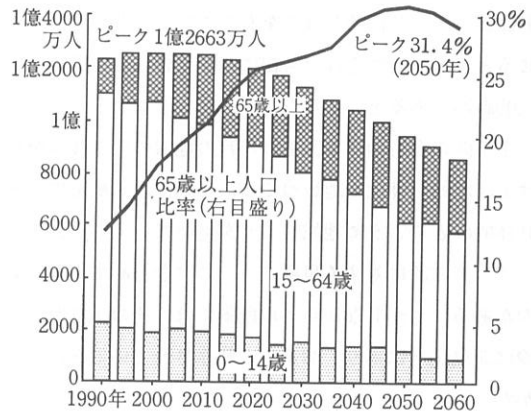


図-4 将来人口推計と65歳以上人口比率 (厚生省人口問題研究所の低位推計)

表-13 高齢化速度

	65歳以上人口		年 数
	7%	14%	
日 本	1970	1996	26
フ ラ ン ス	1865	1980	115
スウェーデン	1890	1975	85
英 国	1930	1975	45
米 国	1945	2020	75

注 年数は7%から14%になるまでに要した期間。

3 保全対策の体系 (表-12)

# 地域ビジョンの確立と中山間地域の活性化

—2050年にむけた計画づくりの方法論—

星野 敏\*

## I. はじめに

近年、わが国の農業情勢は、農産物輸入の自由化や農産物需要の停滞などにより、かつてない厳しい状況にあるが、それに加えて、中山間地域では高齢化・過疎化が進み、農林地の荒廃や地域社会の崩壊を一層、深刻化させている。中山間地域が食料生産はもとより、レクリエーション機能、文化遺産の継承、自然環境保全、水源涵養など、多面的な機能を有していることを考えあわせると、その活性化は21世紀に向けたきわめて重要な国民的課題であるといえる。

中山間の各自治体も、それぞれの地域の生き残りをかけて、地域活性化や地域づくりに真剣に取り組んでいる。具体的にどのように地域づくりを進めていくのか、そのための方法論に対する現場のニーズはきわめて大きいものがある。しかしながら、現段階では、そのような方法論は開発途上にあり、体系的に整序されているとはいえない。

本論は、中山間地域活性化のための計画づくりの方法論を検討するものである。第1に、中山間自治体へのアンケート調査の結果を用いて、地域活性化の取り組みを計画課題の側面から把握するとともに、実務担当者からみた計画づくりの問題点を明らかにする。第2に、かかる問題点に応える計画づくりの方法論について、現段階での筆者の見解を示す。

## II. 中山間地域における活性化の重点課題

筆者は、1993年9月に中国5県の中山間地域に含まれる全245市町村を対象に、地域活性化に関するアンケート調査を実施する機会を得た<sup>(注)</sup>。回答総数は237サンプル、回答率は96.7%であった。本節では、この調査結果にもとづいて、中山間地域の取り組む重点課題とその将来的な動向、および地域計画作成上の障害などを明らかにする。

(注) この調査は、筆者が中山間地域振興調査研究会(岡山グループ代表世話人:目瀬守男岡山大学教授)の調査研究の一環として実施したものである。詳細は、参考文献7)を参照のこと。

### 1. 現在の重点課題

現在ならびに将来(5年先)の重点課題を25項目のリストの中から選択してもらった(複数回答可)。表-1は、その課題別選択率(=[該当する課題項目欄に○をつけた自治体の数÷総数]×100%)を示している。また、図-1は現在の重点課題の選択率を示す棒グラフである。

課題別選択率のトップグループは、上位から順に、第1位生活環境整備(73.8%)、第2位医療・福祉(64.6%)、第3位教育・文化・スポーツ(57.4%)であった。このように中山間地域では依然、生活環境、医療・福祉、教育・文化の遅れが大きな課題となっていることがわかる。中山間地域における生活環境整備はいわゆる農村整備事業として実施されることが多いことから、この事業の必要性は今後も一層高まることが予想される。

第2グループには、農業振興、とくに高付加価値化と販売開拓(49.8%)、林業振興(48.9%)、リーダーづくり

\*岡山大学農学部(ほしの さとし)

表-1 現在および将来の課題別選択率とその変化<sup>7)</sup>

地域活性化の課題項目		①現在課題 (%)	順位	②将来課題 (%)	順位	③増加分 = ②-①	順位
産業振興	1 自立経営育成	11.4		25.3		13.9	
	2 農業の高付加価値化	49.8	4	55.3	3	5.5	
	3 生産組織・公社育成	35.0		50.6	8	15.6	9
	4 農地流動化の促進	29.1		40.5		11.4	
	5 基盤整備	38.0	9	25.7		-12.3	△2
	6 林業振興	48.9	5	35.0		-13.9	△1
	7 水産振興	23.2		23.6		0.4	
	8 1. 5次産業	34.6		46.4	10	11.8	
	9 商工業振興	37.1	10	54.4	5	17.3	7
	10 観光・リゾート開発	40.9	8	55.3	4	14.4	10
生活	11 教育・文化	57.4	3	51.5	7	-5.9	△4
	12 生活環境整備	73.8	1	82.3	1	8.5	
	13 医療・福祉	64.6	2	61.2	2	-3.4	△5
	14 コミュニティ	28.3		35.4		7.1	
空間及び資源管理	15 土地利用計画	20.3		40.5		20.2	4
	16 水質保全	18.6		40.9		22.3	3
	17 エネルギー	4.6		16.5		11.9	
	18 環境保全	15.6		35.0		19.4	5
	19 景観保全	27.4		50.2	9	22.8	2
運動	20 キャッチフレーズ	21.1		31.6		10.5	
	21 シンボルづくり	17.3		33.8		16.5	8
	22 センターゾーン	20.3		44.3		24.0	1
	23 イベントづくり	44.3	7	35.0		-9.3	△3
	24 推進組織づくり	20.3		37.6		17.3	6
	25 リーダーづくり	45.1	6	52.7	6	7.6	

注1) 課題別選択率 (%) = [該当する課題項目欄に○をつけた自治体の数÷総数] × 100

注2) 22センターゾーンは運動と空間、14コミュニティは生活と運動の両分野にまたがる。

注3) 増加分の順位欄の△印は最下位から数えたワースト順位を示す。

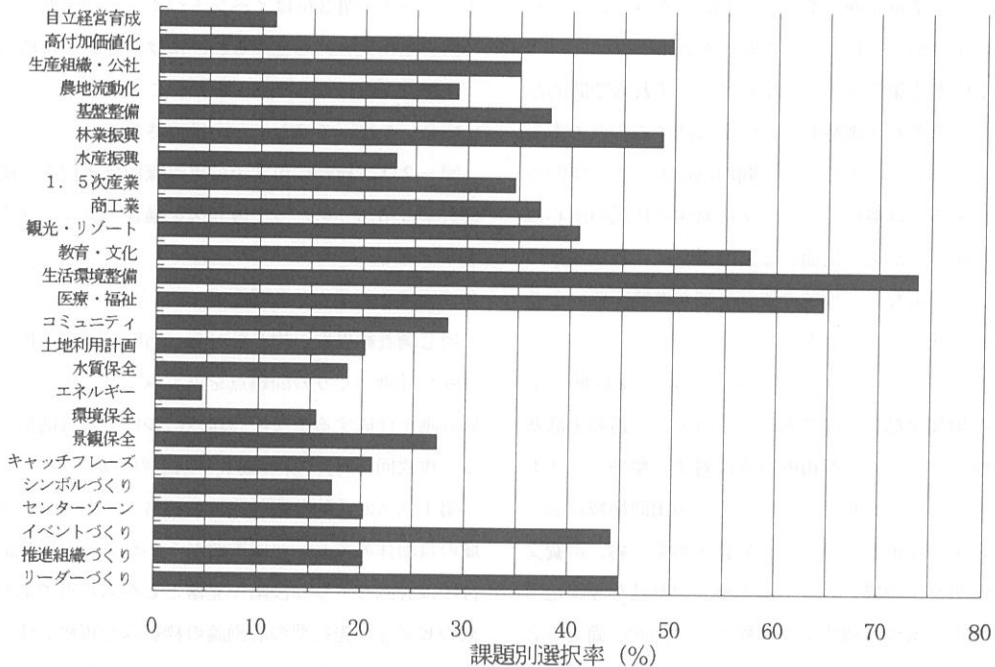


図-1 現在の重点課題の選択率

(45.1%), イベントづくり(44.3%), 観光・リゾート開発(40.9%), 基盤整備(38.0%), 商工業(37.1%), 地域農業の生産組織づくり(35.0%), 1.5次産業(34.6%)などであり,主に「産業振興と人づくり」に関する課題であった。また,少なくとも現時点までは,かなりの中山間市町村が農業と同様,林業振興にも力を入れてきたことが確認できる。

一方,自立経営体の育成の選択率は11.4%で非常に低かった。中山間地域では,地域の営農条件(土地条件,立地条件)の厳しさを反映して,自立経営体の育成に正面から取り組む自治体が少ないといえる。

## 2. 今後の重点課題の動向

### (1) 選択率の増加した重点課題

次に,今後の重点課題の動向を前掲表-1からみてみよう。同表の増加分の欄(=将来課題の選択率-現状課題の選択率)には順位もあわせて掲げているが,課題別選択率の上位7位は,1位:センターゾーンづくり(+24.0%),2位:景観保全(+22.8%),3位:水質保全(水利用計画・水保全,+22.3%),4位:土地利用計画(+20.3%),5位:環境保全(+19.4%),6位:推進組織づくり(+17.3%),7位:商工業(+17.3%)である。このような上位の項目から,以下の点を読みとれる。

- ① 第1位から第5位までの項目は,いずれも空間的な次元での資源利用調整および保全に関するものである。この背景には,一方で,中山間地域においても空間の「質」あるいは農村アメニティに対する住民の関心の高まりがうかがえる反面,後述のように,地域主体の弱体化にともなって地域の資源管理が継続困難になりつつある状況もうかがえる。
- ② センターゾーンづくり(1位)と商工業振興(7位)の増加を結びつけて考えてみると,上述の生活基盤整備だけでなく,都市的機能に対する整備ニーズも高まっていることを示唆している。中山間地域においても,定住促進を図る上で,飲食・娯楽の場,消費文化や情報交流の場,教育・文化施設の整備など,地方中核都市のもつ諸機能のある程度,計画的に備える必要がでてきているといえよう。
- ③ 地域活性化における推進組織づくり(6位)の重要

性が一般化しつつある。この背景には,過疎化,混住化,都市化によって従来の伝統的な地縁組織の機能低下により,「活性化の笛ふけど,住民踊らず」という状況がうかがえる。

### (2) 選択率の減少した重点課題

逆に増加分のワースト順位(前掲表-1参照)より,以下の点を読みとれる。

- ① ワースト第1位は林業振興(-13.9%)である。上述のように,現時点では重点課題として選択していた自治体が多かった。しかし,期待された効果をあげないまま,この分野から撤退せざるをえないという苦境がうかがえる。
- ② ワースト第2位は基盤整備(-12.3%)である。山間傾斜地で整備費が割高になることや農業の収益性悪化による営農意欲減退,担い手の高齢化により,今後の整備推進が困難になってきていることを示している。中山間地域は依然,多くの要整備圃場を抱えているが,農家のみならず自治体サイドでも基盤整備に消極的になっている点は,農地保全・国土保全の意味から重大な問題といえよう。国レベルでの支援策が緊急に望まれる。
- ③ ワースト第3位はイベントづくり(-9.3%)である。派手な花火を打ち上げるわりには,それが持続的な効果に結びついていないことが,このような「イベント疲れ」の原因ではないかと推察される。

図-2は,横軸に現状での重点課題別選択率,縦軸に選択率の増加分をとって散布図を描き,グループ化したものである。

### 3. 地域計画づくりの問題点

同じ調査結果を引用しながら,市町村の企画担当者からみた計画づくりの問題点をみてみよう。図-3は,地域計画を作成する上での問題点についての質問結果である(複数回答可)。この図より以下の点を読みとれる。

第1位は財政的な裏付け(72.3%)であり,中山間地域の自治体の苦しい台所事情がうかがえる。財政的な裏付けは計画づくりの段階で見落としがちな点であり,従来のビジョン先行型の計画論の枠組みを再検討する必要がある。次に将来ビジョンの設定(63.3%)が続くが,これも財政と同様,高率を示している。地域ビジョンを



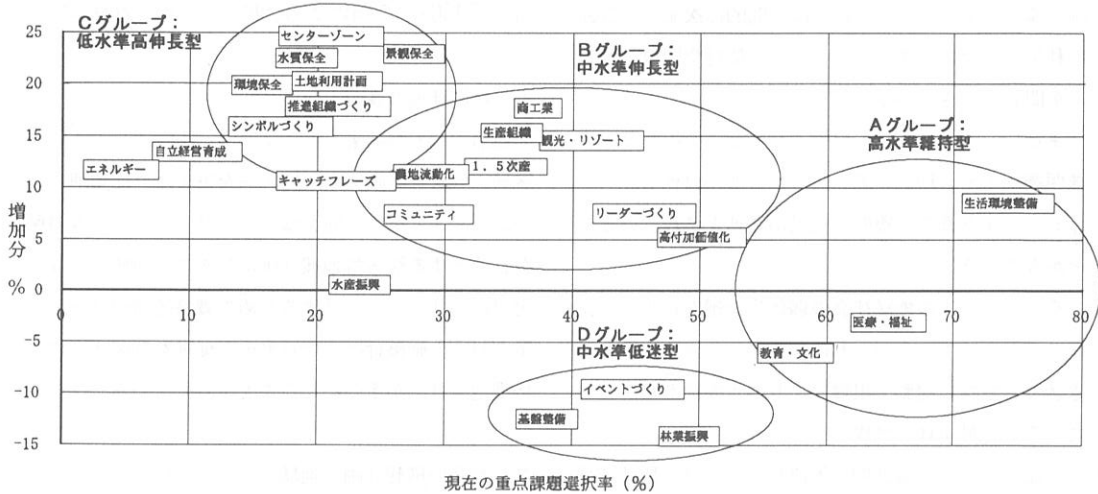


図-2 現在の重点課題選択率とその伸びによる課題項目の類型化<sup>7)</sup>

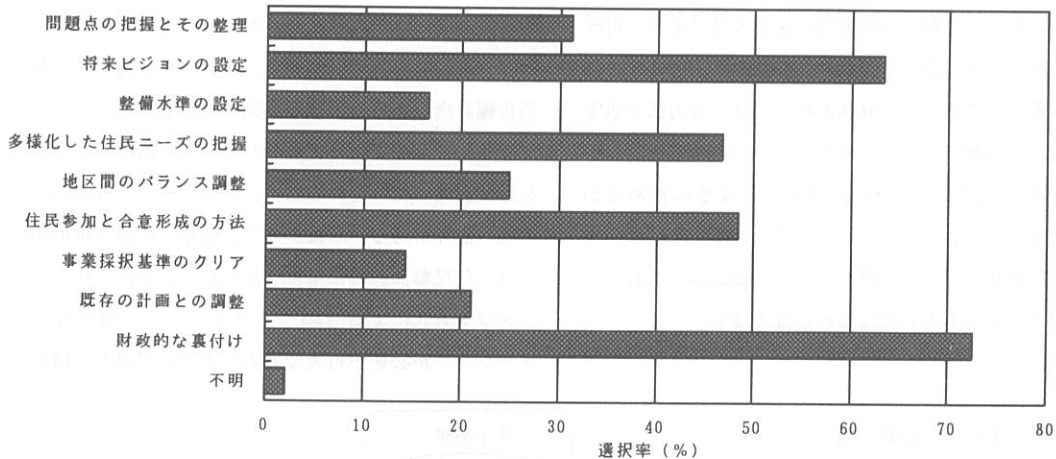


図-3 地域活性化のための計画づくりの問題点<sup>7)</sup>

具体的に作成するための実践的な方法論がないため、多くの担当者が苦勞していることがうかがえる。第3位は、住民参加と合意形成（48.5%）である。この項目の選択率が高い背景には、近年、地域住民側の合意形成力が低下しつつあると同時に、行政側も、住民に対する啓蒙、計画づくりへの参加誘導の方法などにやや、不慣れな点がある。計画論的な課題としては価値観の多様化を前提にした合意形成の実践的方法論が開発される必要がある。第4位は、住民ニーズの把握（46.8%）である。住民の価値観の多様化に対応した把握方法が求められている。

#### 4. 調査結果のまとめ

上記の調査結果とその考察は、以下のように要約できる。

- ① 中山間地域では、現在のみならず将来においても生活環境整備が最重点課題となっている。このことは、農山村地域でハード面での生活環境整備を分担する農村整備が一層重要になることを示唆している。ただし、従来、力を注いできた農業生産基盤の整備や林業振興に関しては、自治体の推進意欲が今後、かなり低下することが憂慮される。
- ② 現状の課題選択率は低いものの将来の伸び率が著しかった項目には、景観保全、水質保全、土地利用計

画，環境保全がある。これらは空間的な次元での資源の利用と保全に関する項目であり，農村空間の質的向上が問われてきている。

- ③ また，センター・ゾーンづくりや商工業振興などの課題選択率も，増加が著しかった。農山村地域といえども，一定の都市的機能の充足が必要とされていることがうかがえる。
- ④ そして，従来の地縁社会の弱体化を補うために，従来のリーダー等の人づくりに加えて，今後は住民を巻き込んだ活性化運動や組織づくりの重要性もたかまわっている（地域主体の形成）。
- ⑤ 上記のような地域課題の解決のためには，地域計画の策定・実施が重要な鍵を握っているといえる。計画づくりの問題点としては，「活性化のための事業推進はよいが，その財政的な裏付けをどう付けるか（財政運営と計画との調整・連動）」，「地域ビジョンを如何なる考え方にに基づき，具体的にどのような方法で設定するか（地域ビジョンの確立）」，「計画づくりにおいて住民の動機付けと合意形成をどのように進めるか（動機付けと合意形成）」の3点が指摘された。つまり，2050年に向けた計画づくりの方法論は，これらの問題点に応えるものでなければならぬ。

### Ⅲ．2050年に向けた計画づくりの方法論

#### 1. 地域計画の展開方向

前節での考察結果も踏まえつつ，市町村レベルでの地域計画（総合計画）の展開方向を筆者なりに整理したものが図-4である。同図は，ルーラル・ミニマムの保証を目的とする従来型地域計画に加えて，地域ビジョンの実現に向けてジャンプするための戦略的構想計画と，事業に対する動機付けと合意形成の促進を意図する住民主体型地区計画が重要になることを示している<sup>4, 5)</sup>。

#### 2. 戦略的構想計画と地域ビジョンの確立

##### (1) 戦略的構想計画のスタイル

地域ビジョンを実現するための計画として，戦略的構想計画（またはその考え方）の導入が必要になる。これは，一段，高い計画目標へのジャンプを企図する長期構造再編計画である。法律や条例の根拠をもたないビジョンやイメージや文化の実現のために，長期にわたる施策を継続実施していくためには，ボトムアップ方式では基本的に無理がある。したがって，戦略的構想計画の場合には，住民参加過程は重視しながらも，行政主体・トップダウン方式による計画づくりとトップの明確なリーダーシップが必要不可欠である。また，当局の組織をあ

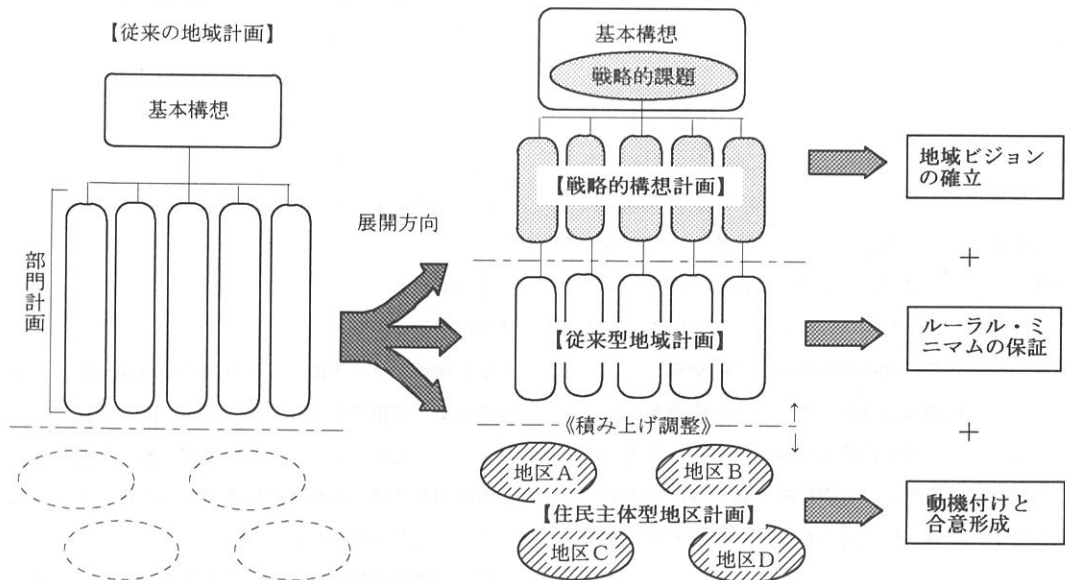


図-4 地域計画の展開方向

げでの取り組みとなることから、計画の範囲も市町村にならざるをえない。なお、戦略的構想計画は、従来型地域計画の構想部分におきかわるものである。

## (2) 地域ビジョンの基本的な考え方

次に、地域ビジョンを考えるための基本的な考え方を示すと以下ようになる。

### ① 地域資源の上手な活用を考えること

地域資源とは、自然資源のみならず、文化的・歴史的資源、人的資源、人工施設資源を含めた総称であり、地域への固定性、相互の連鎖性（とくに自然資源の場合）、非市場性といった特性を持つ。特定の地域のビジョンを考える場合には、そこにある固有の地域資源をどのように活用するかという点にとくに配慮する必要がある。なぜなら、地域資源＝地域固有の諸条件を上手に活用することが、他の地域で簡単にまねの出来ない地域づくりにつながるからである。

### ② 個性あるユニークなビジョンを考えること

行政の責任として、如何なる地域においても変わらない一定のルーラル・ミニマムを保証する必要がある。しかし、地域ビジョンに関してはそれぞれの地域ごとにユニークなものでなければならない。なぜなら、中山間地域では、自然、歴史、文化など地域資源のバリエーションが大きく、しかも、直面する問題も決して同じではない。したがって、中山間地域の基本的な発展方向をふまつつも、それぞれの地域が個性ある地域ビジョンを模索していかなければならないためである。実際、地域活性化に成功している自治体は、大抵の場合、人を感動させるようなユニークなビジョンを持っている。

### ③ 地域発展のシナリオを用意すること

地域ビジョンの実現には、普通、順調にいても10年を越す時間の流れが必要である。したがって、最終目標たるビジョンとともに、短・中期の計画推進のシナリオと、それぞれの段階における中間目標（中間ビジョン）を考えておくことが望ましい。言い方を変えると、「理想とする（長期）地域ビジョンへ達成するために、今、何をしなければならぬか」という視点に立って、短・中期的なビジョンを用意することである。

## (3) 中山間地域における地域ビジョンの基本方向

上述のように、筆者は地域ビジョンはそれぞれの地域ごとにユニークなものでなければならないと考えるが、他方、中山間ビジョンの基本的な方向を知り、それを踏えることは有益かつ必要である。そこで、以下では、前掲の調査結果から推察しうる中山間ビジョンの基本方向を簡単にみていくことにしたい。

### ① 農村空間におけるアメニティの形成

人々の意識が、物の豊かさから心の豊かさへ、経済優先から生活優先へ変化してきた結果、住民のニーズは所得志向からアメニティ（快適性）志向へと移りつつある。先の調査結果でも、将来の重点課題として「農村空間の質的向上」が指摘された。この点をふまえると、都市地域のみならず中山間地域でも景観やアメニティへの関心が高まり、その形成が一層重要な課題となることが推察される。

### ② 生活様式の変化に対応した新しい生活圏域の構築

都市的生活様式の普遍化によって、個々人の生活ニーズは高度化かつ多様化している。調査結果からも、中山間地域の中小都市においても、地方中核都市が有するような「高度な都市的機能・サービスの供給」が今後の重点課題となることが推察された。一方、車の普及と道路条件の改善などにより、通勤・通学および日常生活の行動圏は格段に広域化している。このような生活様式の都市化や生活圏域の広域化に適応した「新しい生活圏域の構築」が必要となっている。そのためには、地域条件にに応じて、圏域の広域再編、各圏域階層での整備内容の見直しをはかる必要がある。

### ③ 中山間地域における新しいコミュニティの形成

「地域主体の形成」にむけての取り組みが重視される点を指摘したが、この背景にある最大の理由は、地域社会の弱体化であろう。現在の年齢階層別人口構造をみると、中山間地域では今後も一層、過疎化・高齢化が進むことが予想される。定住人口の維持をはかるため、地域外からUターンやIターンの受け入れを助成する自治体もある。また、いかなる地域においても程度の差こそあれ、混住化現象は普遍化している。しかしながら、外部者＝新住民を受け入れる農山村側の「心の準備」はあまり進んでいないようである。以心伝心の可能な等質的な

農村社会から、多様な価値観をもつ住民が共存する混住化社会へ移行するには、双方にそれなりの努力が必要である。自分と相手の違いを理解し、自分の意見を主張した上で（実は農家＝旧住民は、この点がもっとも不得手なところであるが）、新しい近隣関係（コミュニティ）を創り上げる必要がある。

### 3. 住民主体型地区計画と動機付け・合意形成

#### (1) 住民主体型地区計画のスタイル

計画過程への住民の程度が、計画に対する住民の関心と実施・管理段階での積極性を大きく左右する。そこで住民への動機付けと合意形成の促進のための計画として、住民主体による地区計画が注目されるようになってきた。これは、理念として住民主体による計画づくりを唱えるもので、住民相互が対面接触できる程度の大きさ（地区）を計画単位とし、計画過程へ濃密な住民参画を前提として作成する地域計画である。文字どおり、住民主体型地区計画は、市町村レベルより下位の地区レベルの計画であるが、一般的にいて、両者の間には予定調和的整合関係を期待できない。全域と地区の間に来たした齟齬を埋め合うために、双方の柔軟な積み上げ調整作業が必要である。

以下では、「参加型計画手法と動機付け」と「合意形成過程のマネジメント技術」に言及する。これらの計画技術は、住民主体による地区計画づくりの過程のみならず、上述の市町村レベルの計画づくり（戦略的構想計画、従来型地域計画）にも有益な計画技術である。

#### (2) 参加型計画手法と動機付け

かつて筆者は、計画作成のための技法と動機付けの手段の両方の特性を備えた計画手法を「参加型農村計画手法」という概念で定式化するとともに、TQC（総合的品質管理）分野の諸手法が参加型計画手法として応用できることを指摘した<sup>1, 2, 3)</sup>。従来の参加型計画手法の特徴を要約すると、参加型計画手法の適用時において参加者は、①手を動かして何らかの作業を行うこと（作業性）、②かかる作業過程で自らの経験や価値観に照らして、思考、発想、判断すること（思考性）、③共同でひとつの仕事を完成すること（共同性）が要求される。実は、このような特徴は、仕事の意欲を高める一般的な要件と一致しており、参加者の動機付けに貢献するのである。

幸いなことに、農村計画分野には、参加型計画手法に関してそれなりの経験蓄積がある。かかる計画手法は、とくに地区計画の作成過程で有用な手法であり、今後も一層、普及していくものと考えられる。なお、表-2は、参加型計画手法のミニマム・セットとして筆者が提唱している「農村計画七つ道具」とその活用場面を示したものである<sup>5, 6)</sup>。

#### (3) 合意形成過程のマネジメント技術

従来、計画づくりにおける住民の合意形成過程は手順化・普遍化が困難であるため、プランナー側からはブラック・ボックスとして扱われてきた。しかし、今後は、このブラックボックスの過程をシースルーに変え

表-2 「農村計画七つ道具」とその活用場面<sup>6)</sup>

過程	計画手法	市町村レベル 戦略型及び 従来型地域計画	地区レベル 住民主体による 地区計画	住民の直接 参加の可能性
調査・ 診断 過程	①アンケート調査+フィードバック	●	●	◎
	②ワークショップ		●	◎
	③農用地一筆調査		●	◎
	⑤親和図法	●		△
設計・ 合意 形成	④シャトルサーベ	●		◎
	⑥系統図法	●		△
	⑦AHP法	●		△
	① <sup>1)</sup> デルファイのアンケート調査		●	◎

注) ●：該当、◎：可能、△：ある程度の準備が必要。

て、マネージメントする計画技術が確立される必要がある。以下では、計画づくりを合意形成の観点から整理し、合意形成過程をマネージメントするための基本的な考え方を検討しよう<sup>8)</sup>。

計画づくりの合意形成は、その内容によって①ビジョンづくり、②ルールづくり、③モノづくりの3タイプに分類することができる。このうち、ビジョンづくりとモノづくりの合意形成の最大の相違点は、経済的あるいは非経済的な負担の有無にある。ルールづくりの場合は、その規制力の程度に応じて両者の中間に位置づけられる。いずれの合意内容も計画を構成する重要な部分であるが、合意形成の難易という観点からみると、当然、モノづくり＝事業レベルの合意形成がもっとも難しい。結局、モノづくりの合意に持ち込めるか否かが、計画全体の成否を決める重要な鍵となる。

一般に計画論の観点からみると、まず最初に、目標となるビジョンがあって、それに到達するためにハードやソフトの諸手段（モノづくりやルールづくり）を検討するという手順になる。この場合、上流側にビジョンがきて、下流側に手段がくる。しかし、合意形成の観点からみると流れはまるで逆転する。モノづくりやルールづくりの合意形成こそが「困難なジャンプ」であって、ビジョンづくりはモノづくりの合意形成のための動機付け

とその条件整備、つまり、「ジャンプのための助走」と位置づけられるのである。図-5はこのような3者の関係を図示している。

上記の理由により、合意形成過程のマネージメント技術を確立するためには、まず、ゴールから発想することが肝要である。つまり、「モノづくりの合意形成過程をモデル化し、その操作的要因を解明する。次に、モノづくりの合意に持ち込むために、その前段階であるビジョンづくりやルールづくりでどのような条件を整えるべきかを考察する」のである。図-6は、以上の考え方にに基づき、モノづくりの合意形成に作用する諸要因を整理した図である。

ただし、我々は、現在のところ、合意形成について必ずしも十分な研究蓄積を持っていない。ブラック・ボックスのベールを剥がし、合意形成過程をマネージメントする計画技術の体系化は、計画論にかせられた今後の課題であるといえよう。

#### 4. 地域経営—財政的裏付けの確保—

計画作成上の障害の第1位は「財政的裏付けの確保」であった。要するに自治体が地域づくりを進めるために必要な財政規模に対して、実際の財源（歳入）が不足している問題状況であると理解できる。

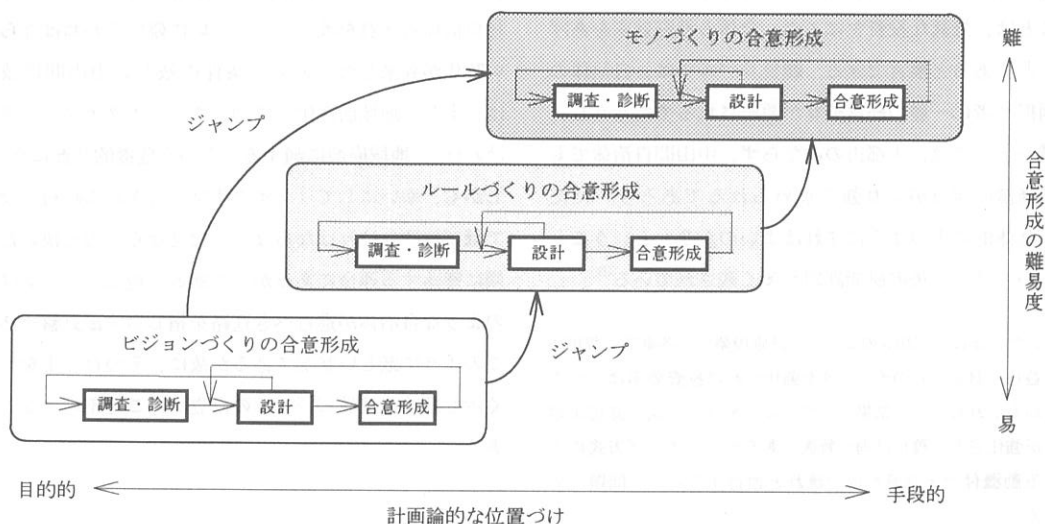


図-5 3つの合意形成の難易度と計画論的な位置づけ<sup>8)</sup>

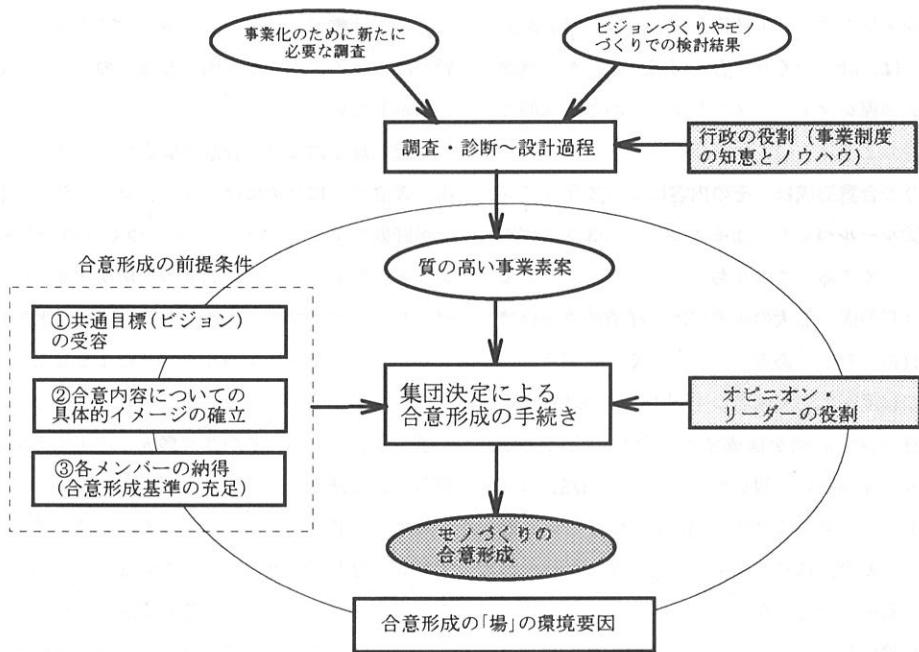


図-6 モノづくりの合意形成に作用する諸要因<sup>8)</sup>

第1の解決方向は、地方財政や補助金等に関する制度の改革によって必要な財源確保を図るものであろう。しかし、これは計画論の枠組みからはずれるので、ここでは議論しない。

第2の解決方向は、計画と行財政との連動・調整をはかり、歳入に見合った歳出に押さえるものであろう。このことは、無駄な投資をはずし、全体の投資効率をあげることであり換言できる。職員レベルでは、自治体の計画担当者に一層の経営感覚が要請されるであろうし、組織レベルでは、大都市のみならず、中山間自治体でも地域経営の視点がより強く求められるであろう。ただし、具体的にどのようにすればよいのか？ ということについては、今後の研究課題も多く残されている<sup>(註)</sup>。

(注) たとえば、PPBSのように、計画段階で、各事業の費用便益比(B/C)のチェックを強化すれば投資効率は上がるかもしれないが、結果としてトップダウン方式の意思決定が強化され、農村計画の特徴であるボトムアップ方式による動機付け・合意形成の流れと逆行するという問題がある。

#### Ⅳ. おわりに

今、地域活性化において自治体とパートナーシップを持つことが多い農協は輸入自由化・金融自由化などの規制緩和により、経営体質の改善を強いられている。市町村自治体も体質を改善して、互いに競い合わねばならない時代が到来した。とくに条件の厳しい中山間地域では、もし、地域活性化に成功して「テイクオフ」できなければ、「地域崩壊に瀕する」という危機的状況にある。しかも、幸いにして「テイクオフ」できた市町村も全力で飛び続けなければならない。なぜなら、力を抜いた途端に墜落する運命にあるからである。地域ビジョンはそのような自治体が進むべき進路を指し示す羅針盤である。このように厳しい状況であるが故に、その行く手を正しく示し続ける地域ビジョンの確立が今こそ不可欠なのである。

#### 【参考文献】

- 1) 『TQC手法を応用した参加型農村計画手法の開発』、文部省科学研究費補助金奨励研究(A)研究成果

- 報告書（研究代表者：星野 敏，課題番号 02856054），1991
- 2) 星野 敏，参加型農村計画手法とTQC手法・考え方の応用可能性，農村計画学会誌，Vol. 11, No.1, 1992
- 3) 星野 敏・山本晃郎・石塚英明，園芸小産地における「小集団活動」の適用—TQC手法・考え方を応用した参加型農村計画手法に関する実証的研究—，農村計画学会誌，Vol. 11, No. 2, 1992
- 4) 星野 敏，農山村地域における戦略的構想計画の課題と方法，農業および園芸 Vol. 68, No. 12, 1993
- 5) 河村能夫・星野 敏・目瀬守男共著，『地域活性化と計画』，地域活性化シリーズNo. 8，明文書房，1994
- 6) 星野 敏，「農村計画七つ道具」による計画づくり—地域活性化のための計画手法—，農業および園芸 Vol. 69, No. 6, 1994
- 7) 星野 敏，中山間地域における地域活性化の重点課題と今後の展開方向—中国5県中山間市町村アンケート調査をふまえて—，農業と経済Vol. 60, No. 7, 1994（投稿中）
- 8) 星野 敏（分担執筆），『むらづくりと農地再編—農地再編パイロット事業—』，農村開発企画委員会（印刷中）

# 「星の郷」づくりと農村整備

—地域づくり運動の展開と課題—

杉原 昇\*

## I はじめに

美星町は、これまで町民との対話と、自治公民館活動を重視しながら理解と協力のもとに、行政主導による町政の積極的な推進に努めてまいりました。本年度は、町制施行40周年という記念すべき年を迎えたが、合併当手を振り返ると、当初では予測できないほど、経済は大きく成長し、その大きな変化の中で多くの困難を克服しながら、産業の振興、社会福祉の充実、教育文化の向上、生活環境の整備等を総合的にすすめてきた。とりわけ本町にとっては有史以来の課題であった畑地かんがい事業をはじめとして、広域営農団地農道整備事業・県営は場整備事業、農村総合整備モデル事業等数々の農村整備関係の大型プロジェクトに取り組み、着実に前進して一応の定住条件が整い将来へ向けての基礎を築くことが出来た。

しかしながら、農業・農村を取り巻く環境担い手の減少・高齢化・農産物の輸入自由化など誠にきびしいものがあり、農業構造の整備、生産性の向上が従来にもまして必要ではないかと考える。こうした中において、専業農家では、近代的な高次農業を、そして兼業農家や高齢者には、少量多品目生産を行い青空市場等での産直販売が芽ばえ「農業」と「観光」を結びつけた新しい経営形態が育ち、「星の郷」づくり情熱の輪が広がりつつある。そうした経過を紹介し農村整備の一助になれば幸いである。

## II 地域の概要

### 1 自然条件

本町は、岡山県の西南部に位置し、岡山市から54km・倉敷市から38kmで広域圏は、井笠に属し、その中核都市である笠岡市から25kmの位置にある。地勢は、吉備高原南端の台地上に位置する平均標高300余mの準高原型であるが、その起伏は比較的ゆるやかであり、また町の東西は15km、南北10km、総面積は72.71km<sup>2</sup>である。その利用状況は、山林が64.4%を占めており、耕地は丘陵の中腹や谷間、小河川沿いの平坦部に点在し、全体の18.9%を占めるに過ぎない。河川は、地形上大きなものではなく、高梁川水系の3支流が主なものです。気象は、平均気温14.1℃で年間水量1300mm、初霜10月下旬、終霜4月下旬という瀬戸内内陸型で準高冷地帯である。そして、晴天率が高く、高原のため大気が安定しているので天体観測に最も適しており、その優れた環境を守るため平成元年11月に「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定している。

### 2 歴史的條件

本町の中央部には、弥生後期堅穴住居群と4基の古墳が発見され、この地域が以前から開けていたことを物語っている。また町内各地には、中世豪族の屋敷跡や山城跡、寺院も多く、さらには、三斎市「八日市」がある。また農家のたたずまいや荒神神楽にも当時の面影を色濃く残しており中世における繁栄の跡をしのばせている。台地上に開けた全国でもめずらしい立地条件から主要交通路から外れたものの、画一的都市化に包み込まれることなく、自然や歴史・農村らしさが各所に残っている。

\*美星町長（すぎはら のぼる）



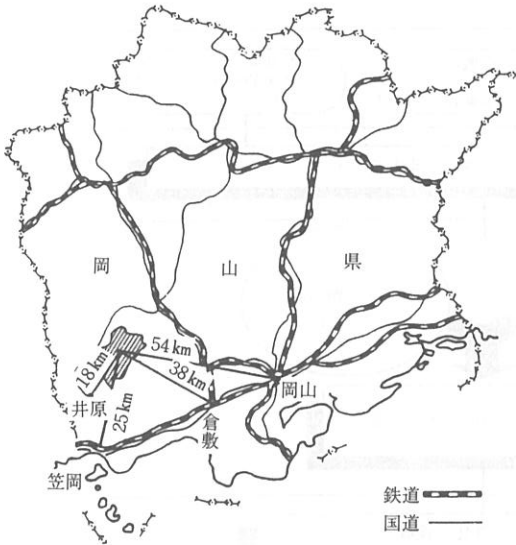


図-1 美星町の位置

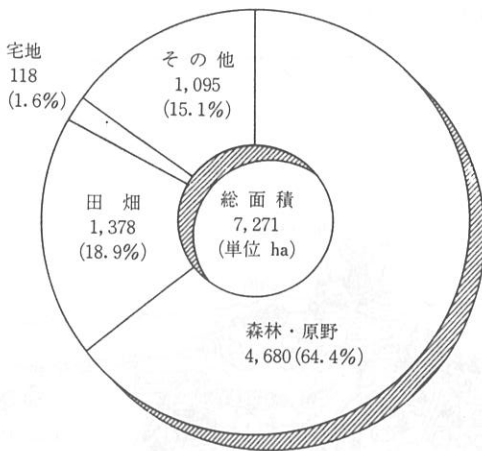


図-2 土地利用の状況

### Ⅲ 農村整備に対する基本方針

50年代における10年後の、美星町の将来像を、「こころ豊かで活力と緑にあふれる町」を、シンボルテーマに定め、都市近郊農業の確立のため、

- 生産基盤の整備の促進（ほ場整備の推進）、
- 畑地かんがい事業の推進、
- 広域営農団地農道の早急な整備を重点項目として、美星町総合振興計画で対応してきた。

60年代は、これまでに実施した諸事業の反省と、町民

意向の把握を行ない、これらを反映させた21世紀に向けた「輝く星の郷」を創造するため「新美星町総合振興計画」を定め、対応している。この計画は、「こころ豊かで活力と創意あふれる星の郷」を基本目標に掲げ、

- 個性豊かな星の郷づくり、
- 都市と交流する開かれた町、
- 生きる喜びのある町 を重点に、農業・工業・観光を三本柱とした町づくりを展開してきた。

### Ⅳ 町政の展開

これまでの町政の展開をたどってみると以下のようになる。

#### 1 昭和50年～昭和60年までの10年間の町政

この10年間は、基本方針で述べたとおり、美星町の将来像を「こころ豊かで緑あふれ、乳と水の流れる町」を、シンボルテーマに掲げ畑地かんがい施設や広域営農団地農道整備事業・農村総合整備モデル事業・県営ほ場整備事業等の大規模プロジェクトにとりくみ生産基盤を中心に整備を図ってきた。その結果一応の整備水準に達し定住条件が整い将来発展への基礎を築くことが出来た。これら諸事業への取りくみは、町としては、総合整備計画に基づき各自治公民館（町内21の農業集落を単位としたコミュニティ組織）を地域づくり運動、活動の場と位置づけ、動機づけを行ない、それぞれの自治公民館で話しあい、地域課題を掘りおこし、この課題を解決するため、各地域毎の整備計画を作成することから手かけ、推進、権利調整まで関係住民主体でとりくむという手法で展開してきた。この時期は、日本経済は、安定成長期を迎えたなかにあつて、国際的には、貿易摩擦が各方面に表面化しており高度技術化、情報化へ活路を見出す傾向が表われはじめる時期であった。そして本町では、基盤整備は進行する一方で、水田利用再編対策・葉たばこの減反政策、さらに鶏卵、牛乳の生産調整と、厳しい状況下にあつて農業に対する意欲が失われつつある時期であった。加えて農業労働力の婦女子化、高齢化が進行し安定した農村社会の維持・形成に課題が生じてきた。

#### 2 昭和60年～平成6年までの10年間の町政

この10年間は、これまでに整備した基盤整備を活用

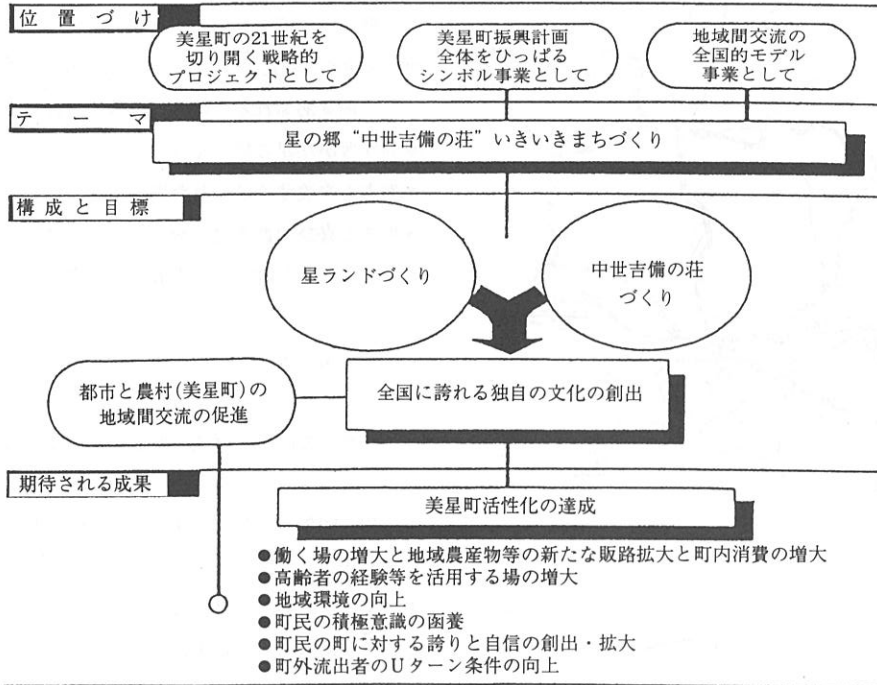


図-3 美星町リーディング・プロジェクトの体系図

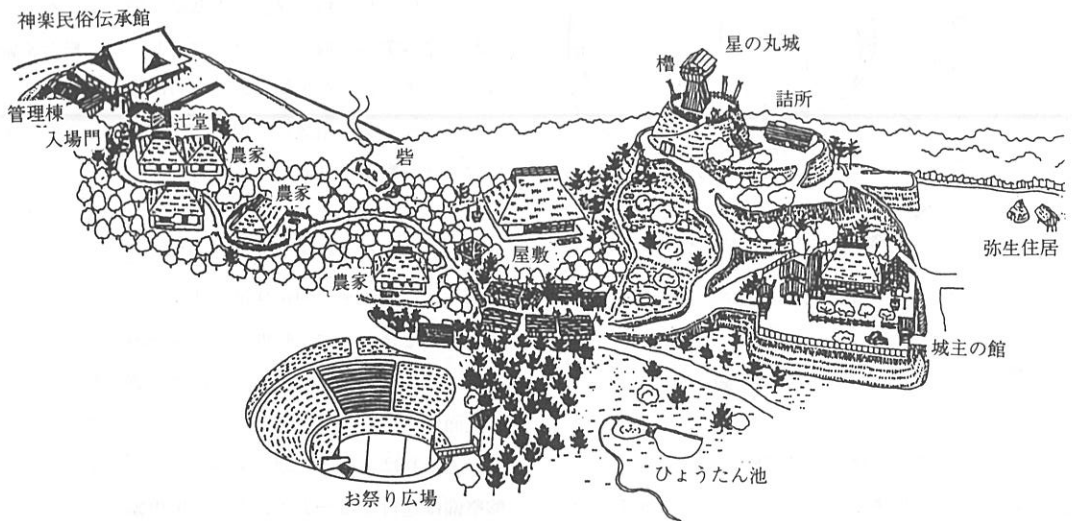


図-4 「中世夢ヶ原」歴史公園ゾーン鳥瞰図

し、21世紀を展望したまちづくりを、知恵と創造力を養い、夢と希望に満ちた「輝く星の郷」創造するため、新美星町総合振興計画（星トピア21）を定め、展開中である。

この計画では、「こころ豊かで活力と創意あふれる星の郷」をテーマに、まちづくりを推進するものである。基本は、シンボル事業を定め、農業・工業・観光を三本柱として華やかに輝える星の郷づくりを行うものである。そのためには、畑地かんがい施設やほ場整備した生産基盤を十分に活して、いかなければならない。農村における農業の位置は、重要で、その振興いかによっては、町の活力に大きな影響を与える。そこで今後とも「農業を大切にす町」を念頭に町民との対話を重視した地域間交流による「星の郷」づくりを展開中である。その代表的2例について紹介をする。

#### (1) シンボル事業

星の郷中世吉備の荘いきいきまちづくり事業（リーディングプロジェクト）

この事業は、昭和62年10月策定の「新美星町総合振興計画」のシンボル事業に掲げ、昭和63年3月に自治省から地域間交流型の先導的な役割を果すべく、リーディングプロジェクトに指定された。近年大きく変貌する社会経済情勢の変化に対応するため、星と中世をテーマとしたまちづくりを行うものである（図-34参照）。

#### (2) 青空市（星の郷産直プラザ）

本町の農業後継者グループが地域農業の活性化（町おこし）を目的に、生産者と消費者のふれあい交流の場として産直販売を開始したものである。この青空市は、新鮮な美星の高原野菜を市価の3～5割安で生産者から直接消費者へ提供出来るということで開設以来大変な人気を呼び、最近では、福山・倉敷等の近隣市町から年間30万人の買物客が訪れるようになり、消費動向に合わせた計画生産や、農業と観光を結びつけた新しい経営形態が芽ばえつつある。

## V おわりに

本町のまちづくりは、住民自治の組織育成（自治公民館制度の確立）から始まり、そして、各種補助事業等の



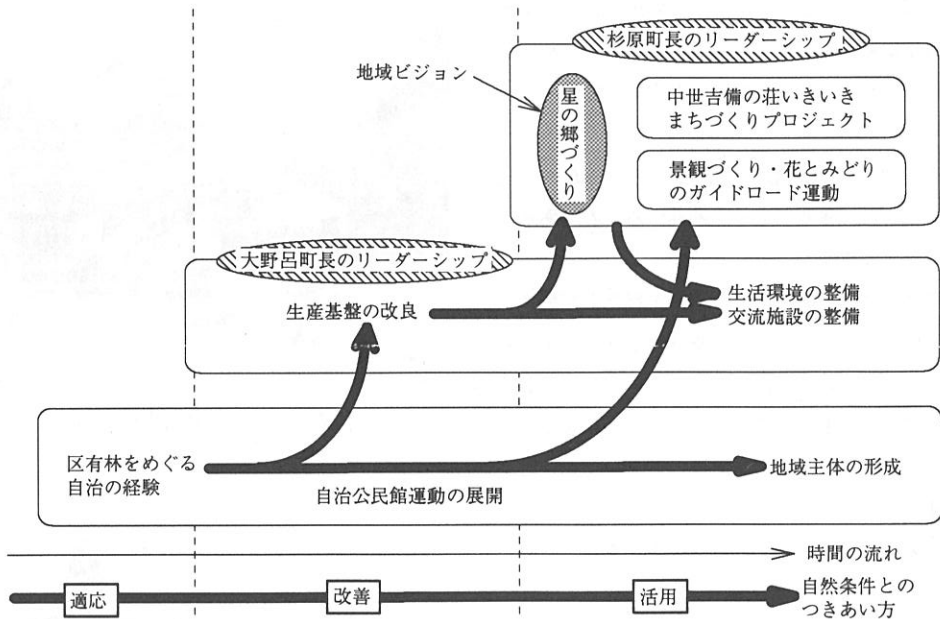
写真-1 「中世夢々原」農家



写真-2 「中世夢々原」城主の館



写真-3 買物客でにぎわう青空市



図一五 美星町における「星の郷づくり」と地域整備の展開

導入により生産基盤の整備・生活環境の整備を行ない、これらの基盤整備を活かし、地域間交流を通して「輝く星の郷」を築くものである（図一五参照）。「地方の時代」と呼ばれるように、これからの行政は、地方の良さを見直し、地域の特性を活かした活力ある地域づくりが大きな課題ではないかと考える。これからの地域振興は、職員のロマンや情熱だけでは、達成できるものでは

ない。特に新たな事業を展開する場合には、リスクが伴うものであり、したがってリスクをコントロールする専門能力が必要となる。また住民の行政に参加できる機会も必要と考える。21世紀を展望し住民の創意を引き出し地域のアイデンティティを確保していくことが今後の課題ではないかと考える。

# 果樹産地の形成と地域活性化

—農地開発事業を契機とした地域おこし—

國 忠 泉\*

## I. はじめに

本報告では、わがまち久米南町の概要を簡単に紹介した上で、農地開発事業の経緯とブドウ産地の形成過程、現在の課題などをお話したい。町民とともに一丸となって、地域の活性化に取り組む所存であるが、今後の状況は決して楽観できない。この機会に有益なご示唆をいただけたら幸いであると考えている。

## II. 地域の概要

### 1. 自然的条件

久米南町は、昭和29年に弓削町、誕生寺村、竜山村、神目村の1町3村が合併してできた町であり、図-1に示すように、岡山県のほぼ中央に位置し、東西9km、南北11.5kmで面積78.6km<sup>2</sup>である。本町は、吉備高原の一部に含まれ、標高100m～500m程度のなだらかな丘陵台地の地形条件のもとにある。町のほぼ中央を旭川の支流誕生寺川が南流し、谷筋にそって狭長な平坦地が広がっている。おおむね、平坦部は水田、中腹部傾斜面は棚田や畑地、その他は松林などの山林となっている。気候は、平均気温14.3℃、年間降水量1,290mmであり、温暖で晴天日数が多い。後述するように、ブドウ栽培には適している。

### 2. 社会・経済的条件

南北にJR津山線と国道53号が縦貫し、各集落は県道、町道によりこの幹線へ連絡している。中国縦貫自動

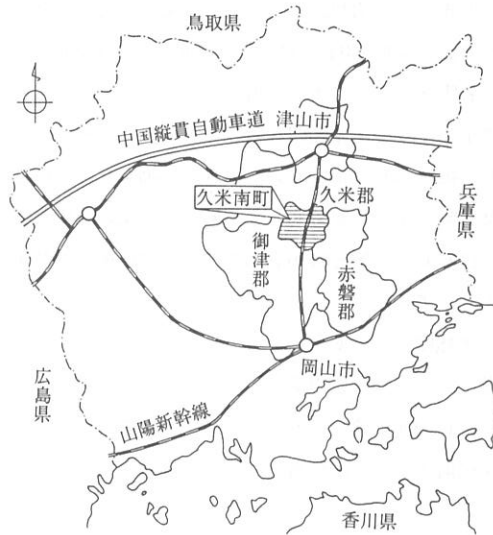


図-1 久米南町の位置

車道津山ICには20km、約30分、岡山市中心部へは40km、約1時間、岡山空港へは35km、約40分の距離にある。

本町の人口は、高度経済成長期にはいった当初の昭和35年には10,095人だったが、平成2年には6,605人にまで減少した。この30年間の人口減少数は3,490人、減少率△34.6%である。このような人口減少は、高度経済成長とともに町内から岡山、津山など県内都市をはじめ、京阪神名古屋、東京など大都市へ若年人口が流出したためである。この傾向は鈍化しつつも、現在でも継続している<sup>(注)</sup>。また、町民の平均寿命の伸びと若者の町外流出を反映して、65歳以上の高齢者人口割合も昭和35年の8.9%から平成2年の24.5%へと上昇したが、今後もさらに上昇することが予想されている。

(注) 反面、道路交通体系の整備とモータリゼーションの進展に

\*久米南町長(くにただ いずみ)

ともない、本町は、位置的に県北中心都市の津山市および県南都市圏の後背地として、いわゆる都市近郊型農村地域としての性格も持ちつつある。

### 3. 文化的・歴史的地域資源

本町は多くの文化的・歴史的遺産を擁している。町のPRをかねて簡単に紹介させていただく。

#### ① 日本一の川柳の里

久米南町に、弓削川柳社が誕生したのは、戦後のもの不足のきびしい昭和24年である。以来、町内外に会員を増やし、現在約800名、潜在的な川柳人口は1,000名に達し、名実ともに「日本一の川柳の里」となっている。川柳の里づくりの活動範囲は幅広く、町のいたるところに川柳が掲げられ、道行く人に小さな感動を呼んでいる。また、町と川柳社が協力して整備した川柳の小径公園には、自然石の句碑と桜が立ち並び、町民の憩いと散策の場となっている。

#### ② 法然ゆかりの誕生寺

誕生寺は、浄土宗の開祖、法然上人の誕生の地になんで、1193年に建立された。御影堂、山門は国指定の重要文化財である。練供養は日本三大練供養のひとつである。

#### ③ 片山 潜の生誕地

片山潜は、1859年に久米南町羽出木に生まれ、その生涯を反戦、平和に捧げた社会主義の世界的先駆者である。生家跡に記念碑、記念館がある。

### 4. 農業の概況

本町の農業経営規模は、中山間地域としては比較的大きく、1ha以上の農家が41.7%を占めている。また、平成2年センサスでは全農家数1,161戸のうち、専業農家275戸(23%)、第1種兼業農家100戸(9%)、第2種兼業農家786戸(68%)である。

同センサスで農家人口は4,298人であるが、このうち15歳以下の人口割合は13.9%、60歳以上の人口割合は36.9%であり、県平均の農家人口と比べて、前者は3.3%ポイント低く、後者は5.2%ポイント高くなっており、農家人口の高齢化は相対的に進んでいる。また、農家人口と同様、農業就業人口の高齢化も進んでおり、60歳以上が37%(うち70歳以上は30.8%)となっている。

経営耕地面積は1,140haで、水田率は87%、1戸あたり経営面積は98aである。

平成2年度の農業粗生産額は19億6千万円であるが、近年はわずかながら減少傾向にある。主な作目は米、ブドウ、野菜、肉牛、酪農などである。

### Ⅲ. 山手台地開発の経緯

#### 1. 事業導入前の状況

県営農地開発事業の対象地区は山手、峠、京尾の3部落を中心とした地区(山手地区)であり、町南東部の標高200m~300mの台地上にある。当該地区の水田は山間棚田で、面積は狭小であり、天水田のため水利条件にも恵まれていない<sup>(注)</sup>。当然ながら、経営規模も零細であった。この地域では、昭和25年頃までは、水田と養蚕、そして一部にブドウ、ナシ、葉タバコ、雑穀などを取り入れた経営が営まれていた。

篤農家の手によって山手地区へブドウが初めて導入されたのは、実に明治37年のことである。その後、昭和20数年頃までは、栽培技術の確立にむけた試行錯誤の努力が綿々と続けられてきたが、産地として面的な広がりとなるには至らなかった。しかし、戦後、次第に周辺農家へブドウ栽培が普及し、昭和30年には共同選果ができるようになり、ブドウ作部門は経営の主要部門にまで成長した。また、当時の中心栽培品種はキャンベルであった。

そして、①これまでの地道な試行錯誤によりブドウ栽培技術がおおむね確立できたこと、②気候、土壌がブドウ作に適しており、良質なブドウ生産が期待できること、③日本人のブドウの消費が将来的に伸長する見込みが大きいことなどから、ブドウ作の規模拡大の意向が次第に高まることになる。このようなブドウ作経営に対する追い風の状況ははっきりするに従い、ブドウ作の規模拡大、ブドウ専作経営の確立を目指して、昭和41年に5名の栽培者が3haの果樹園の共同開墾に着手する。この事業は、後述の県営農地開発事業のねらいを先取りしたパイロット版とも言うべきものである。

(注)久米南町では、早くも大正初期から開墾とため池建設に取り組んできたが、大正13年の大旱魃が契機となって、耕地

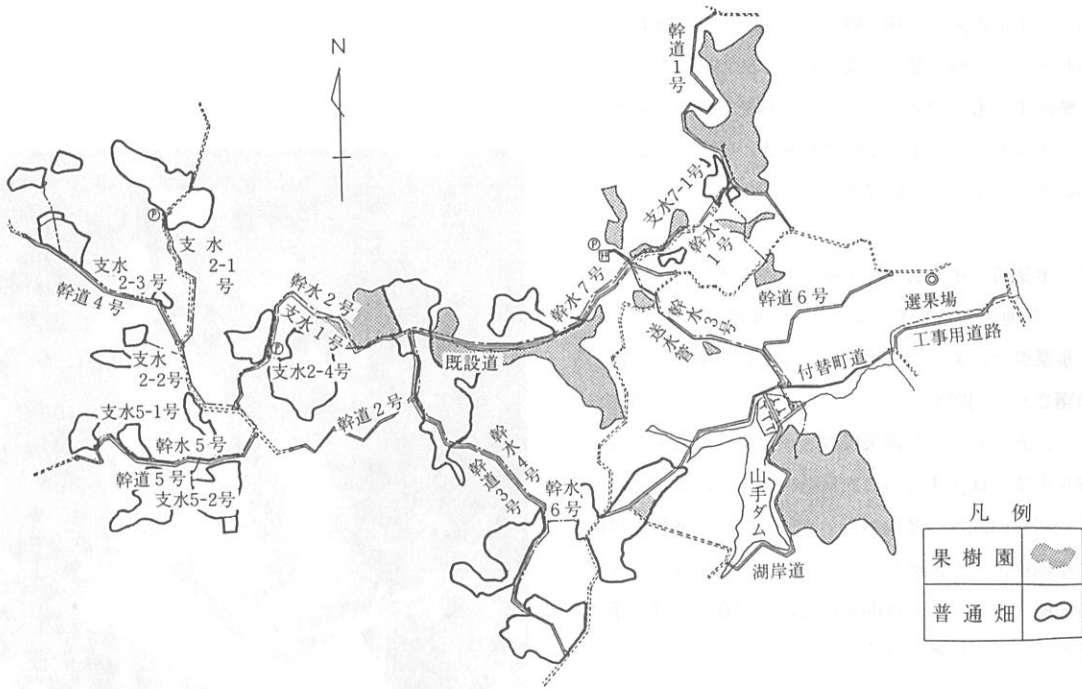


図-2 県営農地開発事業（山手地区）概要図

表1 県営農地開発事業（山手地区）の概要

事業名	県営農地開発事業	受益農家	増反54戸
事業区域	久米郡久米南町山手、峠、京尾	事業費	2,088,000千円
事業主体	岡山県	工期	昭和48年度～昭和60年度
受益面積	93ha	主要工事	農地造成93ha, 農道6,660m, 水路8,755m, 揚水施設1箇所, ダム1箇所
事業目的	久米郡久米南町山手、峠、京尾の丘陵台地の山林、原野96haを開発し、畑地を造成するとともに道路、ダム、揚水施設、管水路、畑管施設を整備することによって参加農家の経営規模を拡大し、基幹作物（ブドウ、野菜）の集団栽培を行い、農業経営の安定向上を図る。 ダムは、多目的として築造し、造成畑地の用水源とするとともに、既耕地(57.5ha)のかんがい用水および久米南簡易水道（給水人口約800人）の水源に活用する。		

整理事業（開田270ha、開畑25ha）、ため池の新設35箇所、ため池の増改築100余箇所の一斉整備事業を達成した。しかし、山手地区では、この時の水田開発・整備からは取り残されていた。

## 2. 県営農地開発事業

昭和45年に入って、「山手台地」の大規模な開発構想が持ち上がる。これは農地造成と水源開発をテコに以下の経営改善の実現を意図したものである。①農地造成と

農道整備により、機械の導入をはかり、省力化を進めて規模拡大をはかる。②商品性の高いブドウ、野菜を経営の基幹作物として、産地育成をはかる。③集出荷体制の組織化と市場情報の高度利用により、製品の市場競争力を高める。④以上の帰結として、戸あたりの経営規模を拡大し、産地を育成して、農業所得の増大をはかる。

この構想は県営農地開発事業（山手地区）となって具体化するが、その概要は図-2および表-1のとおりで

ある。山手地区の山林原野の未利用地と一部既耕水田をあわせて95.7haに農地造成を行い、89.9haの農地を開発・整備するものである。また、あわせて地区内にかんがい用ダムおよび加圧配水施設を建設・整備し、畑地かんがいと飲料用の水を確保するものである。

### 3. 事業導入後の展開—果樹産地の形成—

#### 1) 農地開発事業等によるハード整備

事業導入にあたっては、高い地元負担率など、農家を躊躇させた問題もあった。しかし、当該ハード事業、および、あわせ行った選果機器、選果場の導入・建設（農協を事業主体とする第2次構造改善事業による）は、山手地区を山間零細産地から、近代的な生産基盤と組織的な産地経営力を備えたブドウ産地へとステップアップする契機となったことは間違いない。写真-1は山手ダムとベリーAの団地である。

#### 2) 受け皿としての久米南町農協ぶどう部会

一方、産地形成にあたっては、昭和39年に設立された生産組織である「久米南町農協ぶどう部会」（以下「ぶどう生産組合」）の果たしてきた役割が大きい。生産組合による主な組織活動は以下の通りである。

#### ① 市場動向に適応した品種転換

ぶどう生産組合では、キャンベルの市場性の低下とともに、地域特産物生産団地育成事業（昭和55・56年）に

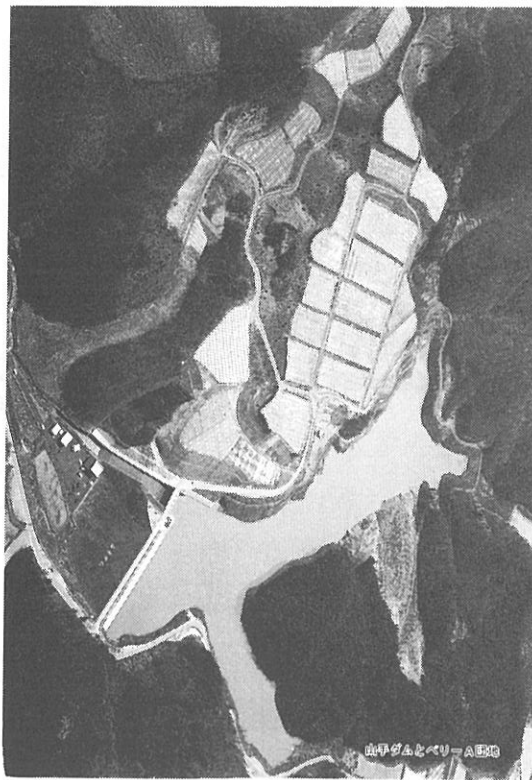


写真-1 山手ダムとベリーA団地

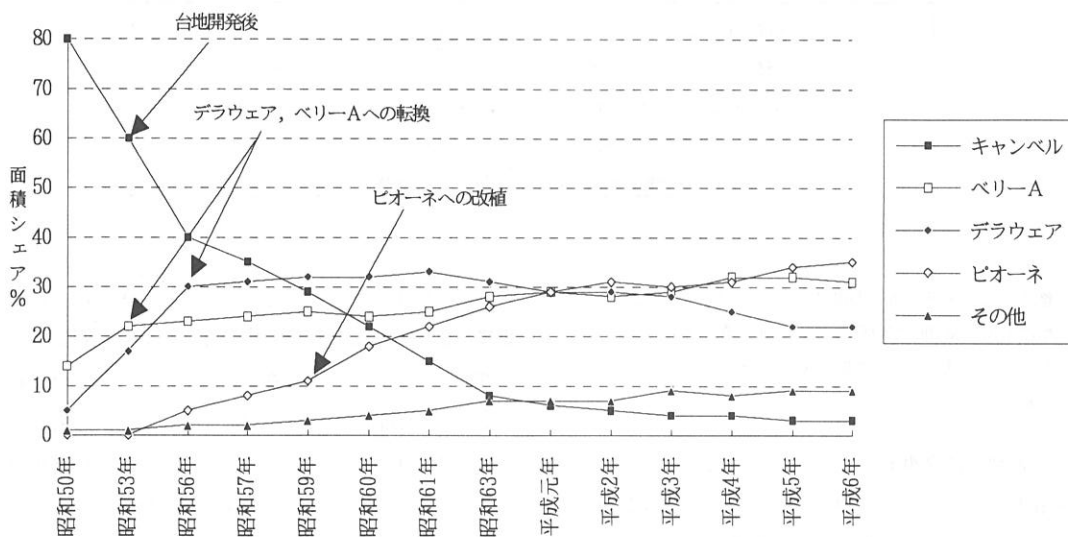


図-3 久米南町の品種別ブドウ栽培面積のシェア



よってキャンベル→デラウェア、ベリーAへ、さらに、優良品種モデル転換緊急事業（昭和58～60年）ではキャンベル→ピオーネへの転換をはかり、市場動向を先取りした品種転換を率先してきた。図-3はその推移を示したものである。

## ② 生産技術の高位平準化と技術革新

上記の品種転換は、市場性の確保と病気対策を動機とするものであったが、同時に新しい転換品種に対する栽培技術の開発を常に継続していく必要があった。この過程で、トンネル被覆栽培やハウス栽培などの技術が確立されていった。また、ぶどう生産組合は、将来品種の試験栽培、トンネル被覆栽培や加温ハウスの導入、ジベレリンの適期処理、土づくりなどに関する栽培協定を定め、共同研究と技術の高位平準化に努力している。

## ③ 集出荷体制の確立

計画出荷、共同選果・販売体制を確立している。また、婦人部による直販所での販売や贈答用宅配の共同販売体制等、組織的な対応をとることにより、有利販売を実現している。

## 3) 普及所・農協・町の支援

上記ぶどう生産組合の活動を当初から技術面からサポートし、適宜、有効な支援策を迅速に打ってきた普及所、農協の役割も大きい。もちろん、町も産地づくりに関しては、全面的な支援を行ってきた。

## 4) 果樹産地形成の要因

結局、産地形成の経緯を鳥瞰すると、ハード面での整備（農地開発事業）とソフト面での指導施策（普及所・農協・町の指導と施策）、そしてこれらの外からの働きかけに対して、組織的に対処しうる主体（ぶどう生産組合）の存在が、当該果樹産地の形成を実現した基本的要因である。

# Ⅳ. 産地づくりから地域づくりへ

## 1. 地域の直面する問題

前節では、農地開発事業による産地形成の過程を示したが、現在、以下のような深刻な問題に直面している。

### ① 農業就業者の高齢化と労働力不足問題

平成3年のブドウ栽培農家の調査（久米南町農協調べ）

によると、山手地区の栽培農家は35戸、ブドウ栽培面積は26.3ha（1戸あたり栽培面積75a）、後継者のいる農家18戸（51%）、経営主年齢60歳以上農家21戸（60%）という状況にある。今後、10年後のブドウ栽培可能農家は20戸、面積約20haに減少することが見込まれている。

### ② 産地規模の維持と品質向上問題

一般に産地の評価は市場シェア（量）と品質（高単価）によって決められるが、今後、上記のような担い手不足の状況下で、これまでと同様の高い品質を維持しつつ、如何に産地規模を維持していくかが問われている。また、現在の主力品種の一つであるデラウェアは今後、市場性が低下することが予想されており、新たな品種転換も要請されている。

### ③ 地域定住人口の減少

ブドウ産地としての地位を確立してきたのであるが、それが必ずしも地域定住人口の維持には至らなかった。図-4は山手地区と町全体の人口推移を昭和35年を100とする指数によって比較したものである。事業導入により積極的なブドウ産地が形成されてきた昭和40年以降も人口の減少は町全体よりも大きくなっている。

## 2. 産地づくりから地域づくりへむけての取り組み状況

今後は、ブドウ産地としての発展ももちろん重要であるが、それに加えて農村型リゾートとブドウ生産を結びつけた発展ビジョンを模索している。既に、以下のような関連事業に取り組んでいる。

### ① 農村型宿泊施設「治部邸（じぶてい）」の整備

治部邸は久米南町の農村型リゾート施設のシンボル施設として、平成元年に山手地区に修復された宿泊・研修施設（宿泊定員30名）である。大きな長屋門をもつ江戸時代の豪農屋敷は、趣のある優れた農村建築である（写真-2）。平成3年からは地元婦人グループが施設管理を受託し、都市住民との交流に取り組んでいる。

### ② ぶどう祭りの開催

毎年9月に町、農協、商工会、地元の共催により、山手ダムのイベント広場で「ぶどう祭り」を開催している。「ぶどう狩り」をはじめ、多彩な催し物がとりおこなわれ、例年、約3,000人ほどの参加者がある。

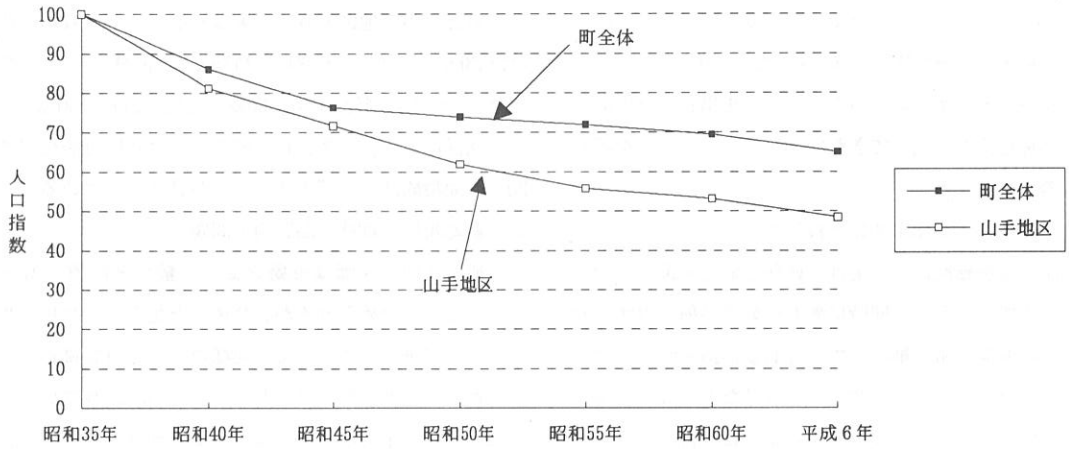


図-4 町全体と山手地区の人口の推移



写真-2 農村型宿泊施設「治部邸」

③ 山手ダムの周辺整備

山手ダムの湖畔に、上記のイベント広場、ゲートボール場（2面）、休憩所、花菖蒲、レンゲなどの植栽を行っている。また、サイクルロードも整備されている。

3. 「21.5世紀」に向けた発展ビジョンー農村型リゾートへの展開ー

今後、これらの取り組みを農村型リゾートとしてさらに発展させるため、第1に、ブドウのほかに新たな果樹を取り入れた果実の周年化、第2に、菖蒲祭り、レンゲ祭り、ゲートボール大会、釣り大会など交流イベントの

周年化、第3に、地域のシンボル施設である治部邸と周辺施設・イベントなどとの有機的な連携強化等をはかりたいと考えている。

そして、これにより個性あるトータルな地域イメージを確立すると同時に、地域農業全体の高付加価値化を実現することをねらっている。しかし、このような活性化の主体となる町、農協、地元にとって、農業生産・販売といった従来、手慣れた分野のノウハウはともかくとしても、地域経営と農業のサービス産業化のためのノウハウは必ずしも十分ではない。この点が当面の克服すべき課題となっている。

V. おわりに

以上、久米南町における産地形成と地域活性化の取り組みについて紹介させていただいた。本町における過疎・高齢化に抗した地域活性化の道は、依然厳しいと言わざるを得ない。なお、本報告をまとめるにあたり、『久米南町「山手地区ぶどう生産組合」の現状と今後の発展方向』（平成4年3月、岡山県農業開発研究所）を参考にさせていただいた。

資料：

第15回現地研修集会パネルディスカッション（1993. 9. 1）の記録

〈テーマ〉『農村アメニティーの構築に向けて』

〈コーディネーター〉

北海道大学

教授

梅田 安治

〈パネラー〉

北海道専修大学

教授

山上 重吉

中井建築研究所

環境デザイン室長

中井 和子

農村開発企画委員会

主任研究員

楠本 侑司

農林水産省構造改善局

課長補佐

平野 達男

新得町の酪農家

湯浅 優子

十勝西部農業改良普及所

主任

榎本 博司

風土と建築を考える会

幹事

山田 英和

美瑛町の畑作農家

木田 守治

美瑛町役場

企画課長

今野三樹夫

農業近代化コンサルタント

研究部次長

野本 健

梅田：本日の司会を致します，北海道大学農学部で農業土木を担当している梅田です。

これからのパネルディスカッションでは次のような時間配分を考えています。先ず壇上におられる専修大学の山上重吉さん，中井建築研究所の中井和子さん，それから農村開発企画委員会の楠本侑司さんに各自15分から20分で，これまでの講演もふまえてご意見を頂きたい。その後，午前中に講演いただいた農水省の平野さん，そして湯浅さん，榎本さん，山田さんの十勝グループ，木田さん，今野さんの美瑛グループ，それから農業近代化コンサルタントの野本さんに各5分位づつご意見を頂きまして，主にこの壇上の人にディスカッションをして頂きたいと考えています。

しかし，遠方からもお集まり頂いていますのでできれば時間を少し後の方へ取り，皆様からのご意見もいただきたいと思います。ただ時間が限られていますので，なんとか工夫して進めてまいりたい。

●あずましさ

梅田：司会をする責任上，私自身がアメニティーというものをどう考えているかということで，ちょっと喋ってみ

ます。勿論これは何もこの壇上におられる方々を拘束するものではありません。

北海道の方言で「あずましくない」「あずましい」という言葉があります。これは，方言辞典をみてみますと，青森県の南部地方の方言なのだそうです。「あずましくない」という言葉が本来的なのです。それを北海道へ開拓にきた人達が使い，非常に使いよい言葉なので他の方言よりも広まったのだそうです。そして第2次大戦後「あずましい」という言葉ができたのです。

最初は否定語でした。私はこれがアメニティーという言葉にぴったりではないかと思うのです。と申しますのは，使用例として「夕べ飲み屋に行っただけでも向こうのはじの方に課長がいたのでどうもあずましくなかった」「どうも背中に石ころが入ったようであずましくくない」「どうも道端で話していても，あずましくくないから家へはいれ」といったような，「あずましくない」という否定語なんです。そうすると，「あずましい」というのは，なんとなく不快な部分を取り除いた状況を表現しているのでしょう。これぞ「アメニティー」だと思うのです。

今日は「アメニティーを構築する」ということなのですが，特別アメニティーという固定の目標があるのではなく

て、私たちの生活環境を少しずつ心地よくしていくということがアメニティじゃないか。というふうに、私自身は考えております。そんなことを枕にいたしまして、これからのパネルディスカッションに入らせて頂きます。

### ●暮らしへのこだわり

山上：農村アメニティの構築という基本的な事項については野本さんがまとめられていますので、私は農家の方、地域の方、行政の方とのお話や調査の中で学んだことを中心にお話をしたい。

午前中からの話を聞いていますと、農家の考える農村アメニティ、また、都市のプランナーがイメージする農村アメニティ、さらに、道なり自治体、国が考える農村アメニティには、かなり差異があるような気がしました。差異があるからおもしろい、という部分もある訳で、そういう差異のある人達が集まって先進的にやられたのが十勝グループの農村セミナーではなかったかと思えます。

多様な考え方がかたが集まると、それなりにお互いの発見があっておもしろいものが生まれる。ある一つのものがきっかけになり、次のもの次のものと目指していく。その過程が農村アメニティの構築ではないか。

十勝の「住んで楽しく、見て美しい農家作り」という表現をお借りしますと、「住んで楽しく見て美しい農村をみんなで作る」、それが農村アメニティの方向ではないか。すなわち農村アメニティの構築とは「農村らしい暮らしへのこだわり」であり、それを次の世代へ継承していく。農村らしい暮らしの継承が農村アメニティの構築ではないか、というふうに思えます。農村らしいというのは、大きな空とか広い空間、さらに豊かな緑、多様な自然と、更に畑作・水田・酪農などの営農形態が作り出す、地域固有の空間であり、そのものが農村の一つの豊かさだろうと思う。

### ●三つの間—人間・時間・空間

山上：2番目に、作物の生育というのは極めてゆっくりしている。種を蒔いてから収穫するまで半年という時間がかかる。そういうゆっくりとした時の流れを生きる一つの時間をもっている、いわゆる農村特有の時間という

ものがある。それが、ある意味では「あずましさ」を僕らに与えてくれるのかなと思う。

更に一般に人口密度が小さい。東京で、あれだけの人がいるわけですが、人々は孤独である。しかし、隣の家までの距離が、たとえば500m、800mの所に住んでいる農村の人々の方が人間距離は近いのではないか。隣の誰々さんがどういうことを考えているか。どういう方向で生きようとしているということはある程度わかりあい、助け合っている。人口密度は小さいが人間密度としては濃いものをもっている。そういう人間の濃いものをもっているのが農村であろうと思う。人間、時間、空間の三つの間（農村）を、如何に国民のふるさととして持続させるか、継承させるかということが農村アメニティの大きな役割ではないか。

確かに、交通だとか利便性については、都市と比べて少ないが、農村の豊かさ農村らしい暮らしを大事にする人、追求したい人は農村に定住するであろうし、移住してくるかも知れない。それを、時々味わいたい人は、農村を訪ねて交流をするだろう。その交流をする場合の基本は、お互いがその実態を知ろうとすることです。それぞれの長所短所を実態をふまえて理解しあうことがベースになるだろうと思う。

また、都市と農村との交流の前に、地域の中に於ける交流というものが本当に活発なんだろうかという反省もあるかと思う。例えば、農村の環境整備を進める一つの意義は、農村地域の中での交流を活発にすることにもあると思います。主婦、商工会、農協青年部、若妻、そういういろいろな階層の方が行政を含めて現場でものを考えることが大切です。

### ●問題の解決は現場・地域から

山上：問題の解決は、現場にあると思う。現場とゆっくり話す、じっくり討論していく中で相互理解があれば、その後の維持管理は、その中で話したことについてお互いに責任がある訳ですから、相互で守っていくであろう。しかし、行政が単独で作ったものは、これは行政が植えた木だから管理は行政だろうというふうになってしまう訳です。ところが地域の人との話し合いの中で、地域のいろんな考え方の中で作られたものであれば、それは永

続するであろう。要するに、ある木が私の木、私の地域の木となる訳です。そういう私の物として今まで農家の人は畑なり周りをきちんと大事にされてきた。公共的なもののベースになっているものが極めて農村地域の私の活動であり、その私の活動を如何にネットワークしていくか、新しく作っていくかということが今求められるんだと思います。

それをベースにして、地域のことは地域の人、専門家、プランナー更に行政の方が現場で話し合い、現場で作っていくことが農村アメニティ、環境整備を含めて重要なことではないか。ですから、三面張り水路は一概には悪いとはいえず、ある意味では正しいと思う。といたしますのは、誰が維持管理していくか基本になって、この部分については三面張りは妥当だと。しかし、この部分については、維持管理も可能であり、緑が豊かだし、この沼は大事だ。そうすればこれは農村公園として整備しよう。そこは自然度の高いものとしていこうという住み分け、使い分けの手法が必要である。一様に本当の川、本当の緑と書いていたら、本当の人間はいなくなってしまうのではないかとという危惧はあります。そういうことを防ぐには、常に問題の出発点は現場、地域にあるわけですし、最後のゴールも地域にある。

それとアメニティというのは、一つのことをきっかけにして次々と展開されていく。そういう意味では俳句の連句に似たものであろうかというふうに思っている。案ずるより生むが易しともいいます。ここに残られた方はきっとお酒の嫌いな方ばかりだと思いますが、お酒を飲む方を見ているよりは、やっぱり飲んだ方が面白い。人生に酔える。芝居も見ているよりは舞台上で芝居をやりたいと同じように、確かに農村地域の人口は少なくなっていますが、人間密度が高く、地域の主人公になれる。自分の地域は自分だ、というふうにいえる。そういう人達の集まりによって農村が豊かで美しくならなければ、決して都市の方はやってこないだろうと思うわけです。

まとめとしましては、農村を地域の人とともに相互責任と役割においてデザインする。農村をデザインするといういい方はおかしいですが、農村の豊かさ、農村のもってる三つの間をベースにして地域の風土をコーディネートするのが農村アメニティではないか。やはり、都

市はより都市らしく、農村はより農村らしく、それがより長持ちする国土ではないのかというふうに思うのです。

梅田：お話の「三面張り」の話の部分ですが、これは水路の三面装工が最近批判されて、近自然工法になったという話がありますが、三面装工もそれなりの価値があるのではないかとこのように理解してよろしいのですか。

山上：はい、そうです。

梅田：中井さんお願いします。

### ●眺望型の景観・環境型の景観

中井：私は、環境デザインという立場で、普段は町村等の景観ガイドプランですとか、まちづくりのお手伝い等をさせて頂いています。

景観というのは、アメニティを作り出す一要素として、近ごろは多く取りあげられています。しかし、景観と一口にいっても、総合的なものですから、なかなか捉えようがない。私も景観のガイドプラン作りをしながら、同時にその町村でこうした講演会や、街並みウォッチング、あるいはフォトコンテスト、絵画コンテストなどのソフト面を平行して行って地域住民への浸透を図ることが多いです。そういう場で景観の捉え方を私はよくお話するのですが、景観は見る人の価値観、今まで生きてきてもっている価値観によって景観の見方が左右されるのではないかと思うのです。

そこで、まず、景観は二つの視点で見ることができる。

一つ目は、眺望型の景観の捉え方です。それは、旅行者やその街に住んでいない方が、その街を見た時、今日ですと東京方面あるいは本州方面からきた方が、北海道をご覧になった時に感じる景観の捉え方に特徴的に表われます。こうした人達は、そこに生活しているわけではありせんから、景観に対する期待は、大変美しく、しかも地域特性豊かで、今、自分の住んでいる所とは多分に違った非日常的なものを求めているのではないかと感じます。

もう一点は、生活者型あるいは、環境型の景観の捉え方、その場所に住んでいる人々が同じ北海道を見たときにどういう感じ方をするかという捉え方です。それが地域住民あるいは、生活者としての景観の捉え方ではないかと思えます。これに関しては、午前中、美瑛町の

木田さんや新得町の湯浅さんなど、いろんな方から自分達の地域住民としての発言からの景観の捉え方がありました。けれども、その捉え方は生活実感を伴った景観への評価ですから、快適な景観、認識しやすい景観、あるいは愛着や親近感がわくような景観形成を期待するのではないかと思います。

でもそれは、旅行者が見るのと同じ農地景観であり、同じ道路景観であり、同じ住宅地景観であり、同じ町の景観であるわけですから、当然事業をしたり、プランを立てるときには、その両者の考え方が反映されないといけない訳です。そうした視点で景観を見てきますと、デザインする手法の中で両者のことを考えながら、道路や住宅地を造ったり、商店街を作ったりする手法を考えていかなければいけないと思います。

#### ●地域の文脈としての景観

中井：私は一番身近な例としてよく話をするのですが、屋敷林の機能と景観の関連があります。屋敷林というのは、農家の防風、防雪、防音の効果あるいは、農家の風格を上げるなどの農家にとってのプラス面の要素と同時に、総合的にその地域の景観認識をあたえる役割がある。あっちこっちに同じ樹種の屋敷林があった場合、例えば北海道ですと、(その土地の土壌の関係から植栽も限られてくると思いますが)、カラマツとかエゾマツや白樺とかの景観を見ますと、北海道らしい景観だという認識がもてるのではないかと思います。

その他の例でいいますと、南フランスでは、ミストラルという大変強い北風がロース川を吹きおろしますが、その強風を防ぐ屋敷林が糸杉、ゴッホ、セザンヌの絵に出てくるあの糸杉です。そうしたものが南仏の家の形と屋敷林との風景が南仏らしい空間、南仏らしい景観認識を見る者にあたえる。

この両者を満足させるデザイン手法は、樹種を選択あるいは、建物形態にも現れてくるのですが、地域の自然風土、あるいは気候等を上手に解釈しながらデザインしていくと、自然に地域の景観的な文脈、地域のもっている素直な文脈の景観をデザインできるのではないかと日頃思っている訳です。

#### ●個のデザイン・物のデザイン

中井：もう一つ別の見方で景観を捉えて見ます。事業者あるいは、道路を造ったり、私のように環境デザインを考えたり、建築を造ったりする人が、景観を考えながら物をデザインする時には、「個のデザイン」「場のデザイン」というとらえ方をします。

「個のデザイン」というのは、生活者型のとらえかたと似ています。例えば、家を一軒設計し、建物の外観をデザインした時に、家の内部に関しては、自分達の生活とかライフスタイルがありますので、各々の個性豊かな自分達の使いやすい快適な生活空間とかインテリアデザインを考えてもいい。しかし、アウトラインとなる家の外観のデザインに関しては、たとえ農家一軒々々が各自の持ち物であったり、商店一軒々々が自分の家であるに関わらず、公共性があるという認識をもたなければいけないと思う。

先ほど、景観は総合的にとらえることができるという話でしたが、見たなくても見えてしまうのです。建物はいくら自分の家だといっても囲って隠すわけにはいかないのですから、誰にでも見えてしまう部分は、公共性を考えながら地域の景観形成に寄与していく部分として考えなければいけないと思うのです。その時に、先ほど美瑛町の今野さんのお話の中にもありましたが、ある程度の景観の誘導といいますか、景観条例、あるいは街づくり協定・色彩協定とか様々な協定がありますが、その地域にふさわしい規律、守るべく事項を決めて、地域の景観を徐々に、なるべく地域にふさわしい景観に形成していくような誘導手法が必要です。その時に、「個」というものと「場」というものの認識を、地域住民がしっかりふまえておく必要があるのではないかと思います。

「場のデザイン」の中で、一軒の農家でも農村景観計画の中におくと大変重要なファクターになります。農村集落の商店街にしても、一つ一つは個々の商店ですが、道路の両わきの沿道景観を形成する商店の街並みを考えたときに、街らしさ、街のもっている個性が全体的に表現されていることが必要なわけです。そうした「場」としてのデザイン形成をどう考えていくかということが、これからの一つの課題なのではないかと思います。

その時に、先ほどからいくつかの要素として上げられ

た中の、色彩や緑のほか広告看板・サイン等のデザインなどを、その地域にふさわしい形で置き換えていくことが必要であろうと考えます。

### ●景観と色彩—赤と青の屋根について

中井：「景観と色彩」ということで少しお話ししたい。本州からお越しになった方はお気づきだと思うのですが、北海道は瓦文化の建築を作っている土壌ではありませんので、屋根の色が大変鮮やかで、赤とかブルー、グリーン等思い々々の屋根の色がある。それは北海道の歴史と大変関わりをもっています。

瓦というものは積載加重が高いものですから、雪を考えますと構造的に建物を維持していくことが大変です。それから、昭和初期に北国の寒地住宅ができたときに、丁度赤と青のカラー鉄板がでてきて、それが落雪する時に、大変便利であると、すぐ雪が落雪するような滑りがありますし、しかも軽くて、加工が簡単であるし、単価も安いというような利点があった。そうした条件が重なりまして、カラー鉄板の屋根が大変普及した訳です。その時の色の選択肢が赤と青しかなかったというすごい運命的な、北海道の建物の色彩との出会いがあったわけです。ですから当時のカラー鉄板が青しかなかったり、赤しかなかったりしていれば北海道の街並みの景観は、一つの色に統一されたのではないかと未だに思っています。

このようにして、本州とは大変違った、色に関しては鮮やかな景観形成が成されているわけです。そこで、地域住民の理解をどう得ていくかが難しいけれども必要です。

屋根の色とか建物の外壁の色というのは、ヨーロッパへ行くと皆さんおわかりになると思いますが、遠くから見ると街の色というのは、色の塊で見えてくるんですね。屋根とか外壁の色の塊で自然の中にパッと出てくるわけです。そういうふうに認識したときに、伝統的な文化の、伝統的な建物形態の維持されてきた所では、地域の自然色と建物の素材の色が大変マッチしていたという経験があります。景観的に自然の色と建物の色とが違和感無く調和していた訳です。しかし北海道の場合、どちらかというと屋根の色が人工的にすぎて、自然が大変美し

いにも関わらず、人工的な色彩景観の調和ができていないといえると思います。そのへんが、今後我々が考えていかなければならない色彩景観形成の大きな課題であると思っています。

梅田：次に農村開発企画委員会の楠さんをお願いします。

### ●農村住民の景観評価と都市住民の景観評価

楠本：本日参加の方々にはいつも私達の調査に御協力頂いておりますが、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今日はアメニティとか景観が話題となっていますが、アメニティだけやってるとものすごい時間がかかりますし、景観だけやってもものすごい時間がかかると思うんですね。ということで若干、景観に偏して話していきたいと思います。

今から13、4年前に我々も景観スライドの調査を全国的に14、5集落を対象に、スライドを45枚抱えて、ボタン押しの住民景観評価調査をしたんですが、大体どこも同じ様な傾向を認めることができました。農村の方々だけですとかたよりますので、我々の仲間とかあるいは、町の人とか都市の人にもやってもらいました。

町や都会の方々には伝統的な農村景観を好み、農村の方々には近代的な農村景観を好む傾向がありました。特に農村の女性は近代的な農村景観を好むという結果が出ました。これを一概に都市の人は郷愁があるからというふうにはいえない面もあると思うんです。

先ほどのお話に関連しますが、農家の方々は、農作業の辛さを通じて三面張りを評価したり、真四角の田圃を評価しますが、その背景にはこれで労働がしやすくなったことが景観評価に表れているのだと思います。昔はものすごく農作業が大変だったという心理的な背景があってこそその評価ではないかと思っています。

それから5、6年前にも同様なテストをやりましたが、傾向はだいぶ変わってきました。今回の結果では、農家の方々も伝統的な農村を再整備しながら、できるだけ昔の農村の姿を残しながら近代化へ進もうと、非常に教科書的な答、あるいはこれからの進む道としては、妥当な線が出てきたと思います。都市側の人が相変わらず伝

統的などというおりにありますから、歩み寄れる景観の方向があるというふうに総合的にはいえるのではないのでしょうか。

しかし、反面このような農村側の景観評価の変化に寂しさを感じます。つまり、農業ばなれが強くなってきている結果の評価なのではとの思いがあります。

#### ●総和としての美しさに対応した整備

楠本：こういう形をふまえて、最近では農村の景観整備も、各省、農水省を始めとしていろんな形で事業が出てきました。景観を特殊なものとして景観だけの事業をやっていくということには、僕は合点はいかないですけども、やらないよりはいいだろうとは思っています。それは、本来的な美しさが農業・農村空間の総和の中にあるのではないかという思いがあるからです。

例えば、橋を作るとか道路を作るとかいうことの中に美しさを作っていく必要があるのではないかも感じています。それがデザインというものです。ということは、最近の景観の事業というのは、最後のお化粧、最後の仕上げの段階、壁の塗り方には、粗塗り、中塗り、仕上げという風にいろいろありますけれども、最後の仕上げの段階の塗りを景観と考えている方が非常に多い。これはなんとかしなければならぬと思います。

土木技術者でも橋をコンクリートで立派できれいな橋を造ったり、コンクリートの打ちっぱなしでも非常にユニークな建築美を造っている方々がいるのに、コンクリートの橋を造ってその上から木を張っていくなんてことが一方で行われている。これで景観整備をしましたというのは、根本的に違うのではないかと思うわけです。

これも12、3年前の話なんですけれども、モデル事業で山梨県のある町の農村公園を作りましたが、ヒアリングがとても厳しくて、公園の中に芝生があるとは何事だ、華美である、事業では芝生は認められない、というふうな話でした。また、農村環境改善センターの敷地の周りに、樹木を植えることはまかりならない、それは補助金では認められない、ということがついこの間まであった訳ですね。

時代が変わったといいますが、どのような農村にするかというゴールイメージがないのに、景観事業にこう

も早く転換してもいいものか、ふと疑問を感じます。

今では、多くの景観の事業があり、アメニティとか盛んにいわれています。こうした中で、先ほどの根本的な美しさを作るという方向に向けて、農村を作っていく手段とか制度を確立していく必要があると感じています。どんな事業においても景観や環境に配慮し、つくっていくという視点が必要です。

#### ●農地の生態系と景観

楠本：農村景観といっても、集落の中というのは様々なやりかたでやっていけば、それなりにできてくる。しかし、生態系とか広い意味での環境とかといいますと、農地の景観とかあるいは、その背後に控えます里山とか山林とかそういう問題も含まれてくるわけです。当面は、農地の問題をどうするかということが重要になります。

最近では、事業対応で農地も景観的な整備をしていこうという中山間事業ができましたし、農道に木を植えましょう、水路を親水整備しましょうというような事業もでてきています。ただ、これらはあくまでもある一定の事業区域内の景観サンクチュアリを作るとすることにとどまると思うんです。しかしこれからは、ごく一般の農地整備事業や農道整備であっても、最適な環境を作っていく、あるいは自然や地形を保護していく、景観を作っていく、そういう理念と計画技術を備えないといけないのではないのでしょうか。

その辺のことは先ほど美瑛町の今野さんのお話になったけれども、そのような整備をすることにより、全国的に良好な農業環境・農業景観を作っていくことが、大きさにいえば農業土木の役割でもあるんだろうと思う。これによって、美しい生態系豊かな農村を作っていくということを農地整備の一つの大きな役割として、その中に位置づけていくことが求められているのではないか。

農地の生態系や景観を考えた整備は、これからの都市農村交流を豊かなものにし、農業生産を非常に快適で確かなものにし、なおかつグリーンツーリズムというような交流事業を更に深めていく、あるいは、農村を理解してもらっていくうえで大切なものとなるでしょう。「ああ、やっぱり、これは日本の国土なんだな、素晴らしい農業空間だなあ」というようなものを農村以外に住んで



いる方の賛同を得て創っていく、というようなことを最初にいたしました景観のスライドの調査の結果とだぶらせて、これからは考えていく必要があると思います。

### ●土地改良法と環境形成

楠本：具体的にいえば、農地を扱うわけですから土地改良法というものがあります。そこで、土地改良法で現在、環境という言葉を使っている所がどこにあるかと調べてみた訳ですけれども、あまり無いです。

環境形成について具体的にみてみますと、土地改良法第1章第1条2では、「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものではなければならない」とあり、国土資源の保全に資する視点はみられません。しかし、ここでは農用地の保全に力点がおかれ、広い意味での環境づくりには限界があります。

また、土地改良事業計画設計基準「計画、圃場整備（水田）」においては、第1章総論の1、2基本理念（2）で、「農村の環境条件（生産環境及び生活環境）整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること」とあります。同解説によりますと、「更に圃場（水田の各筆及びこれに附帯する道路、水路を含む）は、単に農業生産活動の場であるばかりでなく、その一部（道路、水路等）は農村の生活と密接に関連し、農村環境を構成する主要な要素となっているので、その計画においては当該地域の開発計画の一環としてこれに適合し、かつ良好な農村環境の整備整備保全に資するものであることが必要とされる」とある。工区内の道水路と工区外のそれとの関連づけの必要性を説いていますが、その後の条項からも保全の文言がみられないため、環境保護や・形成に向けての枕言葉としての意味しかないのが現状です。この辺の所で、もう少し環境とか自然生態系を形成していくための理念を土地改良法の中に入らうていくことが、これからの農村や農地の環境整備には必要になってくるのではないのでしょうか。

土地改良法は、ご存知のように昭和47年にも改正がありまして、その前にも改正している。大体、10年毎に改正して、大きな役割としては農地だけではなくて計画的に非農用地を換地の手法で生み出していくという形で農

村の土地利用秩序を作るという面にもシフトしてきています。つまり、時代の要求に応じて改正しているわけです。そういうことで農地、農村整備が依拠する法律としても非常に優れた法律だと思いますが、この次の段階としては、環境、生態系、景観などを創り出していき、そして広く国民の財産としての国土を形成していく、というような考え方が必要になってくるのではないのでしょうか。

### ●開発型からの脱却

楠本：同時にそこでは農業土木技術者には、様々なタレント、才能が必要になってくる。もちろん、圃場整備のプランナーである必要があるし、技術者としてのテクニシャンである必要がありますが、同時に、景観、広い意味での生態系を含めた景観となると、今度はアーティストとしての役も必要だし、地元の方々と一緒に計画作りをしていくとなると総合的なディレクターの役割も必要になってくるのではないかと考えています。

何故、こういうことをいうかといいますと、環境とか景観ばかりですが、本当に日本全国がそうなっているのかなと疑問をもっているからです。例えば、この間、国会で流れましたけども環境基本法というのも、この間の国会で始めてああいう事態で流れた訳ではない。もう3回位流れています。それも、いつもアセスメントで流れている。ですから、如何に開発指向の国かということは何となく思っています。先日、北海道で行われたラムサール条約の会議に、保護すべきラグーンとして出したのは日本全国で2地区しかない。世界各国ではいっぱい出てきたのにですよ。保存をしなければいけない干潟は日本にはいっぱいある訳です。それでも開発指向の市町村が非常に多いものですから、そういう所を出してこない。

と、というようなことで日本全国を見ますと、落ち着いた成熟社会というよりも、まだまだ開発指向の国であります。なお全国的にみればこれから、例えば1haとか3haの圃場整備事業が適用される地域あるいは、中山間地の圃場整備事業が適用される地域というように経済地帯区別別に様々な農地と農業形態があります。ですから、どこでも景観、生態系を考えろというのではなくて、例えば経済地帯区別別に合わせたような工事手法とか計画

基準とか、そういうものをやれるような仕組み、制度にしていくことが、これから景観・生態系を考えていく上でのステップになるのではないかとことを飛行機の中で考えてきました。以上です。

#### ●人によって異なる景観評価

梅田：私自身も今から20年位前に、景観のスライドを使い景観評価にトライしたことがあります。その時に、水田景観と畑作景観と酪農景観のスライドを多数つくり、それらの比較をしました。

北大農学部の学生にそれを見せると、整備された水田が絶対いいといいます。丘陵のきれいな畑ではダメなんです。また札幌の女子大の英文科学生で都会生まれの都会育ちの人も同じ部屋に入れて一緒に反応試験をしたのですが、彼女らは畑なんかどんなに曲がっていいやうが白い壁で赤い屋根があるのがいいという。さらに帯広の畜産大学で、同じスライドを見せましたら、今度は水田はダメで、少しはペンペン草が生えても草地在りいいといいます。意識の持ち方でかなり違うものだなと思いましたが、これは難かしいことに取り組んでしまったと思ったことを思い出しました。

それから今のお話の中で、我々農業土木の人間がテクニシャンでアーティストでディレクターでなければいけないということは、全くその通りで、ありがたく思います。さらに、私はその他にもう一つ、テクノクラートでないといけないという気がしております。

#### ●日本の特殊性

梅田：それから、先ほど例にあげられたラムサール条約の会議、私はそっちの方の仕事もしているものですから印象深かった。ただ、これは非常に難かしい感じがしました。日本は開発がずいぶん進み過ぎてしまっている、発展し過ぎてしまっているのではないかと考えた。

例えば、インドネシア等、発展途上国の人は、日本は非常に湿原をよく使っているという。なぜなら水田にして使っているから非常にいいといいます。ところがあの人達の水田というのは、そこで取れる収入は、4割は米で、あとの4割は海老が採れる、といいます。それを水田だと思っている。私どもは100%お米を取って、あと

は乾いている水田なのです。

そういう意味でそれぞれの立場、我々の意識はかなり、世界的にいっても高いといたらいいか低いといたらいいか、極めて偏ったところにあるということも意識しておく必要があるようです。

それでは、次に午前中からお話を頂いた方、お一人5分から10分位で前に話し残したこともまたは、今のパネラーの方の話を聞いて感じられたことをお話いただきたい。

#### ●景観づくりに必要な合意

平野：大体私の喋りたいことは午前中には喋りつくしました。繰り返すことになるのですが、結局景観にせよ、生態系にせよそれを保全しながら快適な農村生活を送るにはどれだけ苦勞をしなければならぬか、あるいは、場合によったら生活の不都合をがまんしなければならないかという、覚悟の問題が必ず出てくるだろうと思います。

先ほどドイツの話が出ました。ドイツでは確かに農村に行きますと色も農村の建物も大体統一されています。これは、地域の中でいろんなプランを作りまして建築規制をするわけです。家のカラーも個々で話をして統一をする。看板は当然ダメ、日本みたいにジュースの自動販売機などとんでもない。それからカーテンが汚ければ、隣の家から文句がでる。その中でみんな協力しながらああいう景観を作っているわけです。

今、日本で例えば、ジュースの自動販売機がダメとか看板はダメ、それから建物は全部統一しろといってもこれは、なかなかできにくいこともあると思います。ダメといっても仕方がないので、要は、ああいう美しいものを作るとなればそれだけの相当の不便と覚悟が必要なのです。こういうことをきちっと頭に入れてながら地域計画なり地域の話をしていかなければならないのではないかと考えています。

#### ●日本の空間意識に対応した景観づくり

平野：私は、景観とか建物について専門外ですが、日本人の考え方とヨーロッパ人の考え方というのを頭の中に入れておく必要があるのではないかと思います。例え

ば、庭の作り方一つ見ても日本は箱型の庭を作りますね。それはどちらかというと狭い空間の中で自分が楽しむという考え方をもって作るという傾向があるのではないかと思います。一方、ヨーロッパは垣根を作るのも、日本のように壁、木の塀を作って家を囲うということをしませんが、アメリカでもヨーロッパでも家を作ればその回りは、芝生に囲んで外にドーンと開いてしまう。

先ほど、建物の外側は公共性をもつべきだという発言がありましたが、私も個人的には大賛成です。しかし、日本人の場合は、伝統的に儒教の影響があるかもしれませんが、家庭というのは内側に向いてくる。内側に向けてきてなかなか外側に向かない。ヨーロッパは逆に、抽象的な話ですが外側に向いている。例えば、外側に向けて一つの城壁がありますが、城壁から外は外の世界ですが、城壁から中は一つの社会である。そういった意識があるということをドイツへ行った方から聞いたことがあります。

そうした諸々のファクターを考えると、つまる所は、日本型のものを作って行くしかないのではないかと思う。今私が午前中に申し上げた、いったい日本型というのは何かということについては、先生方、研究者の方達がいろんなセッションをします。大変良いものもありますが、結局、地域の人が地域の中で、生活の中で考えていくしかないのではないかと考えています。

梅田：建物一つが公共物であるという話は非常に難しい所がありまして、特に北海道の場合には、散居制であるため、広い畑の中に家が点々とある。いま、畑は我々が意識的に勝手に変えるわけにはいかない部分がありますが、かなり作為的にできるのは住宅の壁位です。これはアクセントとして機能している。

先ほどの中井さんのお話もあるし、平野さんのお話もありますが、私どもがそういう話をした時に、農家のおじいさんが、「あれは赤がいい」という。何故いいのかというと、「吹雪の時、家へ帰ろうと思ったとき家がわからない、ちょっと風がやんで、赤い屋根が見えると自分の家とわかって安心する」ということでした。ここでは、屋根はそういうこともあるかなと思いました。

皆様の資料の「農村公園」というブックレットに伊吹さんという農家のおばあさんが作っている花壇の写真が

一つ載せてあります。これは、ヨーロッパ風に道路の方に傾斜しています。この型式の花壇は、10年位前から十勝、網走で徐々にみかけるようになってきた。だれも見えてくれない花壇よりも、誰かが見てくれる花壇をと可能性を求めているのかなと、そういう意味では少し変わった部分、遊びの部分をもつということもあるのかと期待しています。

#### ●住民の感性の自己改革が必要

榎本：先ほどかなりなことを申し上げました。

もう一つ原点に帰って、私どもが普及事業の中で、農家の方に、景観とか農村整備をしましょうという、必ず返ってくる言葉が2つあります。それは、「忙しい」「お金がない」ということです。ですから視察にきた方、農家の方に私は必ずいいます。「じゃあ、忙しく無くなるのはいつなの、お金がたまるのはいつなの」と。そうすると、みんな必ず黙ってしまいます。お金というのは、いくらあっても限界はない。金丸事件をみても、あれだけ多くのお金を貯めてもまだ足りないといっています。忙しさというのは、よく農家の仕事程きりがないものではなく、一日中外にいても飽きないと年寄りがいいます。それ程心の準備、ゆとりをもちづらい環境です。

それ故に、今からでもいいから木を植えなさい。木というのは10年スパンでないと生長しませんよ。今、私が51才ですから10年後というのは61才になります。若い若いといっていたら、実は10年くらいすぐ経ってしまう。ですから必ず木を植えなさいといっています。

ある農家の人が1haの所に芝生を植えて、テニスコートを一面作って小果樹を植えたいといっています。物事の見方は、小金を少しくらい貯めてても、ソビエト連邦のように殆ど価値がなくなってしまうが、木は裏切らない、そして実がなるというものです。昔の貧乏していたおばあちゃん達の時代は、小果樹を植えたら、必ず取って食べなければならぬ感覚だけけど、今、町の人を見て下さい、小鳥を呼ぶために一個百円位の林檎を買います。宅地の広い農村で果樹を植えると、品性のある木に品性のある鳥が集まってきます。これからは、花を親て実を観るような感性を磨けるようなものを何とか作ってほしい。

### ●「こだわり」「ゆとり」「遊び心」

榎本：最後に、レジュメで私は3つのキーワードをいっています。

一つは、農村の人達に「こだわり」をもってほしい。こだわりというのは、「これは私が植えた木ですよ。あの住宅は私が建てた住宅ですよ」ということです。例えば、古い住宅を見ると農家の人はこういういい方をします。あの部屋の寒い所で、長男坊を生んですごい嫌な感じがあるとか、あの牛舎を見ると牛の難産を思いだす。殺した、という嫌な事に結び付けて消極的にとらえてしまう。しかし、自分達が違った視点で、積極的な立場でこだわりをもつと違った見方になって、なかなか農村から離れがたくなる。

第2は「ゆとり」。新しい環境に対しては、自己改革をしなければ絶対ダメです。ですから、四阿を建てたり、テニスコートを作る。そうすると心のゆとりができ、夢がどんどん広がっていく。

先ほども蜜蜂の話がありましたが、その彼女は、43才になります。冬は畑作農家で暇なものですから、老人ホーム、サホロのリゾートにアルバイトに行きまして、約百万円近くお金を貯めました。そして、景観セミナーで養ってきた白クローバを植えて、蜂の巣箱を34買った訳です。それをパパラギだとか鹿追町にある「大草原の小さな家」の農家民宿とレストランで50g単位のものに入れて売ったところ、非常な引き合いを受けてる。

こういうふうにゆとりをもってくると、生き方がどんどん変わってくる。そして今、山羊を飼っています。将来、鶏も飼って、隠居したら見晴らし景色の良い所に家を建てたいとをいっています。ゆとりというものは、非常に人の心をすばらしい方向に広げていく。

3番目は「遊び心」。音更町に、4年前、東京から移住してきた14人の公園プランナー、高野ランドスケープという集団がいます。その人達は、小学校の廃校跡を利用してます。東京の東中野では月60万円の家賃でしたが、音更へ行きますと小学校廃校跡ですから月1万円です。

そこの若い衆が東京に正月に帰る時に、どういうことをやったかというところ、土産を買うにはお金が無い。そこで、学校の校舎の所で、朝早く起きて、下がっているきれいなつららを3本位断熱材に包み、更にきれいな包装

紙で包んでサホロ焼酎を1本抱えて、彼女の所と飲み屋にもって行った。そしたら、もてもてて仕方なかった。

遊び心の「たね」は農村で色々あるけれども、私たちは解らないで過ごしている。いろいろな人達が農村の良さをどういう所でみつけるのかということが非常に大事だと思います。それと同時に、これからの農村環境の素晴らしさは農産物の付加価値を高めるのに非常に役立つ。北海道の景観が非常に良いということで観光客が増えている理由です。

梅田：南の国の曾長さんが文明国を回って、やはり自分のところがよいとしたパパラギから名前をとったのですね。

榎本：はい、そうです。

梅田：美英グループをお願いします。

### ●農家あつての景観

木田：では、二点ほどと、最後にアメニティについて。一点は、お手元の資料に美英の景観が入ってると思いますが、その中で私も近年気にはなっていましたし、近くに前田真三さんの拓真館があるので行きます。

美英にはいろんな写真のサークルがあって農協だとか銀行だとかいろんな所に掲げてあるのですが、先ほど我々が農家が支えている部分といったのですが、写真にも作業をしている姿が近年消えているということが非常に残念に思います。都市の方が自分の感覚で写真を撮っていくわけですが、そこに支えている農家の苦労とか、こういった物がどうしてできたのかということが年々忘れられていくのではないかとこの点が、若干気になります。

また、物の本で読んだのですが、この頃は、ファッション感覚で長い傘一本でも天気の良い時東京の人は持って歩く。これも一つのファッション感覚となっていますから、美英にくるのも一つの自分達の感覚で撮っていくというのでもいいのですが、下で支えていく人達の姿を忘れたのではもう美しい農村景観も消えていくのではないかとこのように思います。

### ●求められる農村文化の保全

木田：もう一つは、先ほど農産物の自由化の話をしまし

て、山上先生も農産物自由化に取り組みたいと、非常に有り難いのですけれども、日本の中でも農家もござって反対、特に今年の1月当たりには、文化人、芸能人など広い範囲の人が反対してくれました。

また、アメリカとECと対立がいわれていますが、何故ECが反対するかといいますと、特に農産物というのは食文化である。一面でいえばフランスはワインです。作っているのは、葡萄なのです。葡萄に合うのはチーズです。フランスは、葡萄を守り、チーズを守っているわけです。一面でいえばドイツはビールです。ビールは麦です。ですから麦を守るんです。そしてソーセージが似合う。

日本の米は何なのかという酒です。酒に合うのは魚です。ですから米を守るといことは食文化を守ることである。麦を守るといことは、ビールの文化である農村文化を守るといことに通ずる訳です。そういった意味で文化人もそういったことに気づいてきてくれているのではないかと思います。

それと農村アメニティですが心地よさ、快適性という意味ではいいのですが、我々農家の側からとしますと国の減反政策の中で地域のコミュニティが崩れかけています。地域のコミュニティを抜きにして農村アメニティを論じても無理ではないか。地域のみなさん方がいってましたが、確かに景観も大事である。しかし、その中で地域のコミュニティがどれほど崩れているかということ一度検証してみないと、農村アメニティ構想というものはないかかまうまいかない、押しつけになっていくのではないかと考えています。

その中で土地改良事業もかなり今後進められると思いますが、今の土地改良事業というのは申請方式です。しかし、国土保全とか景観については申請方式ではなくて、あなた方の土地はこういうふうにしたい、景観はこういうふうにしたい、逆に負担は我々がこれだけしますからみなさんはどの程度の負担でできますかという風に問いかけを変えていく必要があるのではないかと。そうでないと、こうした形態の土地改良事業は、今後農家の重圧になるのではないかと考えています。

梅田：今野さん如何ですか。

#### ●各論段階での賛成は得にくい

今野：景観条例を作っているいろいろな所にも相談し、住民の意見も聞き、議会でも委員会でも議論を十分しました。地域の人にも審議会がありますので、これにかけると、皆さん大半の方が景観条例に賛成ですし、お手元の景観条例の第7条に景観形成地区の指定というのがありますが、これも皆さん賛成です。

ところが実際にどの地域を景観形成地区の指定をするかという具体的話になると、大半の方が反対します。ですから、総論的には皆さん全部賛成して頂けるけれども、各論といいますか具体的にになるとなかなか賛成が得られない。ここに実はこれの難しさがあります。これからその辺をどうクリアしていくのが私どもの悩みであり、今後進めるべき重要な問題だと捉えています。

また、最後の方に書いておきましたように、景観条例の中の景観形成地区の指定だけを考えるのではなく、各種事業や制度を活用してそれらと絡み併せて進める必要があると考えています。

#### ●条例等による景観規制・誘導

梅田：いまは、景観形成地区は指定されていないのですか。

今野：まだです。候補地は沢山上げていっていますが、候補が具体的にになっていくと地域の方と合意が得られない。条例が施行されてから3年経過していますが、農村部では具体的に指定された所はありません。

梅田：失礼ないい方ですが、美英町で非常に景観的に良い高台などで別荘が建ち始めています。1目見たときはきれいですが、よくよく考えてみたら、邪魔だなということがありますが、あれは今のところ防ぎようが無いわけですね。

今野：はい、それで先ほど申した、景観条例だけで守ることはできません。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域指定あるいは農地法という法律もありますけれども、それに加えて都市計画区域を約6倍に近い5430haまで拡大をして、都市計画法での開発規制を行っているのが実態です。

梅田：15年程前にスイスへ行ったときに、建築途中でストップしている家が幾つもありました。建物の規制をし

ようという法律の提案があり、その法案の決着がつくまでは全部ストップさせているという話でした。日本でもそういうことができればと思います、日本の風土、日本の文化法体系とは合わないのでしょうか。

私は今日ホテルで美瑛の丘めぐりというパンフレットを見ましたが、美瑛の景観がきれいということで、朝9時に旭川を出てぐるーっと回って5時頃旭川へ戻るバスがあります。そこに「花ごよみ」が出ていて、何の花が何月頃咲いているとありました。そのバスは農村景観、農地景観を見て歩くバスではないかと思えます。所々に咲いているラベンダー、ポピーだけでなく、本当は、芋の花は何時咲くか、にらの花は何時咲くか、人参は何時頃やわらかく茂るかといったようなことを載せて欲しいと私は思えます。感想をお聞かせ下さい。

今野：これは、パンフレットにも書いてありますように道北バスが出している物でして、主に旭川から美瑛方面の定期観光路線になっています。今、お話の部分については、ガイドさんがしっかり説明をしております。

梅田：そうですか、花だけでなくできれば農作物も入れて欲しいと思えます。

### ●地域の意志表現としての景域形成

野本：農村アメニティ形成に関わる要素の一つとして景観は重要な部分を占めると思えますので、景観の概念について若干の補足説明をします。景観というのは、一般的に環境の視覚的側面としてとらえられています。最近の景観の議論をみますときれい、きたないというように主に主観が関わってくるため、なかなか決着の付けようが無い部分があるように見受けられます。

地域の景観をとらえるにあたり、「景域」という概念が参考になると思えます。ランドシャフト、ランドスケープという言葉が訳された時、地理学等で景域という言葉で訳された考え方があります。景域とは一言でいうと各種生態系の集合という考え方です。

例えば地域の中に河川の生態系、耕地の生態系、森の生態系といろいろある。また、その中に住む人々も含んだいろいろな生態系の複合というような、地域的、空間的、生態的など考え方としますと、単に視覚的な美しさだけでなく、地域のしくみなども含めて理解する必要が

でてくる。写真できれい、きたないという議論ではどうしても話がつきづらい。こうした作業の中では、とりわけ、農村の景観を読むという作業が必要なのではないかと思います。

農村の景観を読む作業というのは、環境と自分、環境と地域の関わり。仕組みを歴史などについて、どういふふうにとらえるかを考えることだろうと思う。この作業を地域の皆さんでやれば、その中から共通な価値観として認識されるものがあるだろう。それがさきほど手法の中で申しました、地域の環境を見直しながら地域の資源を発見するということにもつながると思えます。

個人の価値を越えた地域の共通の価値観が形成され、それが継承される。これが文化の定義ではないかと思えます。大切にすべきものを地域で語り、地域で自ら判断していく。抽象的ないい方ですが、農村の景観は自らの時代をいかに生き、そして次の世代に何を残していくかという地域の意志の表現ではないか。そのような意味で目標とする景観に誘導するなり、答を出すということは、あまり急いでやることではないと思えます。

地域の農村アメニティ形成の基本は、農村の景観を読むところから出発して、地域の主体的取り組みがされるようになると思えます。地域の発展方向や発展段階は、各々異なりますし、地域の資源の活用は、地域が主体的に行うことが基本です。エコノミィというのは、経済の案配のことで、エコロジィというのは物、エネルギー、資源の案配のことです。語源はオイコスといい、両方エコがつくのは家の話と関連があります。自分の家にあてはめてみますと、家の経営、庭作り、各部屋の割当というのはその家の金とか空間の制限によって、今まではお父さんが決めてきた。ところが時代が変われば家族で話し合って決めて行かなければならない。また、これが家の範囲を越えて共同体、コミュニティであればその中の金なり、空間、また事業の案配にしても地域が決定することが必要となってくる。

そう考えますと、地域というものは自らのものであるという当然の認識をもたなくてはならないし、地域が主体的に取り組めるような仕組みが必要となってくると思えます。

梅田：エコノミィ、エコロジィの家を連想するお話とい

うのは現代の核家族を連想してはいけない。昔の大家族、むしろ貴族の一族郎党を想像すると良くわかりますね。

### ●主体の意志としての景観

山田：私共は「風土と建築を考える会」としてお手伝いをしています。この場合、我々は始めにどのような景観をつくるかという考えをあらかじめもったり、景観を町の側から見てこうありたいというものを押しつけることだけはしたくないと強く思っています。

住んで楽しいということが最優先になってくれば私は、農村景観はできないと考えています。住んで楽しく、そしてその中で生産性、効率性というものを追求して行きながら、その場での経済的な行為が今の世の中で十分に伴って行かないと何もできないだろう。先ほどのように榎本さんが厳しく問いつめることもあるわけですが、そうしたことをふまえた上で次なるステップを踏んで行くというふうに理解をしていただきたい。

農村景観づくりに参加していく我々都市の側、まちの中に住んでいる人間、実際に農業を営んで住んでいる方々、それぞれがコミュニケートを計りながら自分達の人生の生きざま等の主体意志を表現するのが、結果として地域景観や農村景観を生み出していくのではないか。何年計画とかいうのでなく、そういう意志を醸成する方が地域景観を作ることの早道になると思う。幸い、北海道十勝西部地区の21軒のゼミナールに参加された方のほとんどが、今何らかの形で次なるステップアップをしています。

この辺の誘導方向というもの行政側からよりも実際に農家それぞれに住んでいる主体意志との表現として出されてきているということをあえて強調しておきたい。

### ●国の試み・スタンス

梅田：司会のスタートが悪かったのか景観の方へ話が流れてしまいましたが、午前中平野さんのお話を聞いておりまして、現在の法体系の中で仕事をすすめようとすると、社会の縦割りで非常に難しい。そうすると実績を積み上げていくことが大事である。しかも実績を積み上げて行く時には地域の人合意して、一言でいえば内発

的発展的手法が必要である。その時にいろいろな規則などから少しはみ出す、膨らみ出すというようなことがある。その辺の所をどうしていくか。行政側としてはある程度そういう膨らみ位は受け取っていかうということでしょうか。

平野：答を先にいわせて頂きますと、そういう方向で対応しつつあると思います。

先ほど、土地改良法の話がありましたが、それに関連した話をさせていただきます。午前中の話でも土地改良法に触れましたが、土地改良法というのは、私は、法律の専門家ではありませんので若干正確さに欠けるかと思いますが、前提条件が2つある。1つは、自作農主義、あと1つは、農村が全員農家であるということです。

こういうホモジニアスな農村であるという前提に立っているといわれている。ですから圃場整備をやるにしても灌漑排水事業をやるにしても、その事業から発生する受益は地域が限定できる。地域が限定できるというのは、それが全部農家だからである。農家が水路を使っている、排水路を使っている。これは、圃場整備はいうに及ばずですが、そういう前提に立っている。

もはや環境、生活基盤もそうですが、そういう事業に着手しようと思えば、受益と負担の不一致がおけると午前中の講演の中で述べましたが、既に親水公園、景観等に配慮した事業をやることになると土地改良法の枠からはみでてしまうこととなります。先ほどの話の中に土地改良法を少し変えたらどうかという話がありましたが、やはり法技術的には三条資格者がおりまして、一定地域を定めて受益を特定するという、そこから法律が入っているのではなかなかできにくいという傾向があるようです。

そこで、農業振興地域整備法という法律が我が方にあるのですが、それを基にして土地計画的な観点から農村環境整備について法体系ができないか、あるいは全く別な観点から全くの独立な法律からできないかということで、過去においては、いろいろな試みがなされてる。一番最初の試みというのは昭和47年に農林省から一回出そうかというところまで行ったのですが、いろいろな経緯がありまして、反対に会ってポチャっている。その結果の妥協の産物として農村総合モデル事業が出てくるわけですが、これは今日の主題ではありませんのでこちら

に置いておきます。その後も法律については、いろいろ議論しましたし、先般の中山間立法を作るにつきましても、農村整備法を作りたい、ということでもいろいろトライしたこともあります。しかし、やはり縦割りの壁にぶつかって出られない。そこで、法律が無くても結果的に運用の段階で、地域がこういうものやっけていきたい、それが地域のためになるのであれば、多少斜めに読むとか法律を多少横目で見るとかしながら進めていくしかないのではないかと考えています。

やや、生々しい話になりますけれども、事業実施担当者は、こういう話をするとき一番最初に気にするのは会計検査院です。会計検査院についても先般各県の担当者を集めてお話ししたのですが、あまり突拍子のないことが出てきますとこれは、私ども対応できませんけれども、できるだけ地域の発意で出てきた物については尊重する方向でやります。会計検査員についてもできるだけ本省の方からも応援しようということをやっています。

ただ、最近の情勢は、午前中の講演で述べましたように、地域の景観、生態系、アメニティというのは本来、国が口も金も出すべきでは無いというような考えが大きな流れとしてある。具体的には地方分権化といわれている枠組みの中でこういった景観、生態系という環境といったものも入ってくるという感じが個人的にはしています。しかし、それはそれでいいことだし、そういう流れの中で国も情報提供や、いろいろな制度の整備をしていくという役割を担いながら環境についての事業を進めていきたいと考えています。

### ●事業・補助の体制

梅田：今のお話の中で環境問題、例えば、農業が環境問題にかかわっていく、農地の環境だけでなく地域の環境を作っけていき、地域の生態系を守っていくというところが大事なところ。地域をどういうくりにするか、案外都会にいる我々が農村地域をくくるのは非常に簡単にするのですが、自然要因、野本さんの言葉でいうと景観ですけれども、また実際に農村住民にするとコミュニティとか人間関係があっけてそういう地域ができる。なにも水の流れが地域を決める訳ではなくて人間関係が決める。すなわち地域の発想ということ。す。

あまりお金を出せないという話になると辛いですね。お金もそういう流れになるような体系にしなければならぬ。例えば、平衡交付金などをお考え頂きたい。いきなり、自分で考えよ、地域で考えよ、地域で金を用意しろといわれても地域は、そこまで力がない。それまでに出す物は出してしまっけているから地元に残りはない訳です。

それから国の中のアンバランスもあります。その辺のところを何かお考えがありましたら。

平野：今日は、こういう場ですから、あえてクールに物を申しているのですが、実態としては既存のいろいろな補助事業や制度は壊したくない、むしろ拡充して行きたい、という欲求もある訳です。ですから環境に配慮した物についてもできるだけ財政面でも支援して行きたい、ということで大蔵省その他関係方面に対していろいろ努力しているわけです。

午前中の講演で述べた中山間地域「水と土と緑の基金」も従来の公共事業の中では考えられない仕組みです。いわゆる投資的経費の中で基金を作るわけですから。ああいう破格といわれるような制度も作っけています。多少無理があっけていたので地方の方では必ずしも評判が良くないようすが、多少無理をしつつ一生態命努力をしています。

ただ、私は、16年行政をやっけていますが、ダム、水路等物を考えるのと環境を考えるのとは根本的に違っけて。本省の中でも議論をするのですが、人によってずいぶん議論が出てくる。ダムとか土と違っけて現場で採取した試料を部屋の中へもっけてきてそれを分析して話する訳にもいっけてない。結局、地域に戻るしかないとっけてることを常々実感しています。

そういうことをいっけていたために突っけて放したいい方になっているかもしれないが、そういう観点で申し上げたということ。す。

梅田：山本敏さんの開会の挨拶にもありましたが、農業土木の人間は数理的なことにはたっけているが、それだけでは今我々が抱えこんでいる問題を処理できない所へっけている。ですからそういう手法を獲っけてしていくような方法、むしろ景観などを議論する前に議論の手法論、地域で意見を形成し、統一していくような方法論をやらなっけて



ればいけないという気もしております。

先ほど赤い屋根もいいと申しましたが、中井さん、色の話を少しして下さい。

### ●計画段階からの色彩計画

中井：赤い屋根がいいと、そういうものを原風景として持っている、北海道に生まれて以来住んでいる方は、やはり赤と青の屋根が混在した景観に懐かしさを覚えるわけです。景観が子供とか人間の成長過程に与える影響は大変大きいという認識があるのですが、色彩の問題というのは土木関係、技術者関係の中では最後の問題として扱われてしまう。最後の段階で現場の方が橋の色や、てすりの色を決めてしまうという風に、本当の最後の些細な段階のこととして取り扱われてしまいます。しかし、景観という視点でみると大変影響力が大きい。どちらかというと物の形より、色彩の方が人間の感情に対して影響力が大きい。そんなことで、当初の段階から色というものをデザイン・設計の中で入り込むことができないかといつも思っています。

例えば、河川の護岸工事、橋の色彩の決め方等も土木関係の方が決めるとどうしても「装飾」の段階で止まってしまう。デザインまで行かないで、言葉は悪いですが、小手先の決め方で終わってしまっていることが大変多い。

ところが景観の中の色彩はもう少し、総合的な捕らえ方、例えば、段階的に捉えることができる。景観を遠景、中景、近景と捉える方法がありますが、遠景の広がり中での捉え方と、中景としての街区、集落、沿道景観の中で出てくる色彩の色と、もう少し近景になった場合の個々の建物の装飾やサイン、扉の色の中で出てくる色彩と、その3段階の景観の色の決め方がある。その3段階の捉え方の中では、遠景として大枠で捉える色彩というのはやはり、地域のもっている自然色、自然のもっている色を大切にすべきであって、そういう中での建物の屋根、壁の色を考えるべきではないか。

伝統的な建物は皆そうですが、現在、伝統的建物といってもなかなか地域の素材は手に入らないので、どうしても建物の色を決める時に色見本で決める必要がある。しかし、その時に色見本から採る色の中にも一つの正当

性、秩序だてが必要だと考えます。その時に、地域のもっている自然景観の色、自然の色というものがうまく景観の中に反映されてくるような色彩の選択を誘導する必要があるのではないかと。

さらに街の中や、沿道景観で考えるときの中景の中では、街のアイデンティ、地域の集落のもっている個性を表現できる部分に色というものが出てくると思います。またさらに、近景になったときには、色がアクセントとして出てくる訳ですから、例えば、サインや看板類などにもう少し、鮮やかに個性、流行を取り入れることができる。

色の決め方には観念的な部分もありますが、面積とその色がどれだけの時間そこに存在するかということが判断の基準になる。例えば、建物ですと公共建築は50年近く存在してしまう。サイン、細かな看板等は、5、6年で変わる。そういった時間的なスパンと色のもっている広がりの中に、集落的な単位での色の広がり、個別の小さな看板の面積、面積的な広がり小さな物との対比、色を使う部分の費用的なものとの対比の中で色彩を選択していく。その色もっているマンセル記号の彩度、明度、色相とありますが、そのように指標化し、色彩誘導を図って行く。

それはデザイン的手法の話ですが、ある程度の規則性を守りながら地域のもっている自然の色、地域のもっている素材の色をうまく見抜きながら、土木関係の施設の色を選び方が決まってくると、色彩に関しても落ち着いた景観形成ができるのではないかと考えてもっています。

梅田：楠本さん先ほどの話、大分いい残された部分があるのではないかと思います。

### ●中心地集落の個性的整備

楠本：折角、北海道にきましたので北海道にくるといつも文句をいうことを繰り返しいって帰ろうと思っています。

13、4年前位に中札内という所を何回か調査させて頂きました。中札内に行きましての印象は、農村部は非常に良いところだけれど、中心集落が汚い。市街化区域だからという話があったのですが、それを放っておくと

うわけでも無いのでしょうかともかく、感心しない。それでは十勝全体ではどうなっているのかということで2日間車で回りました。やはりどこも、中札内と同じようにその頃は非常に汚かった。北海道は内地と逆に農業景観がきれいでも人が住んでいる集落は非常に汚い。タウンシップ制で、西部劇のような町が真ん中であって、あとは散居制でバラバラとあるというのが十勝の空間的特徴であるわけです。

その後フランスの調査を始めるようになりました。フランスの農村も非常に人口密度が低い。多分、北海道の人口密度は1km<sup>2</sup>70人位だと思いますが、フランスは大都市を一步でると1km<sup>2</sup>30人位です。小さい市町村、町が星雲状に点在してしまっていて、北海道の市街地とは歴史的にももちろん違うのしょうけれども、中心集落も農業景観におとらず、美しいのにはびっくりしました。

ランドシャフト、ランドスケープという言葉は、ただ単に景観のみの見え方をいっているわけではないと思うのです。もともと、土地や地域を指すランドですから、土地利用の美しさをどう作っているかどうかが重要です。北海道をはじめ日本の農村ではランドシャフト、ランドスケープをしっかり認識していないと思いました。

最近では中標津町で、市街地をどうにかしようと、かなり気を使ってやっておられて比較的うまくいっているようだけれども、市街地の中の景観というのは全国どこへ行っても横浜版になっているのも気に入りません。横浜の都市計画のアーバンデザイン版が全国各地に非常に多いというのはやはり問題です。北海道では、アメニティというのはあずましいというそうですが、フランス語の景観という言葉のペイザージュの、ペイというのは「おらが国」という意味もあります。やはり地域独自の景観を作っていくためには、地元にお住まいの方々や計画者の力量が問われているのではないかと感じています。

### ●流行としてのアメニティ

楠本：もう1点、アメニティのことですが、何故、アメニティがこんなに流行ったのか良く解らない。うちの団体のドイツに通じている石光先生に、ドイツではアメニティというのは何ということか聞きましたら、しばらく考えて、オールドヌングではないかといわれた。要する

に秩序です。これはドイツ人が非常に好きそうな言葉です。

フランスに行った時にアメニティというのは何ということかと聞くと、英語に似てアメニテというのがあるよということですが、実際に計画に何も使っていないし、あまり使う言葉ではないということです。もっとそれに近いのはコンフォールという言葉で、これは快適さ、温かみのあるということらしい。

アメリカでもアメニティという言葉を使う。例えば、ニューヨークの寒い所で住んでいて雨ばかり降って、雪も降る。もうそろそろアメニティの高いカリフォルニアに行こう。これは、はやりの言葉でいうと脳天気で暮らせるという意味もあるらしいですけれども、そこへいくとアメニティが一番流行っているのはイギリスと日本である。その他の西欧の国は、あまり使っていない。

イギリスの場合はアメニティが何故出てきたかという、産業革命で農村から大勢の労働者がロンドンに集まってきた。ロンドンでは急激な都市化によって居住環境が悪化し、病気が蔓延し、チフスが流行り、あるいは、黒死病が流行ってというような形で厚生福祉の意味でアメニティという言葉が使われている。ということで、危機的な状況の生活環境の改善という意味で使われた。それが今のイギリスの都市計画の計画の共通する理念の標語としてアメニティを使っている。共通する総合的な方向のゴールを示す。

このようなイギリスの例と同様に、日本の場合もOECDの勧告でアメニティ概念が導入されたといわれます。その頃は公害病をやっと退治するかしない時だった。ですから、急激な近代化・工業化に直面すると、その結果の対策としてアメニティという概念が必要になってくるのではないかと考えています。

これからの農村計画で、アメニティという言葉がファッションのキーワードとして通り過ぎていかないことを祈っています。

山田：楠本さんのお話を補足する形になりますが、確かに10年前、ご指摘の部分というのはあったと思います。しかし、いま盛んに金太郎館に近い状態ではありますが中心商店街作りは大分進んでいます。ここ5年位でそれなりの独自性をもったものが本別町、中札内村でもでて

きていますし、他所でもやっている。今計画が着手予定のところは陸別、士幌、浦幌など大分あります。JRの絡みでしょうか駅周辺の整備事業で、どの省庁の予算が出ているのか解りませんが、町が負担し、道が負担し、国からの補助がでるとい形で街区整備、街路整備、がかなり進んでいます。

但し、中井さんが良くご存知ですが、多少置いているモニュメントが違っている位なもので、基本的には同じパターンの繰り返しに近い。まだアメニティというような水準ではありませんが、一定の最低環境の整備、底上げが下水道整備と共に進んではきています。

梅田：与えられた時間が過ぎようとしています。今日は、パネルディスカッションということで、壇の上の方を主体に話して進めてきましたが、会場の皆様でご意見をおもちの方おられましたらどうぞ。

鳥居（開発局旭川開発建設部）：農村アメニティということで誰が負担すべきかという所で、木田さんは農家だけに押しつけるのは疑問ではないかといっておられた。一方、平野さんは国は金も口も出すべきではないといわれた。私も外からの金をあてにすることはそれと一緒に口もついてくるということで、地域の独自性、やる気を失うことになるのではないかと思う。無理せずできる範囲でやるという、地域の人がやるということが重

要ではないか。

梅田：時間も無いので私の方から。

先程から話に出ておりますように、現体制では簡単にいうと国の方へお金があり、その配分によって事業が実施されるわけです。いま考え方を地域内発型にしたとき、当然、お金の流れも変えなければならぬでしょう。

それからもう1つ考え方として農村地域、農地に対する国民的期待がかかっている。今までの様に農産物を生産するだけではいけない。景観とかいろいろなことに配慮してやっていかなければならない、それに対する応分の負担を非農業にも考えてもらう時にきているのではないだろうか。口を出すなら金も出せ、口を出さないから金も出さないというのは、他のことを全部今まで通りにおいて1カ所だけ変えていくのは無理だという気がしております。

一方的で申し訳ありませんが、後は懇親会で話すことにしましょう。時間が迫りましたのでこれで終わりとなります。今日は長時間にわたりまして講師の先生方、会場の皆様どうもありがとうございました。（拍手）

（注：編集の過程で、表現の統一の目的などで事務局が一部必要最小限の範囲ではあるが独断で手を入れた。内容に付いて発言者の意図と異なる部分があればお許し戴きたい）

## 事務局通信

昨年、戦後最悪の農業被害、ウルグアイラウンド農業合意は、農業農村整備に携わる我々に大きな衝撃を与えた。今後、これらの新たな課題に対する本格的な取り組みが求められるが、将来の日本の農村を見つめ直すための重要な機会ということもできる。

平成5年度の農業白書はこれらの情勢をふまえ、今後の重点事項の一つとして中山間地域の活性化を挙げている。この中で中山間地域の位置づけを、「農業生産・農地面積の約4割を占め、林業生産や国土・環境保全の面でも重要な役割を担う」としたうえで、農林業の振興を基本とした地域の活性化、定住条件の整備の強力な推進を求めている。

しかし、現実には中山間地域は過疎化・高齢化の急速な進行や地形的条件の不利等の困難な問題を多く抱えている。本年度の現地研修集会のテーマはまさに中山間地域の活性化への方策を探るものであり、問題解決への足がかりとなることを期待したい。

昨夏、北海道で開催した第15回現地研修集会は多数の参加者（655名）をえて盛会で実り多いものであった。これも一重に北海道・関連市町村・土地改良区をはじめ北海道開発局担当者等の多大の御尽力の賜と感謝申し上げます。

また、本年は、多忙な中を岡山県に開催をお引受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会のほかに討論集会を現場と研究者を結ぶ、気軽な討論の場として設定している。これは農業土木学会大会にあわせて開催しているが、例年参加者が増えている。昨年は農村道路研究部との合同討論集会を企画した。「新政策と農村・農道整備」のテーマで古沢清崇氏（農水省大臣官房企画室）、広瀬伸氏（農水省構造改善局）から話題提供を願い、東京大学の山路永司氏の司会をえて活発な議論がおこなわれた。本年は、金沢市にて「文化・環境・農業農村整備事業」のテーマで、栗田明良氏（労働科学研究所）、泉峰一氏（滋賀県農林水産部）に話題提供を願い、金木亮一氏（滋賀県立短大）の司会をえての討論集会となった。

また、昨年度は大学・行政・研究分野の技術情報交換を目的とした。農村計画・整備シンポジウムを農業工学研究所との共催により開催した。「農村整備学（技術）の体系化について」のテーマで、教育・研究・行政の連携協力の検討を行い、各機関の共通認識を深めた。



写真-1 旭川市永山地区せせらぎ通り



写真-2 美瑛町・拓真館

平成6年度農村計画研究部会総会資料

1. 平成5年度活動報告

① 第15回現地研修集会

テーマ：「農村アメニティの構築に向けて」

担当幹事：梅田安治

日時：平成5年9月1～2日

場所：旭川公会堂（旭川市）

参加人員：研修集会：655名

現地見学会：353名

② 部会誌「農村計画」の発行

Vol. 22, No.1（通巻40号）平成5年8月発行

（兼第15回研修集会テキスト）

③ 総会及び討論集会の開催

日時：平成5年7月23日

場所：東京・工学院大学

(1) 総会

1) 平成4年度活動報告及び決算報告

2) 平成5年度事業計画

3) 役員体制

(2) 討論集会

テーマ：「新政策と農村・農道整備」

話題提供 古澤 清崇 農水省大臣官房企画室

広瀬 伸 農水省構造改善局開発課

座長 山路 永司 東京大学農学部

参加人員：46名

④ 第2回農村計画・整備シンポジウムの開催

（農業工学研究所との共催）

日時：平成5年11月10日

場所：農業工学研究所

参加人員：42名

⑤ 常任幹事会 3回 5/12 7/20 10/18

2. 平成5年度収支決算（単位：円）

（収入）

前年度繰越金	681,454
農士学会交付金	100,000
農村計画学会協賛金	100,000
研修集会参加費	200,000
雑収入	27,699

計 1,109,153

（支出）

会議費	69,899
事務費	150,000
通信費	113,412
討論集会経費	22,060
雑費	6,479
次年度繰越金	747,303

計 1,109,153

3. 平成6年度事業計画（案）

① 第16回現地研修集会

テーマ：「2050年に向けた地域ビジョンの確立」

— 中山間地域の活性化と農村整備 —

日時：平成6年8月24～25日（岡山市）

② 部会誌「農村計画」の発行

Vol. 23, No.1（通巻41号）平成6年8月発行

（兼第16回研修集会テキスト）

③ 討論集会

テーマ：「文化・環境・農業農村整備事業」

日時：平成6年7月21日

場所：金沢市（学会大会の第7会場）

④ 農村計画・整備シンポジウム

（農業工学研究所との共催）

日時：平成6年6月8日

場所：農業工学研究所

4. 役員体制（平成6年7月現在）

部会長 富田 正彦 宇都宮大学農学部

副部会長 高橋 強 京都大学農学部

監事 安富 六郎 東京農工大学農学部

事務局長 有田 博之 農業工学研究所農村整備部

事務局 松尾 芳雄 農業工学研究所農村整備部

唐崎 卓也 農業工学研究所農村整備部

幹事

(五十音順 ○本年度常任幹事 ◎新規常任幹事)

- 青野 俊一 若鈴コンサルタンツ (株)
- 秋吉 康弘 宮崎大学農学部
- 穴瀬 真 東京農業大学総合研究所
- 荒井 涼 富山県立技術短期大学
- 蘭 嘉宜 日本農業土木総合研究所
- 今井 敏行 農業工学研究所農村整備部
- 上原 彰夫 チェリーコンサルタンツ (株)
- 梅田 安治 北海道大学農学部
- 萩野 芳彦 大阪府立大学農学部
- 翁長 謙良 琉球大学農学部
- 海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター
- 金木 亮一 滋賀県立短期大学農業部
- 紙井 泰典 高知大学農学部
- 木村 和弘 信州大学農学部
- 木本 凱夫 三重大学生物資源学部
- 日下 達朗 山口大学農学部
- 黒田 昭 山形大学農学部
- 小池 聡 農村開発企画委員会
- 河野 英一 日本大学農獣医学部
- 駒村 正治 東京農業大学農学部
- ◎ 齊藤 政満 農林水産省構造改善局整備課
- 佐久間泰一 筑波大学農林工学系
- 佐藤 照男 秋田県立農業短期大学
- 佐藤 洋平 筑波大学社会学系
- 千賀裕太郎 東京農工大学農学部
- 谷口 建 弘前大学農学部
- 堤 聰 北里大学獣医畜産学部
- 戸原 義男 九州大学農学部
- 富樫 千之 宮城県農業短期大学
- 長島 守正 日本大学農獣医学部
- 中曽根英雄 茨城大学農学部
- 野村 安治 鳥取大学農学部
- 畑 武志 神戸大学農学部

- 樋浦 道夫 地域社会計画センター (社)
- 広瀬 威士 北居設計 (株)
- 廣瀬 峰生 日本農業集落排水協会
- 広田 純一 岩手大学農学部
- 福桜 盛一 島根大学農学部
- 福島 忠雄 愛媛大学農学部
- 藤沢 和 明治大学農学部
- 藤本 直也 国土庁地方振興局農村整備課
- 藤本 昌宣 佐賀大学農学部
- 星川 和俊 信州大学教養部
- 星野 敏 岡山大学農学部
- 松田 豊 帯広畜産大学畜産学部
- 松本三樹夫 内外エンジニアリング (株)
- 松本 康夫 岐阜大学農学部
- 三沢 真一 新潟大学農学部
- 水見 洋 農林水産省構造改善局事業計画課
- 三輪 晃一 鹿児島大学農学部
- 森下 一男 香川大学農学部
- ◎ 矢澤 滝治 全国土地改良事業団体連合会
- 矢橋 晨吾 千葉大学園芸学部
- 山上 重吉 専修大学北海道短期大学
- 山路 永司 東京大学農学部
- 山本 敏 農村開発企画委員会
- 吉田 昌弘 葵エンジニアリング (株)
- 渡辺 博 太陽コンサルタンツ (株)

特別幹事・顧問 順不同

- 特別幹事 石光 研二 農村開発企画委員会
- " 中川昭一郎 東京農業大学農学部
- " 北村貞太郎 京都大学農学部
- " 小出 進 筑波大農林工学系
- 顧問 高須 俊行 元・部会長
- " 西口 猛 元・部会長
- " 長崎 明 元・新潟大学長

# 刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

## 記

- バックナンバーの価格 1冊 1,500円（送料事務局負担）
- 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数，送本先連絡電話番号を明記し，官製ハガキでお申込下さい。
- 申込先 〒305 茨城県つくば市観音台2-1-2  
農業工学研究所 農村整備部  
地域計画研究室内  
農村計画研究部事務局あて  
(TEL 0298(38)7548~9)
- 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書，納品書，請求書は添付しますが，所定の書類が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
- 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット300円）で頒布します。目次コピー入用の方は60円切手5枚を同封し，送付先を明記の上，封書で部会誌と同じ申込先へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

通巻号	特 集 内 容	発行年月	通巻号	特 集 内 容	発行年月
1*	第1回研究集会	1972. 5	20	土地分級と土地利用計画	1980. 3
2*	投 稿	1973. 4	21	投 稿	1980. 7
3*	第3回研究集会	1973. 4	22/23	合併号 農村計画と土地利用計画	1981. 1
4*	第5回研究集会	1974. 6	24	80年代の村づくりへの展望	1981. 3
5*	投 稿	1974. 7	25	農村計画における土地利用調整	1981.10
6	投 稿	1975. 6	26	明るい村づくりの新軌道	1981.12
7*	第8回研究集会	1975.12	27/28	合併号 部会設立10周年	1982. 3
8	投 稿	1976. 6	29	農村計画と集落排水	1982. 7
9*	第6回研究集会	1977. 3	30	水質保全と集落排水	1983. 7
10	第9回研究集会	1977. 3	31	土地改良の新しい展開を求めて	1984. 7
11*	第10回研究集会	1977. 3	32	農村整備の新しい方向	1985. 8
12*	投 稿	1977. 3	33	新しい時代の農村計画	1986. 7
13	第11回研究集会	1978. 3	34	魅力ある農村空間の創造	1987. 7
14	第12回研究集会	1978. 3	35*	ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて	1988. 7
15	過疎地域における農山村開発	1979. 1	36*	農村地域の活性化をめざして	1989. 7
16	投 稿	1979. 3	37	中山間地の開発と村おこし	1990. 8
17	投 稿	1979. 8	38*	都市・農村における快適な農空間の創造	1991. 8
18	定住構想と農村計画	1980. 3	39*	文化と歴史の調和したむらづくり	1992. 8
19	農村定住条件と村づくり	1980. 3	40	農村アメニティの構築に向けて	1993. 8

\*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

## 編集後記

事務局のあるつくば（農工研）も移転後10数年経つ。農林団地を貫く農林連絡道の桜並木（2km程度はある）も例年4月上旬にはほぼ直線ではあるがピンクのコリドー（回廊）を呈し、団地職員はもとより地域（外も含め）の人たちに一時の四季の移ろいをみせる。移植された桜樹が生長しスケール感を演出し花見の人出も年を追う毎に多くなり、茨城県下1, 2を争う桜の名所となってきている。

ここ2, 3年の桜の時期での感想だが、実はピンクの並びがおしなべて平坦で変化に乏しいように感

じられる。連絡道が公道に準じているため、道路の維持管理面、交通安全面から並木として一定の水準に剪定管理されるためだろうが、どの木も同じように樹勢を張り相対的に密植状態で窮屈なようにも見える。木の個性や勢い（これは、移植された位置や局所的な生育条件も影響するのだろう）とは別にある範囲内でどの木も一定水準になるよう生長管理した結果だろうが、抑揚の無い平坦な印象（味気なさ）も受ける。

（ま）

## 農村計画学会10周年記念出版

### 『農村計画学の展開』

農村計画学会 編

A5判 並製 約500頁 定価 5,000円

我が国の農村計画学の系譜とその枠組みを、重要論文の解題を交えながら解説した、農村計画学の一大記念碑。

### 『農村計画学への道』

農村計画学会 編

A5判 並製 約150頁 定価 1,500円

比較的新しい学問である「農村計画学」にどう接近していったらいいのか。その道すじを示した、農村計画学への入門書。

### 『農村計画用語集』

農村計画学会 編

A5判 並製 約150頁 定価 2,000円

学会によって編集された、農村計画に関する重要な用語をもれなく取り上げ、収録した、唯一の農村計画用語集。



財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14

TEL 03-3492-2987  
FAX 03-3492-2942  
振替 00190-5-70255



----- MEMO -----

----- MEMO -----



誰もが住んでみたい村に

農業農村整備

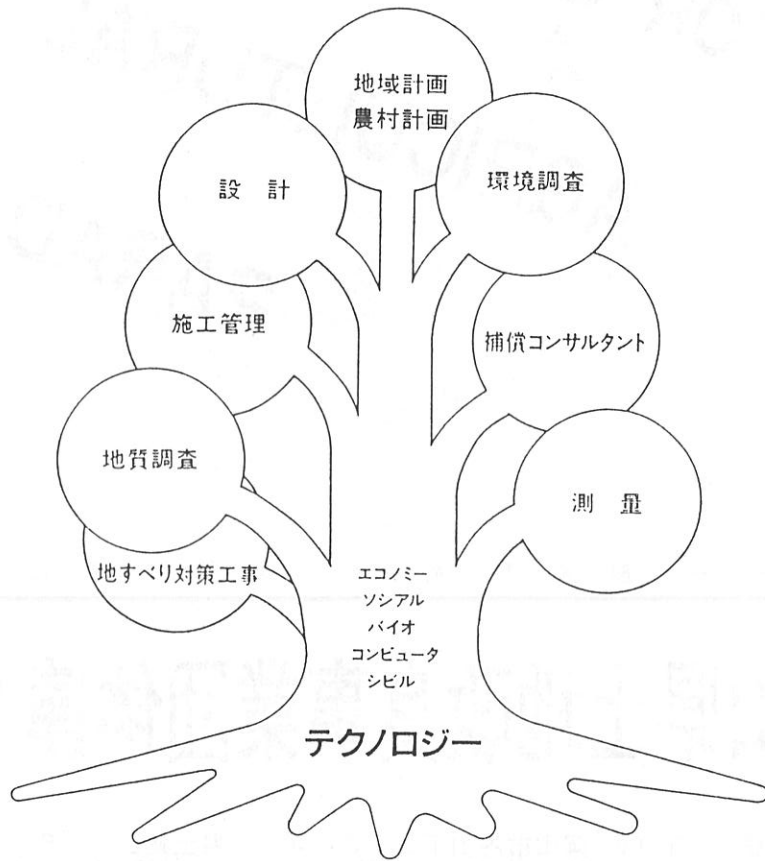
FOR OUR  
AGRICULTURAL  
PARADISE

農業農村の明日のために

# 岡山県土地改良事業団体連合会

事務局	〒700	岡山市内山下1-3-7	県土連ビル3F
		TEL (086) 225-0921	FAX (086) 226-0068
岡山支所	〒703	岡山市中納言町1-6	岡山県土地改良会館
		TEL (086) 273-2110	FAX (086) 272-3937
倉敷支所	〒710	倉敷市羽島1083	倉敷地方振興局
		TEL (086) 423-2200	FAX (086) 426-6455
高梁支所	〒716	高梁市落合町近似286-1	高梁地方振興局
		TEL (0866) 22-3756	FAX (0866) 22-3590
津山支所	〒708	津山市山下53	津山地方振興局
		TEL (0868) 22-1141	FAX (0868) 22-1143
勝英支所	〒708	英田郡美作町入田291-1	勝英地方振興局
		TEL (08687) 2-5905	FAX (08687) 2-5159
土地改良管理指導センター			換地センター
TEL (086)225-0921	FAX (086)226-0068	TEL (086)225-0921	FAX (086)226-0068

人間と自然を考える **アラタニ**



## 株式会社 **荒谷建設コンサルタント**

代表取締役社長 荒谷 壽一  
農地設計部長 守屋 卓 (技術士)

本 社 〒730 広島市中区江波西1丁目25番5号  
FAX (082)294-3575 電話 (082)292-5481

農地設計部 〒700 岡山市辰巳20-109  
(岡山支社) FAX (086)241-1245 電話 (086)243-6721

農業土木事業の建設に貢献する

# アワムラポンプ



岡山県倉敷地方振興局納  
湛水防除事業 粒浦排水機場



株式  
会社

## 栗村製作所

本社：〒530 大阪市北区梅田1丁目3番 1-500号 ☎大阪(06)341-1751 (代表)  
(大阪駅前第一ビル3階)

支店：東京

営業所：名古屋・福岡・札幌・仙台・新潟・横浜・米子・広島・四国



— 自然を知り大地を活かす —

株式会社

# イトコンサルタント

代表取締役社長 小谷 諄

## 営業種目

◎建設コンサルタント ◎地質調査 ◎測量 ◎建築設計  
◎補償コンサルタント ◎環境調査 ◎情報処理 ◎施工管理

本社 〒700 岡山市津島京町3丁目1-21 ☎(086) 252-8917(代)

岡山支社	〒700	岡山市津島京町3丁目1-21	☎(086) 252-8917 (代)
広島支社	〒732	広島市南区大須賀町14-16	☎(082) 263-7771 (代)
松江支社	〒690	松江市東朝日町151-34	☎(0852) 21-3375 (代)
松山支社	〒790	松山市空港通2-9-8	☎(0899) 71-6511 (代)
大阪支店	〒532	大阪市淀川区野中北1丁目12-39	☎(06) 397-3888 (代)
神戸支店	〒652	神戸市兵庫区下沢通3-1-26	☎(078) 576-7217 (代)
山口支店	〒753	山口市旭通1丁目10-10	☎(0839) 24-3277 (代)
鳥取支店	〒680	鳥取市古海字下池ノ内502-2	☎(0857) 26-2710 (代)
高松支店	〒760	高松市福田町12-4	☎(0878) 23-5585 (代)
高知支店	〒780	高知市一宮3866-13	☎(0888) 45-6226 (代)
徳島支店	〒770	徳島市中洲町2丁目8	☎(0886) 23-1283 (代)
京都支店	〒602	京都市上京区日暮通丸太町上ル西入西院町746-53	☎(075) 812-1071 (代)
大津支店	〒520	大津市松本2丁目1-7	☎(0775) 23-3878 (代)
浜田事務所	〒697	浜田市熱田町20-1	☎(0855) 27-0041 (代)
東京事務所	〒171	東京都豊島区南長崎6-35-16	☎(03) 3953-4850 (代)
津山事務所	〒708	津山市山北630-2	☎(0868) 24-1253 (代)
福知山事務所	〒620	福知山市宇天田134	☎(0773) 24-5366 (代)

# 技術と信用



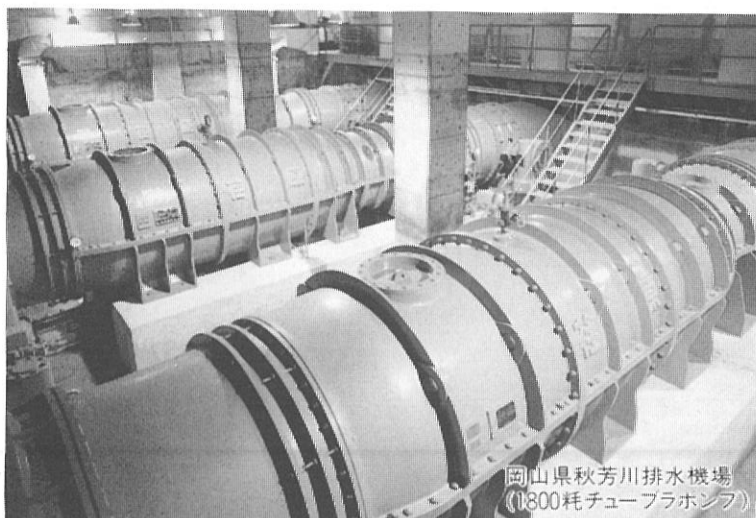
株式会社  
**大本組**

取締役社長 **大本 榮一**

本店／岡山市内山下1丁目1番13号  
本社／東京都中央区日本橋本町3丁目5番11号 共同ビル  
支店／東京・東北・横浜・名古屋・大阪・岡山・広島・四国・九州  
営業所／青森・水戸・埼玉・千葉・多摩・静岡・新潟・金沢  
長野・三重・京都・神戸・姫路・相生・浜田・呉・山口  
下関・松山・北九州・長崎・熊本・大分・鹿児島

日本農業の繁栄に貢献する

優れた技術と製品



株式会社 荏原製作所 代理店

岡山電業株式会社

岡山市野田屋町1丁目8番13号

TEL 086-224-1212

FAX 086-224-0866





調査、計画、測量設計、施工管理  
総合建設コンサルタント

◎ 営業種目

農業地域開発計画  
農業生産流通施設の調査計画  
水環境整備計画  
農業集落排水  
圃場整備  
畑地かんがい  
道路・用排水路  
ダム  
頭首工  
パイプライン  
ポンプ場等の計画設計  
土質及び地質調査

# 新光技術開発株式会社

代表取締役 光 田 照 秀

- 本 社 岡山市平和町 6 番23号  
TEL 086(231)-5859 FAX 086(225)-1324
- 水利研究室 岡山市西川原 1 丁目 8 番20号  
TEL 086(273)-3341 FAX 086(273)-1486
- 山口営業所 山口市大字宮野下2558番地 4  
TEL 0839(23)-5534 FAX 0839(23)-5534

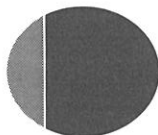
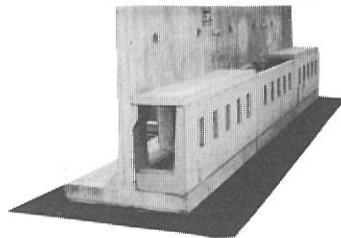
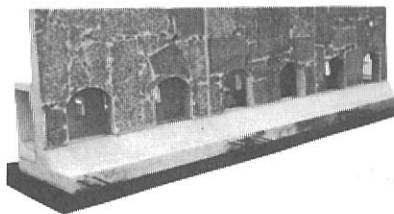
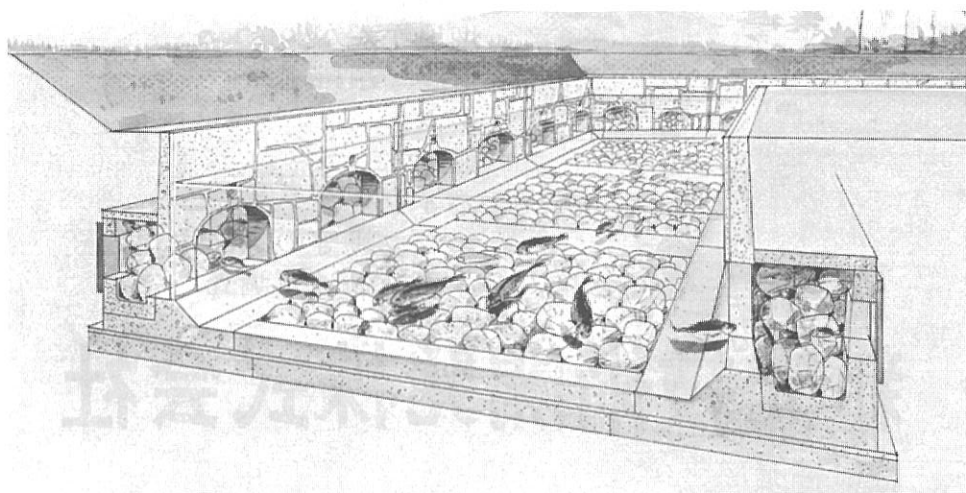
快適環境に国づくりを目指して  
To be Comfortable Circumstances

oaiwa

## T型水路 フィット

### 特長

- 景観環境と水棲環境の保全を両立させた画期的な製品です。
- 魚類・水棲昆虫・水棲植物の育成環境を保ち、自然本来の河川の状態を維持出来ます。
- 側壁部は開口部を設けており、川底部とともに割栗石を充填することにより周辺地下水との循環を行なえ、自然ろ過による浄化作用が期待できます。
- 水路壁面には自然景観になじむ様、自然石仕様と割肌の人造石（みかげ）仕様があります。



To be Comfortable Circumstances

## 大和コンクリート工業株式会社

本 社 〒703 岡山市藤原西町2丁目7-34 ☎(086)271-1221 FAX(086)273-4005

開発 ☎(086)273-6641

津山 ☎(0868)26-5155

広島 ☎(0824)34-6616

松山 ☎(0899)48-1755

岡山 ☎(086)271-1003

兵庫 ☎(0792)88-6241

尾道 ☎(0818)48-5358

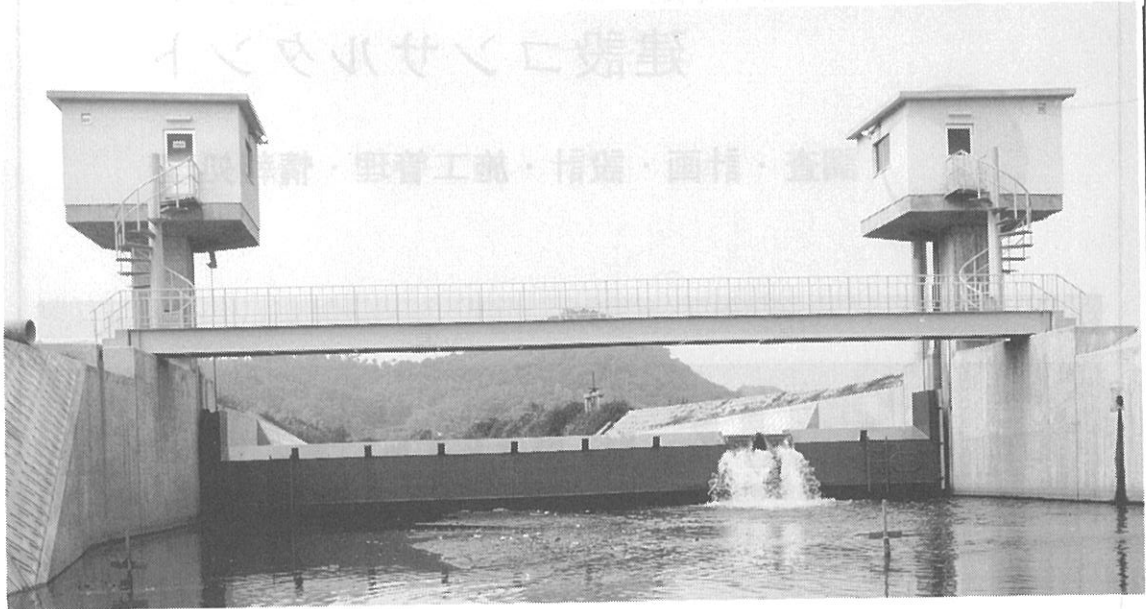
高松 ☎(0878)66-0899

岡南 ☎(086)296-7940

神戸 ☎(078)362-2051

山口 ☎(08397)3-6881

# かけがえのない水資源の、 有効活用のために。



水の惑星、地球。

地上のあらゆる生物は、水を生命のよりどころとしています。

その、かけがえのない水資源を、私たちの暮らしに最大限に有効活用するために、  
当社の製品は世に送り出され、また、確かな製品を作りだすための技術的努力は、  
川の流れのように、決して休むことなく続けられています。

「水に随い、水を利し、水と和し、水を治める」

————— この、水に対峙する真摯な気持ちを企業テーマに、  
私たちは自然環境と調和する製品や技術の創造を通して、豊かな社会環境づくりに  
貢献していきたいと思えます。

株式  
会社 **大和鉄工所**

## 事業内容

水門・自動堰・防塵機・

ダム取水設備

立体駐車装置の製造開発

本社 / 〒704 岡山県岡山市金岡西町1108-2

TEL (086)948-3777 FAX (086)948-3789

高知営業所 / 〒782 高知県香美郡土佐山田町佐古藪173-1

TEL (08875)3-5756 FAX (08875)3-2154

奈良営業所 / 〒636-03 奈良県磯城郡田原本町千代374-1 伊吹ビル3階

TEL (07443)3-6815 FAX (07443)2-0847

豊かさ と 快適な環境を創造する  
建設コンサルタント



調査・計画・設計・施工管理・情報処理

株式会社 **チェリーコンサルタント**

代表取締役社長	森 正義
岡山支社長	大久保 富之
岡山支社技術部長	市川 巧

本 社 〒760 高松市栗林町3丁目7番23号  
TEL 0878-34-5111 (代)

岡山支社 〒700 岡山市西古松2丁目24番5号  
TEL 086-243-1670 (代)

事 務 所 東 京・松 山・熊 本

営 業 所 名 古 屋・京 都・北 陸・兵 庫・松 江・山 口  
高 知・徳 島

# 地質調査技術の多様化と 解析能力の高度化

現代に即応すべく日々努力しています



調査ホーリング

建設コンサルタント業登録・測量業登録・地質調査業登録・建設業登録

 株式会社 **ナイバ**

代表取締役社長 **村尾 恒義**

本 社 高松市塩上町1丁目3番6号 TEL 0878-62-5121  
岡山支店 岡山市洲崎2丁目14番19号 TEL 086-262-3812  
愛媛支店 松山市保免上1丁目16番21号 TEL 0899-21-2266

次の世代に贈る  
自然と環境の調和



建設コンサルタント  
株式会社 なんば技研

代表取締役 難波 貞敏

取締役副社長 若狭 一裕

取締役副社長  
奈良支社支社長 三村 恵勇

専務取締役  
津山支社支社長 上原 定行

本社 倉敷市玉島長尾214-1 ☎710-02 TEL (086) 526-8382  
FAX (086) 525-5683

奈良支社 奈良県大和高田市大和16-4 ☎635 TEL (0745) 22-4628

津山支社 津山市山下9-12 ☎708 TEL (0868) 23-3208

創業80年への挑戦



# 蜂谷工業

株式会社

取締役社長

蜂谷俊夫

本社 岡山市鹿田町二丁目三十一六

支店 東京・広島・倉敷高梁

農村の生活環境基盤づくりに

技術で応え貢献しています

農業集落排水施設

農村の生活排水を  
処理し、生活環境の  
改善と、自然環境を  
守ります。



農村総合整備

橋 梁

橋梁、水門、除塵機、農業集落排水施設、噴水、自動化機械、食品機械



株式 山本鉄工所  
会社

代表取締役 妹尾 靖朗

本社工場 〒700 岡山市高柳東町2番15号  
TEL (086)252-2412(代) FAX (086)252-8764  
九幡工場 〒704 岡山市九幡1119-15  
TEL (086)948-3608 FAX (086)948-3660  
升田工場 〒704 岡山市升田514番



# 自然と文化のインターフェイスへ



ウォールパネル工法（玉石張修景埋型枠工法）

## ランデス株式会社

本社  
岡山県真庭郡落合町開田630-1 〒719-31  
TEL 0867-52-1141代 FAX 0867-52-3515

本社営業所  
岡山県真庭郡落合町開田630-1 〒719-31  
TEL 0867-52-1021代 FAX 0867-52-2501

岡山営業所  
岡山市門前410-1 〒701-13  
TEL 086-287-7777代 FAX 086-287-6257

広島営業所  
広島市東区光町1丁目12 サンポービル301 〒732  
TEL 082-261-9531代 FAX 082-261-9537

東広島出張所  
東広島市西条上市町5番5号 〒724  
TEL 0824-24-5051代 FAX 0824-24-5061

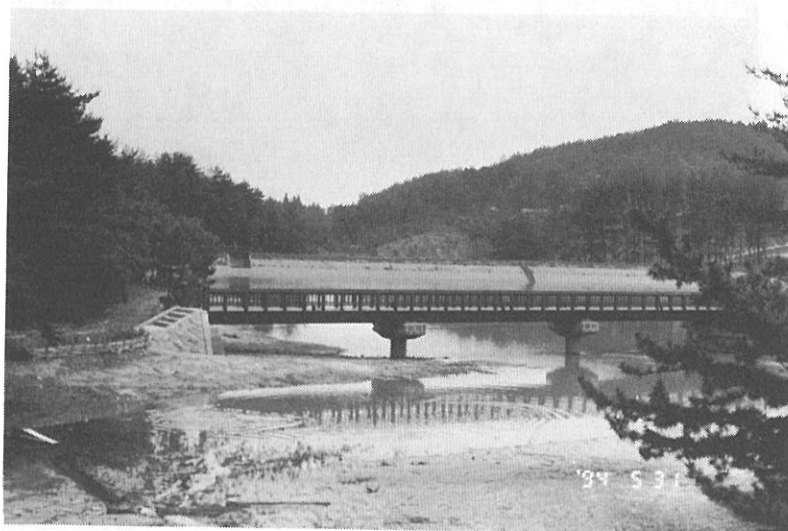
山陰営業所  
鳥取県倉吉市見日町600 〒682  
TEL 0858-22-7220代 FAX 0858-22-3114

倉敷出張所  
岡山県倉敷市水島川崎通1丁目 〒712  
TEL 086-447-4845代 FAX 086-447-4846

福山出張所  
広島県福山市東深津町3丁目73 〒721  
TEL 0849-21-5235代

地域社会に密着した開発を目指して

水と緑の環境づくり



測量設計コンサルタント

**WaKo** 株式会社 ワコー設計

取締役会長 奥 毅

取締役社長 須江 正人

本社 岡山県英田郡英田町福本619-1

TEL (08687)4-3735

FAX (08687)4-2245

# 農業土木学会農村計画研究部会規約

(昭和60年5月9日改正)

## 名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

## 目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

## 事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

## 所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

## 役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長1人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

## 総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

## 役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

## 経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

## 入退会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

## 事務局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2 農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室内におく。

1994年8月10日 印刷

1994年8月15日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会  
〒305 茨城県つくば市観音台2の1の2  
農林水産省農業工学研究所  
農村整備部 地域計画研究室内

TEL 0298-38-7548, 7549

口座番号 00180-3-22279

口座名称 農村計画研究部会

制 作 財団法人 農林統計協会

〒153 東京都目黒区目黒2-11-14大鳥ビル

TEL 03-3492-2987 (代)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol. 23-1 No. 41

1994. 8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305 JAPAN